

第3期宇城市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和2年3月
宇 城 市

は じ め に

今日の地域社会では、少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化などにより、家庭や地域における人間関係が希薄になりつつあり、相互扶助の機能が弱まるにつれ、一人暮らしの高齢者や障がい者、子育て中の家庭など、何らかの支援が必要な方への対応が難しくなってきています。



そのような中、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めていくには、市民の皆様をはじめ、関係機関や行政が協働して地域の福祉課題の解決に取り組む必要があります。

宇城市では、平成22年3月に第1期計画を、平成27年3月に第2期計画を策定し、市民の皆さまにご協力いただきながら計画の推進に取り組んでまいりました。このたび、より一層の地域福祉の推進の図るため、「第3期宇城市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

市民の皆さまとともに、各団体、関係機関、社会福祉協議会及び行政が協働し、地域に根ざした支え合いのまちづくりを進め、「住んでよかった」と実感して頂けるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

実現のためには市民の皆さまの協力が不可欠となります。今後とも皆さま方のより一層のご理解と参画を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりましてご尽力いただきました策定協議会委員の皆さま、市民意識調査、市民部会等でご協力いただきました皆さま並びに関係機関の方々に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

宇 城 市 長
宇城市社会福祉協議会長

守田 憲史

目 次

第1章	計画の位置づけと進め方	1
1.	計画の位置づけ	1
2.	計画の目的	3
3.	法的根拠と社会福祉法の改正等	4
4.	上位計画及び関連計画との整合性	5
5.	計画の策定体制	6
6.	アンケート調査及びパブリックコメントの実施	7
第2章	計画の前提と地域の状況	8
1.	統計資料からみた地域の状況	8
2.	市民意識調査の結果からみた宇城市の状況	16
3.	団体意識調査の結果からみた宇城市の状況	27
4.	ワークショップ（市民部会）からみた状況	31
5.	各種調査結果に沿った第3期計画の課題	33
第3章	地域福祉計画	37
1.	課題の整理	37
2.	計画の理念	39
3.	計画の柱と取り組み	40
4.	計画の柱による地域福祉の推進	42
第4章	地域福祉活動計画	56
1.	社会福祉協議会（地域福祉活動計画）の理念	56
2.	社会福祉協議会の主要事業	57
3.	社会福祉協議会の取り組み	62
第5章	計画の推進	75
1.	計画実現のための役割と取り組み	75
2.	関係団体との連携・協働、計画の進行管理	78
資料		81

第1章 計画の位置づけと進め方

1. 計画の位置づけ

平成27年度～平成31年度の5年間を計画期間とする第2期宇城市 地域福祉計画・地域福祉活動計画を、一体的に策定。計画策定から5年が経過し、計画の見直しを行うこととします。

● 地域福祉について

- ・ 全国一律な「社会福祉」に対し、地域福祉は「身近な暮らしの場」で、地域の福祉資源（施設や人材等）を活用し、地域で工夫して進める福祉のことです。
- ・ 赤ちゃんからお年寄りまですべての年代に関わるものです。
- ・ 自らや家族・親族による「自助」、地域での支え合いの「共助」、公的機関による「公助」のそれぞれの充実と相互補完を進めるものです。そのためには、公的な福祉制度と、地域の支え合い、健康、生きがい、防犯・防災、外出・社会参加・地域貢献、教育・文化、生活環境整備等の幅広い分野と関連付ける必要があります。
- ・ 上記のため、行政・社会福祉協議会、福祉関連事業所・地域住民が相互に補いながら進めていくのが「地域福祉」です。

● 地域福祉計画の役割

- ・ 行政施策全般で、地域福祉の視点「高齢者・障がい者・子ども、健康を地域の特性を踏まえて取り組むこと」で組み立てます。
- ・ 住民の支え合い活動や自主的な健康づくり等の基盤・環境づくりの計画。福祉の視点での総合計画（住民・市民団体・機関等とともに取り組む）となります。
- ・ 住民自らの課題発見・解決策の工夫。また、福祉関連事業所・NPO等の地域人材と協働した取り組みにつなげる基本的な路線・枠組みを設定します。

● 地域福祉活動計画の役割

- ・ 住民・各種団体・福祉関連事業所等が、地域福祉推進のため取り組む事業の項目・内容への誘導策を整理します。

● 一体的に策定

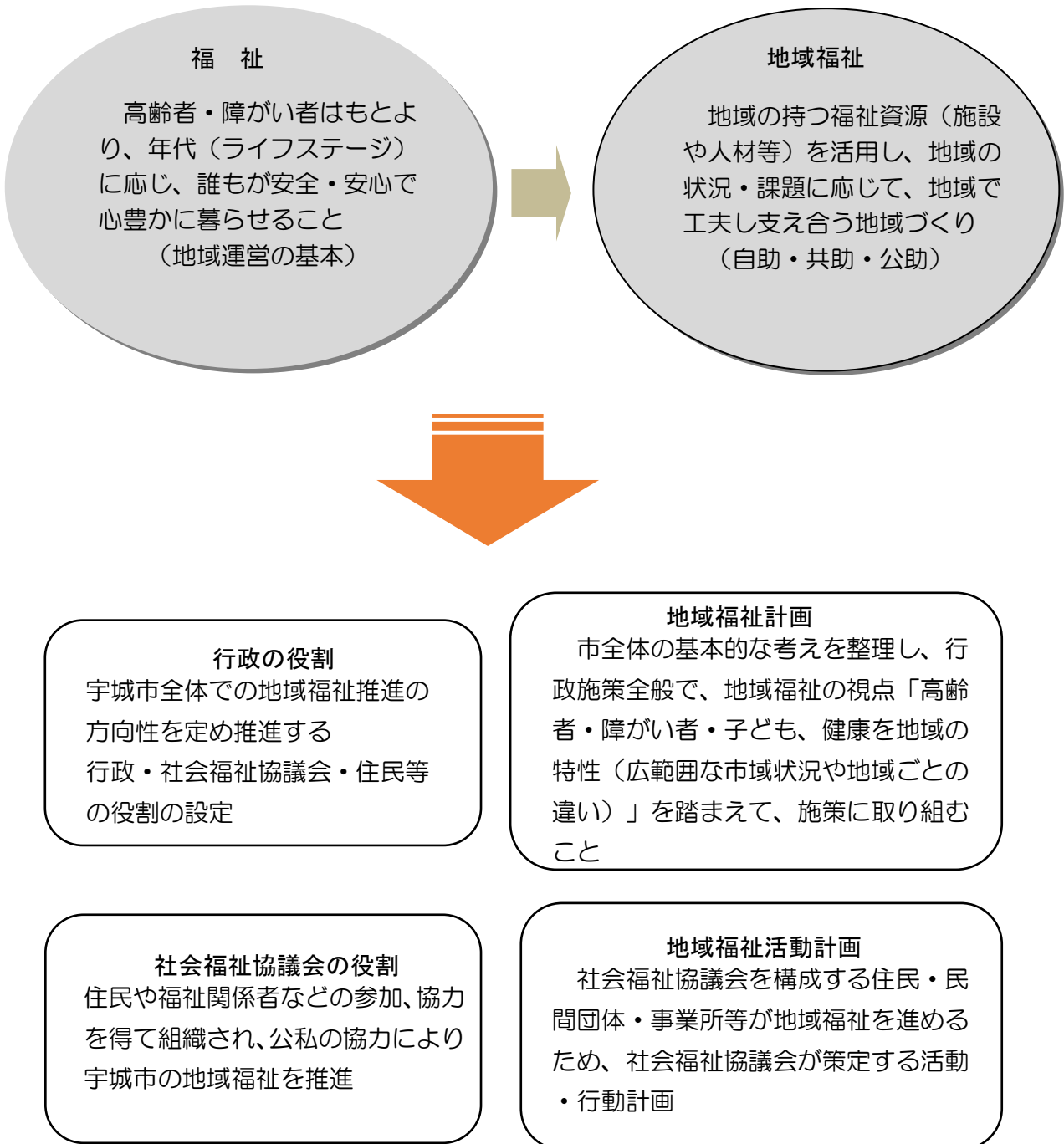
- ・ 住民・各種団体・福祉関連事業所等が、地域福祉推進のため取り組む事業の項目・内容への誘導策を整理し市としての地域福祉推進に関わる地域福祉計画と、地域福祉推進を実働的に担う社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体として策定します。

地方自治法第1条の2

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割りを広く担うものとする。

社会福祉

全国一律に進める基本的な福祉
高齢者・障がい者・子ども等の個別計画
で推進



2. 計画の目的

● 計画策定の目的

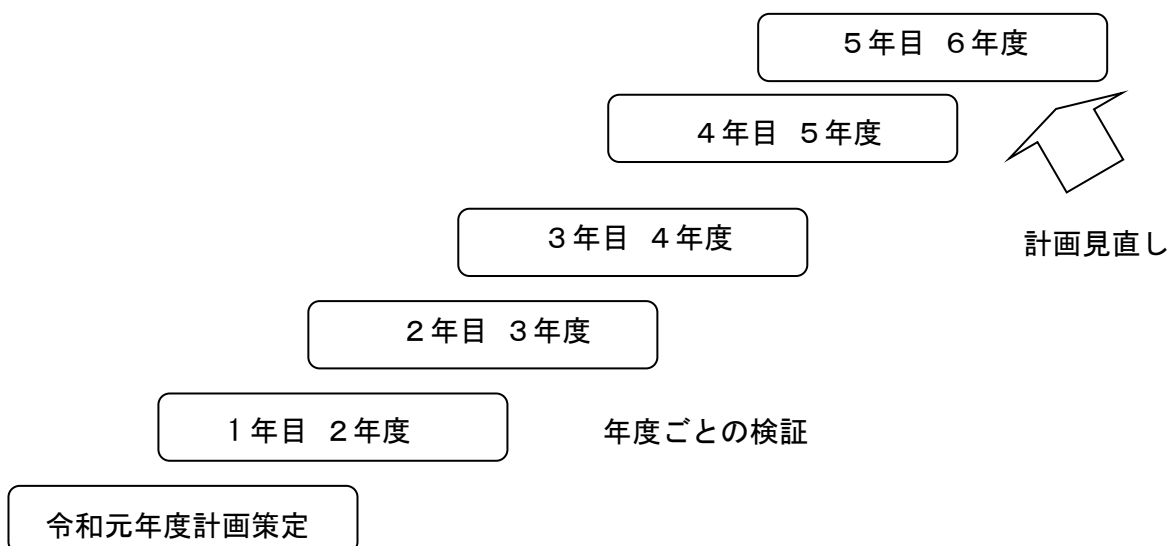
- ・ 少子高齢化が一層進行するなか、ひとり暮らし高齢者等の生活利便性の確保、近隣関係の希薄化等のなかでの孤立死やオレオレ詐欺等の悪徳商法被害防止も以前にも増して重要になっています。
- ・ 熊本地震や九州北部豪雨災害など災害に備えた避難や防災体制の整備も重要事項となっています。
- ・ 生活困窮をはじめ複合的な課題を抱える世帯・人への地域としての支え合いの進め方も課題となっています。
- ・ 地域によっては、人口減少だけでなく世帯数の減少も進行しており、地域や集落の維持そのものが課題となっています。
- ・ 今後の75歳以上の後期高齢者人口の増加のなかで介護保険費用や高齢者医療費の増加が見込まれます。財政面からも介護や病気に極力ならない健康づくりや地域での取り組みが必要とされています。

このような状況を見据え、公的なサービスだけでなく、地域での支え合いや、NPO、民間事業所等の協力、参加のもとに、地域での安全・安心な暮らしづくりを進めることを計画策定の目的とします。

● 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第1次地域福祉計画 (H22～H26)					第2次地域福祉計画 (H27～R1)					第3次地域福祉計画 (R2～R6)				



3. 法的根拠と社会福祉法の改正等

● 法的根拠

計画の法的根拠は次のとおりとなっています。

社会福祉法第 107 条に定める「市町村地域福祉計画」に該当し、市町村が行政計画として策定するものです。

市町村地域福祉計画は、地域福祉の推進に関する事項として以下の事項を一体的に定める計画とされています。

- ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

さらに、社会福祉法の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）により下記の事項を、計画に盛り込むこととしています。

- ・ 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・ 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合）

地域福祉活動計画は、全国社会福祉協議会による「地域福祉活動計画策定指針」に沿って策定するもので、

宇城市社会福祉協議会が呼びかけ、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

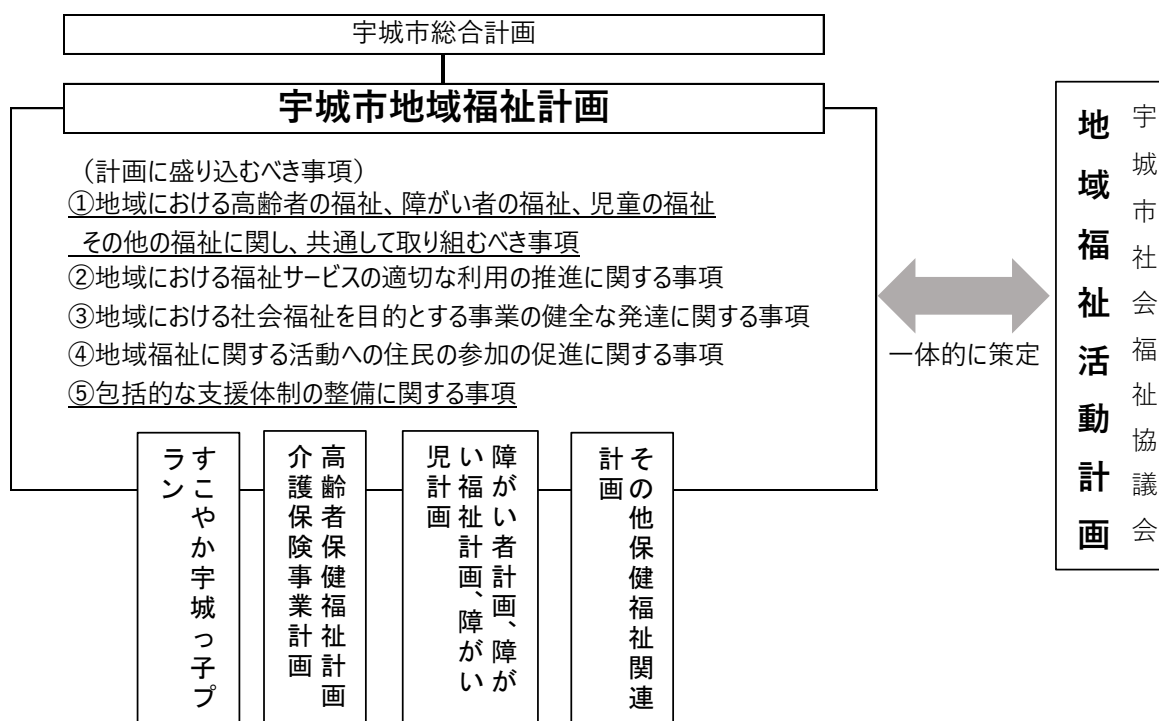
4. 上位計画及び関連計画との整合性

計画の策定に当たっては、「宇城市総合計画」を上位計画と位置づけ、整合性を図るものとします。

現状では、高齢者、障がい者、子ども・子育てといった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしていますが、これらに共通する事項を地域福祉計画に盛り込むことで、他の計画の「上位計画」として位置付けます。

また、高齢者いきいきプラン、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携及び整合性を図るものとします。

■ 総合計画、個別計画の位置づけ



※①と⑤は社会福祉法改正（平成30年4月1日施行）により追加された事項

5. 計画の策定体制

● 計画立案及び検討

合同事務局

社会福祉課と社会福祉協議会の地域福祉課とで合同事務局を構成し、連携した企画立案を行います。

作業部会

行政関係課を加えた作業部会で総合調整を行い、各課施策の地域福祉の視点での調整など横の連携を図ります。

市民部会

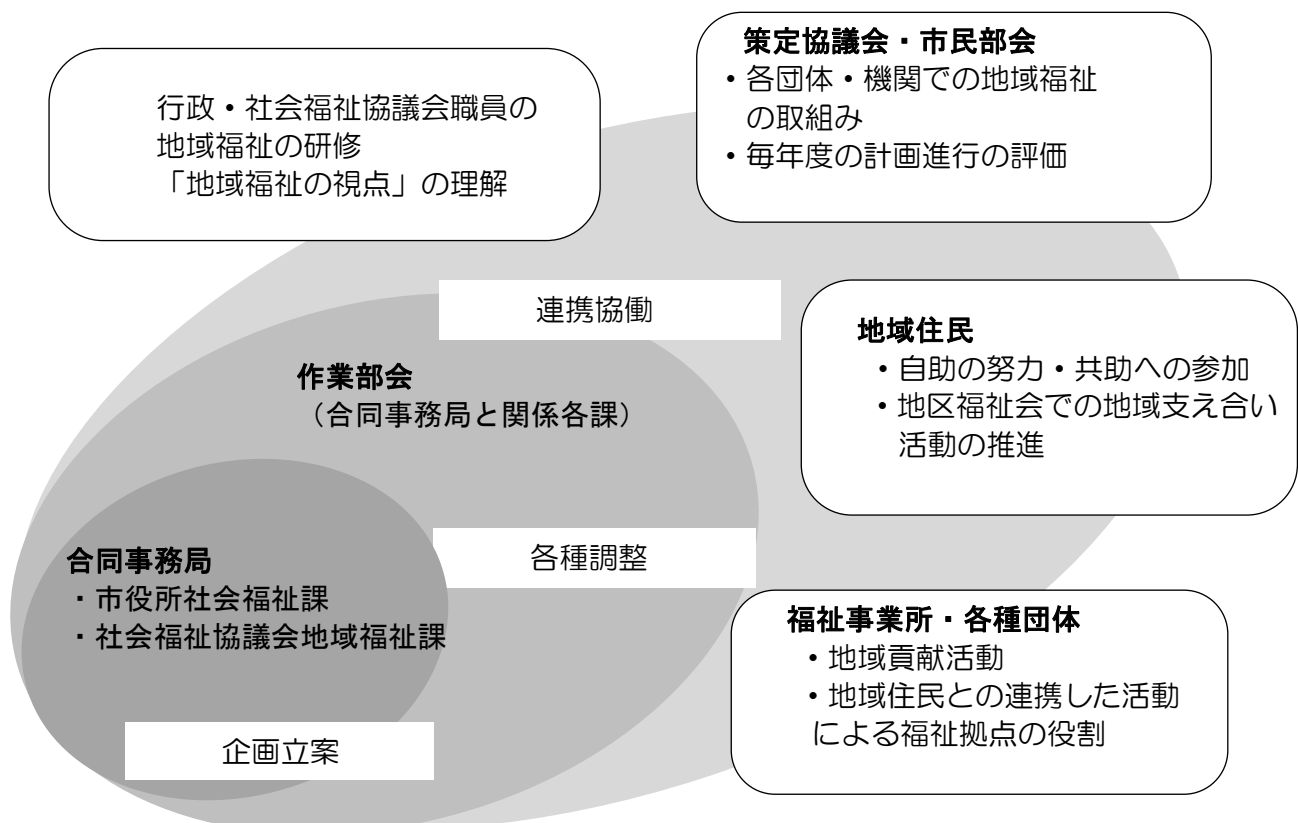
公募等により選出された市民等で構成する作業部会で素案の立案等を行います。

地域住民との協働

福祉座談会の開催、見守りマップ作成、人材育成と活躍の機会提供等で協働。とくに、社会福祉協議会が担う福祉座談会や地区福祉会活動支援等で直接地域とのつながりを進めます。

福祉事業所や各種団体との協働

地域の福祉資源として福祉事業所との連携を行っていく。また、各種団体とは情報交換を密にし、より一層の協働を進めます。



6. アンケート調査及びパブリックコメントの実施

市の現状や課題等を抽出・把握するため、アンケート調査を実施しており、計画策定の基礎資料として活用します。

● 市民意識調査

調査対象区域は市全域とし、市内在住の20歳以上の男女3,000人とした意識調査を実施しました。

実施概要は下記のとおり。

■ 調査対象と抽出方法

- ・市内在住の20歳以上を対象に住民基本台帳より3,000人を無作為抽出

■ 調査方法

- ・郵送による配布・回収

■ 実施期間

- ・平成31年1月10日～平成31年1月31日

■ 有効回収数及び有効回収率

1,319人（44.0%）

● 団体意識調査

調査対象区域は市全域とし、市内の民生委員・児童委員、地区福祉会、老人クラブのいずれかに所属されている方426人を対象とした意識調査を実施しました。

実施概要は下記のとおり。

■ 調査対象と抽出方法

- ・市内の民生委員・児童委員、地区福祉会、老人クラブのいずれかに所属されている方426人

■ 調査方法

- ・郵送による配布・回収

■ 実施期間

- ・平成31年1月10日～平成31年1月31日

■ 有効回収数及び有効回収率

343人（80.5%）

● パブリックコメント（意見公募手続き）

宇城市地域福祉計画を改定するにあたり、市民から意見や提案を募集することを目的に実施しました。

■ 実施方法

- ・市ホームページに掲載するほか、本庁社会福祉課及び支所で計画（案）の閲覧ができるようにしました。

■ 実施期間

- ・令和2年2月14日～令和2年2月27日まで

■ 実施結果

- ・意見提出者数：2人 意見の件数：8件

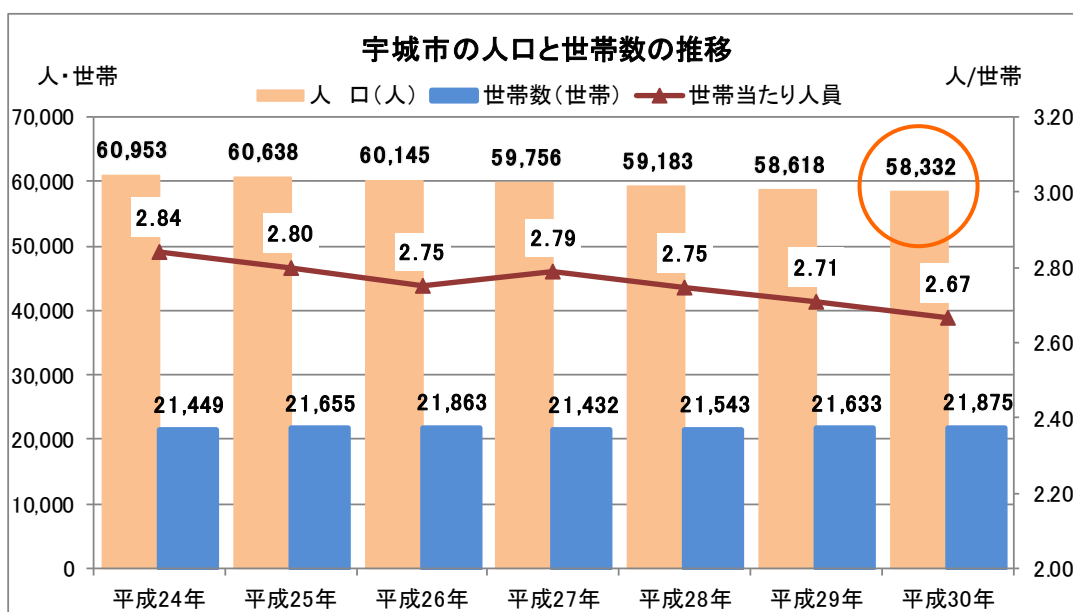
※意見の内容及び市の対応についてはホームページ上で公表しました。

第2章 計画の前提と地域の状況

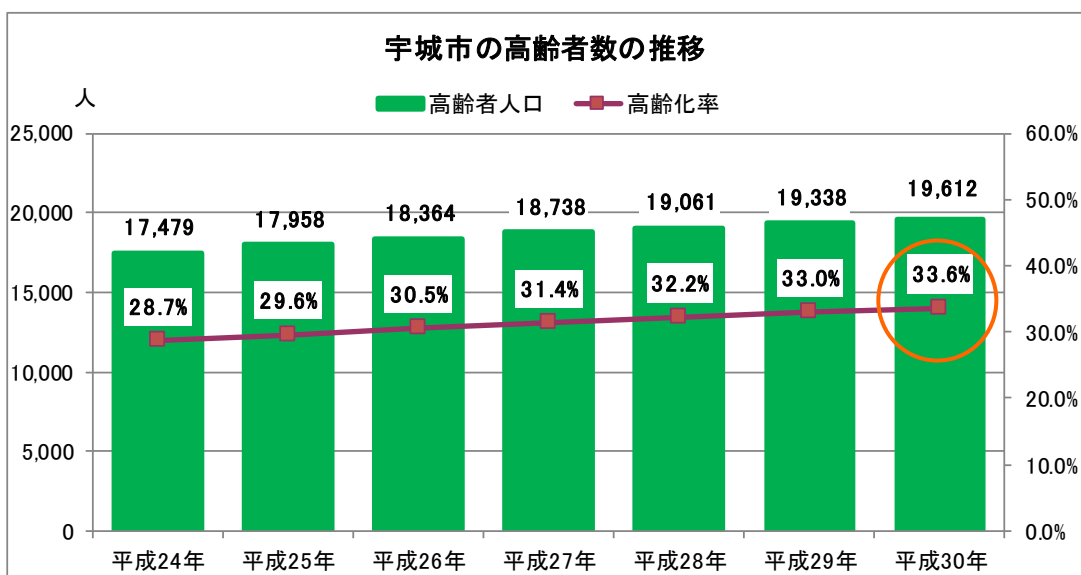
1. 統計資料からみた地域の状況

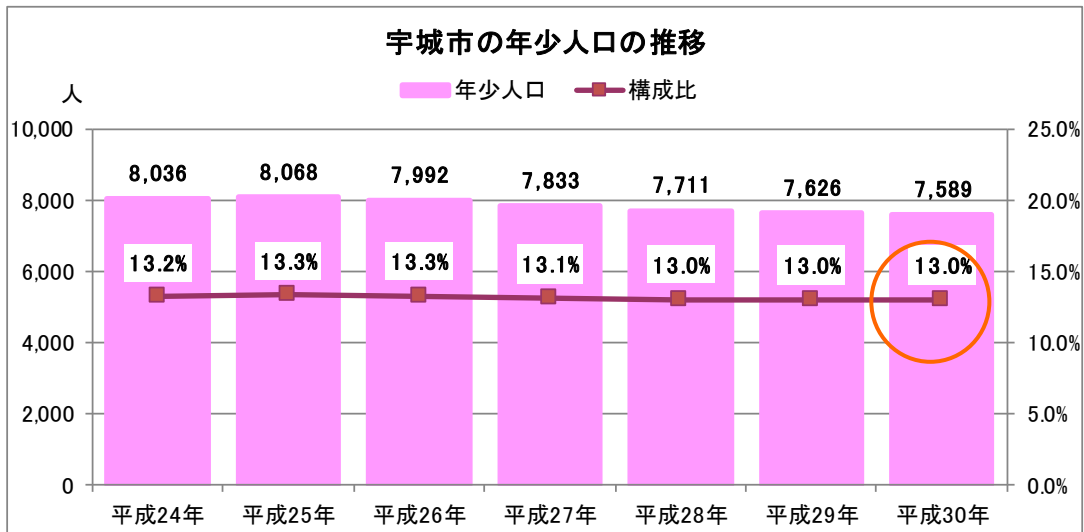
● 全市における人口の推移

- 本市の人口は平成24年の60,953人から平成30年には58,332人となり、2,621人減少しています。一方、世帯数は平成24年の21,449世帯から平成30年には21,875世帯となり、426世帯増加しています。
- 65歳以上の高齢者数をみると、平成24年の17,479人から平成30年には19,612人へと2,133人増加し、平成30年の高齢化率は33.6%となっています。一方、14歳以下の年少人口をみると、平成24年の8,036人から平成30年には7,589人へと447人減少し、少子高齢化が進んでいます。



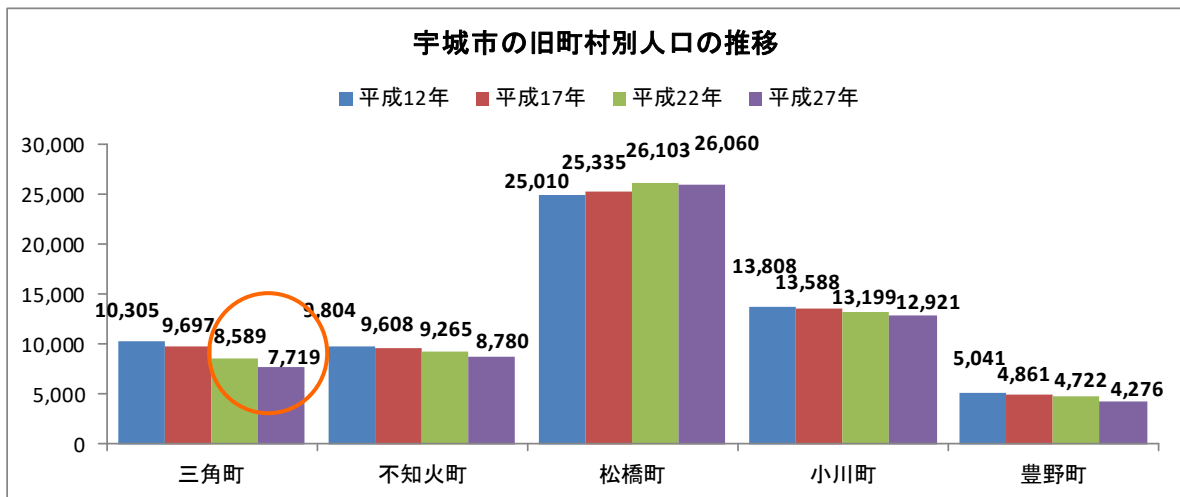
※国勢調査及び推計人口調査



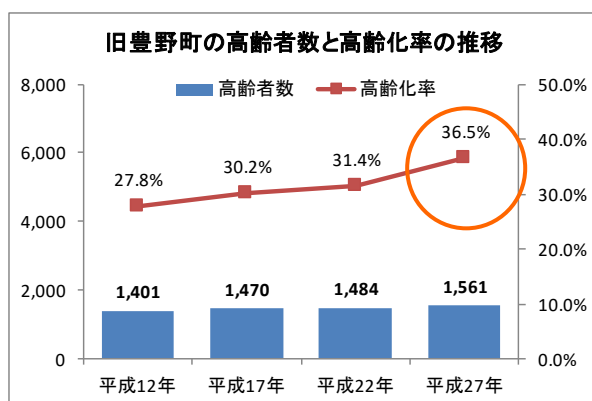
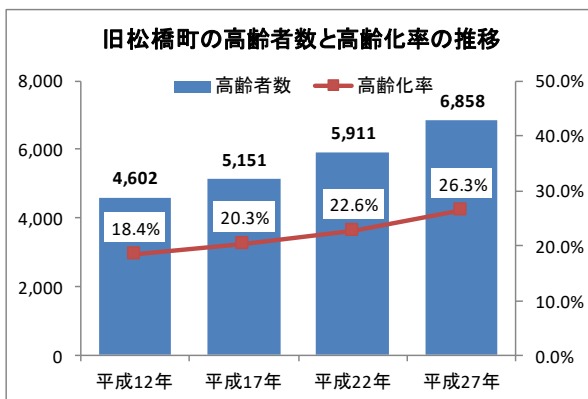
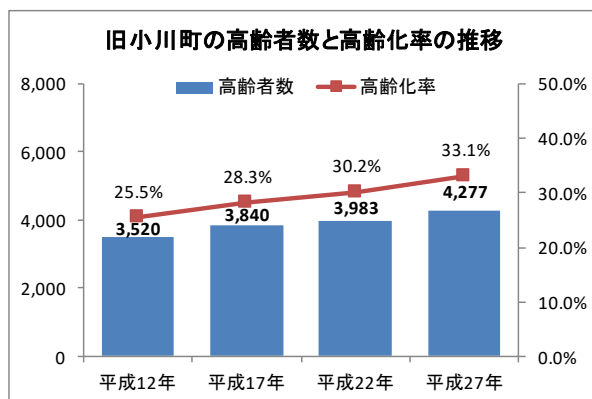
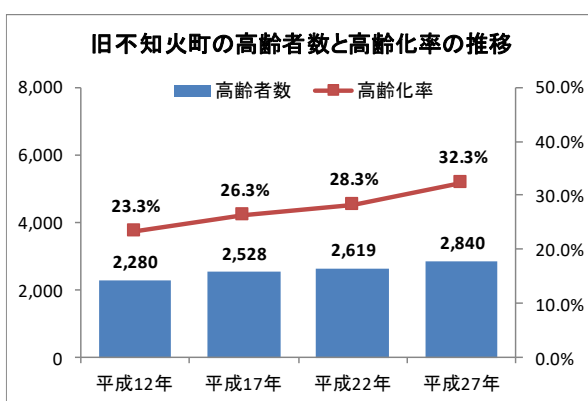
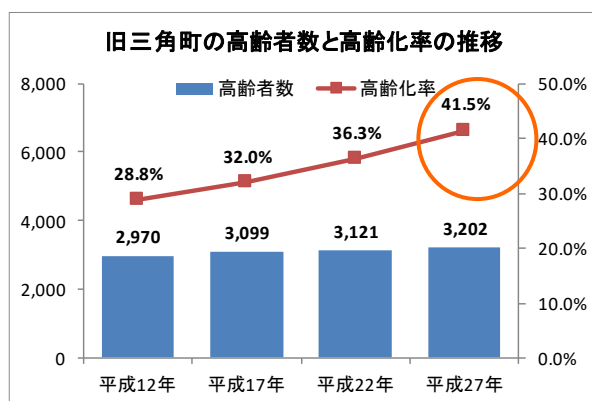


● 旧町別での人口の推移

- 旧町別に平成12年から平成27年までの人口の増減をみると、旧松橋町 1,050 人増、旧三角町 2,586 人減、旧不知火町 1,024 人減、旧小川町 887 人減、旧豊野町 765 人減となっており、旧松橋町を除くすべての町村で人口が減少しています。
- 平成27年の高齢化率をみると、高い方から旧三角町 41.5%、旧豊野町 36.5%、旧小川町 33.1%、旧不知火町 32.3%、旧松橋町 26.3%の順となっています。

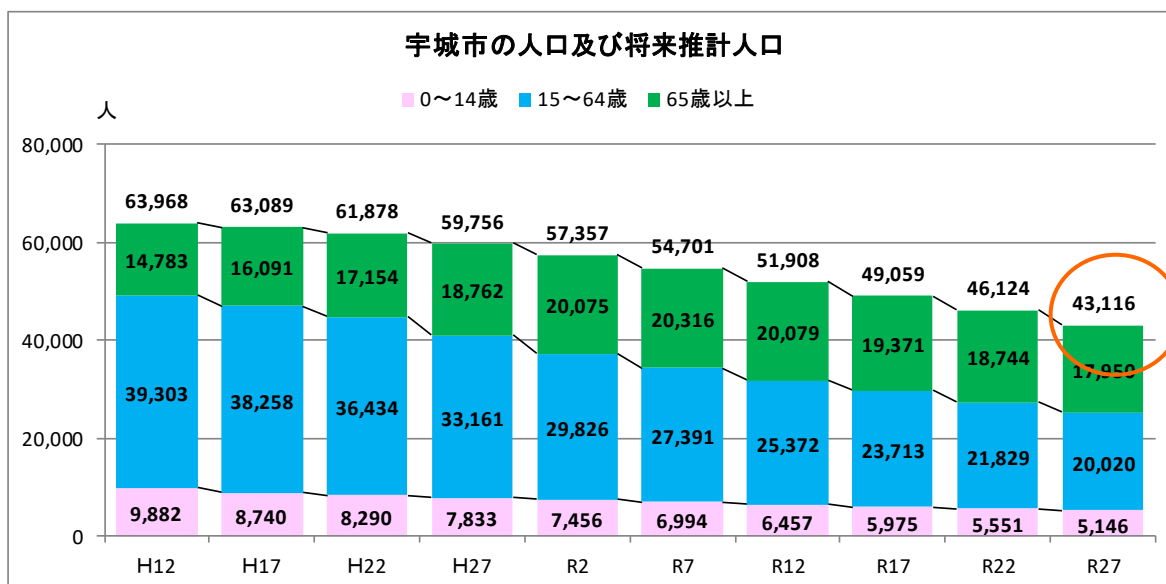


※国勢調査

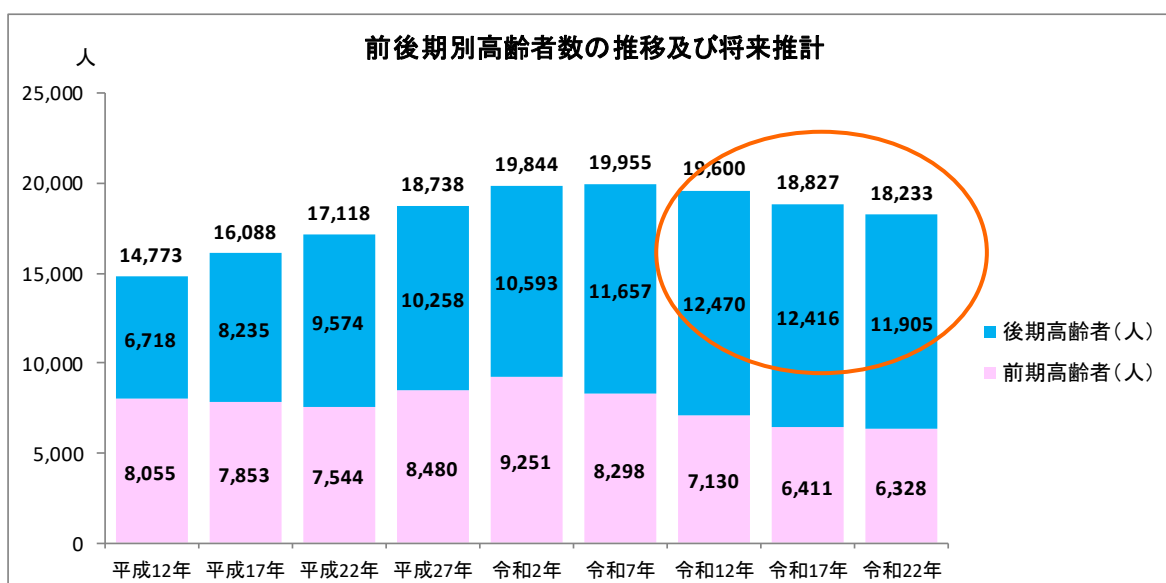
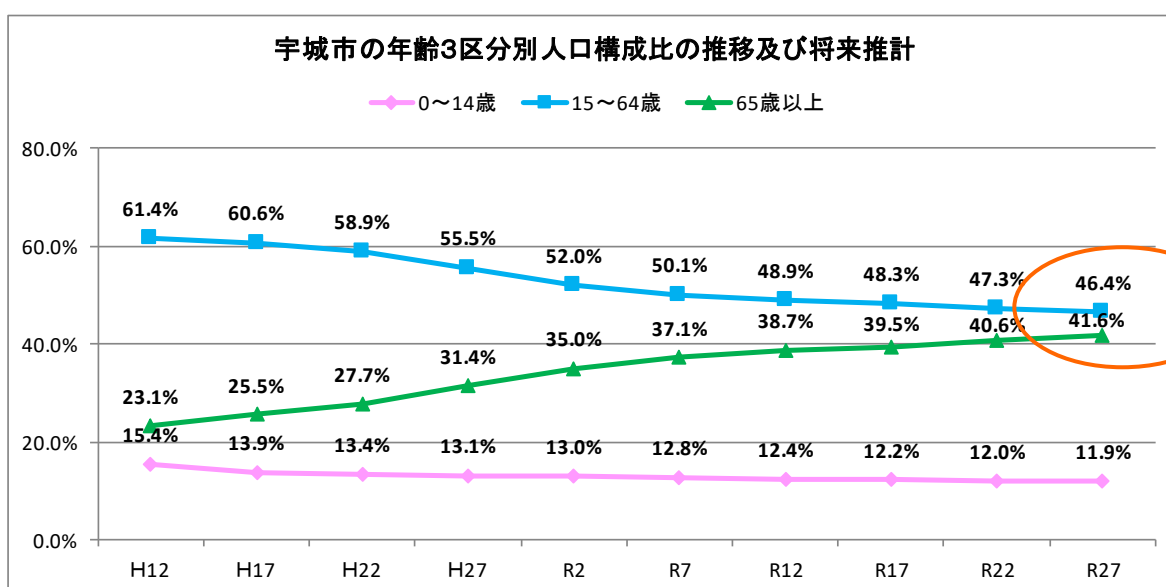


● 将来推計人口

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の平成30年の推計によると、本市の人口は平成27年の59,756人から令和27年には43,116人となり、30年間で16,640人減少します。
- ・ 高齢者数は平成27年の18,762人から令和27年には17,950人へと812人減少するものの、高齢化率は令和27年には41.6%に増加するとされています。
- ・ 15～64歳の生産年齢人口は平成27年の33,161人から令和27年には20,020人となり、30年間で13,141人減少。14歳以下の年少人口は平成27年の7,833人から令和27年には5,146人となり、30年間で2,687人減少するとされています。

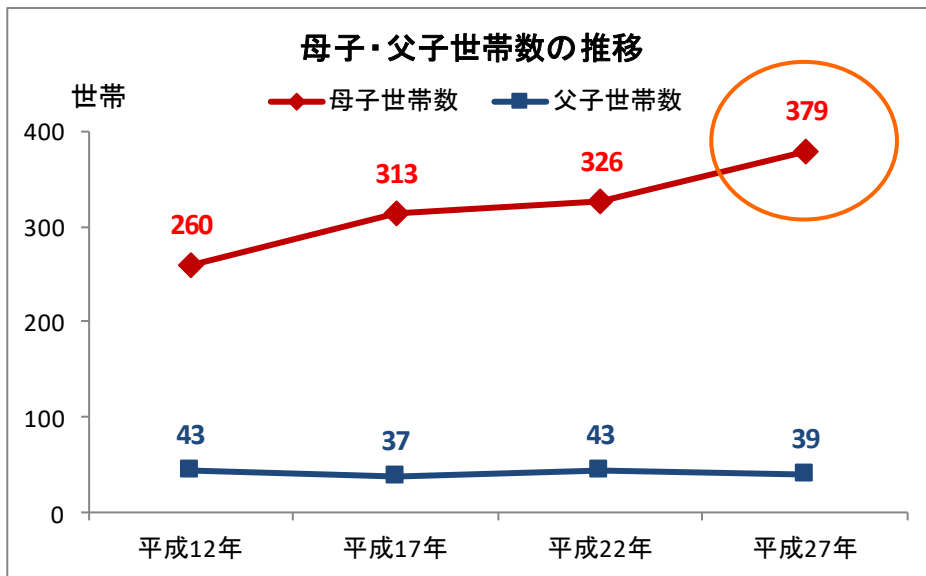


※国勢調査（H12～H27）及び「国立社会保障・人口問題研究所」（平成30年推計、R2～R27）

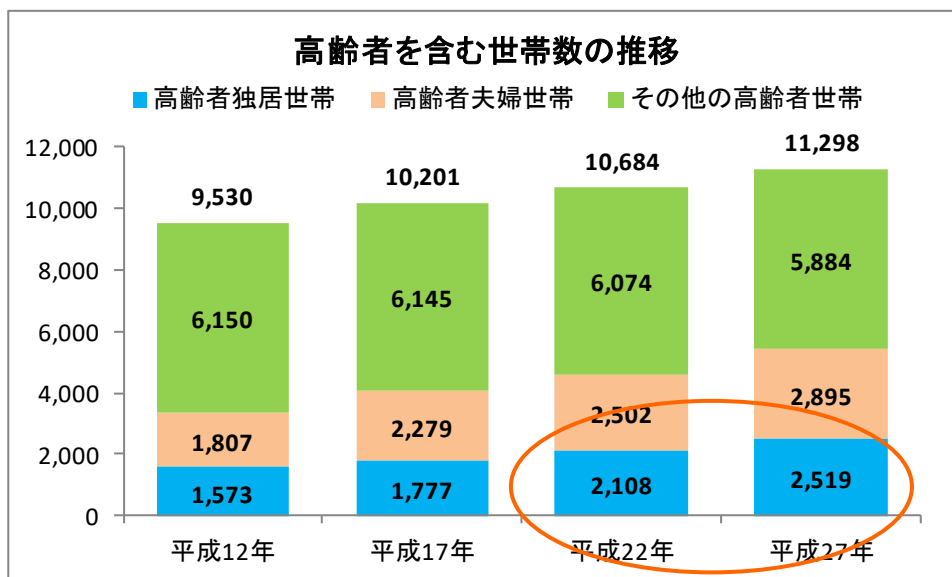


● 母子・父子世帯数及び高齢者世帯数の推移

- 母子世帯数の推移をみると、平成12年は260人でしたが、同17年313人、同22年326人、同27年379人となり増加傾向にあります。一方、父子世帯数をみると、平成12年の43人から平成17年37人、平成22年43人、平成27年39人と横ばい傾向にあります。
- 本市の高齢者を含む世帯数は平成12年の9,530世帯から同27年には11,298世帯となり、15年間で1,768世帯増加しています。このうち高齢者独居世帯は平成12年の1,573世帯から同27年には2,519世帯となり946世帯増加。高齢者夫婦世帯も平成12年の1,807世帯から同27年には2,895世帯となり1,088世帯増加しています。



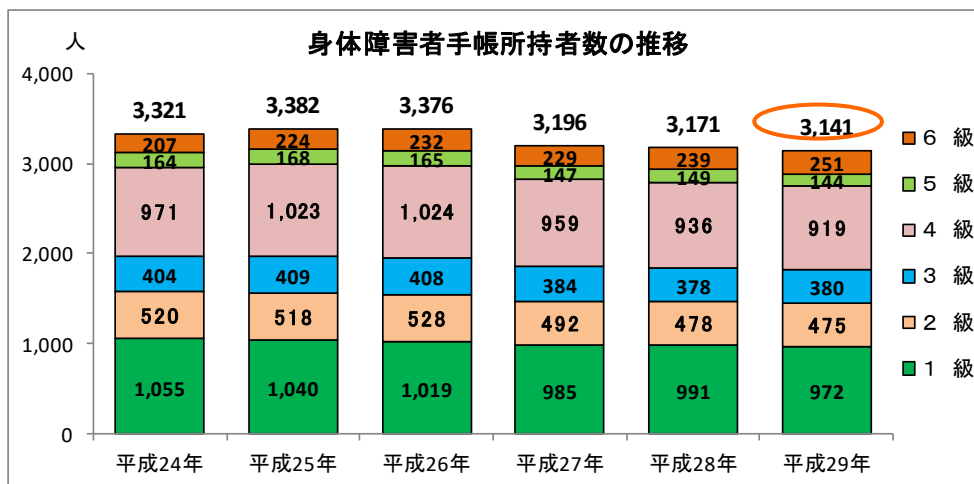
※国勢調査



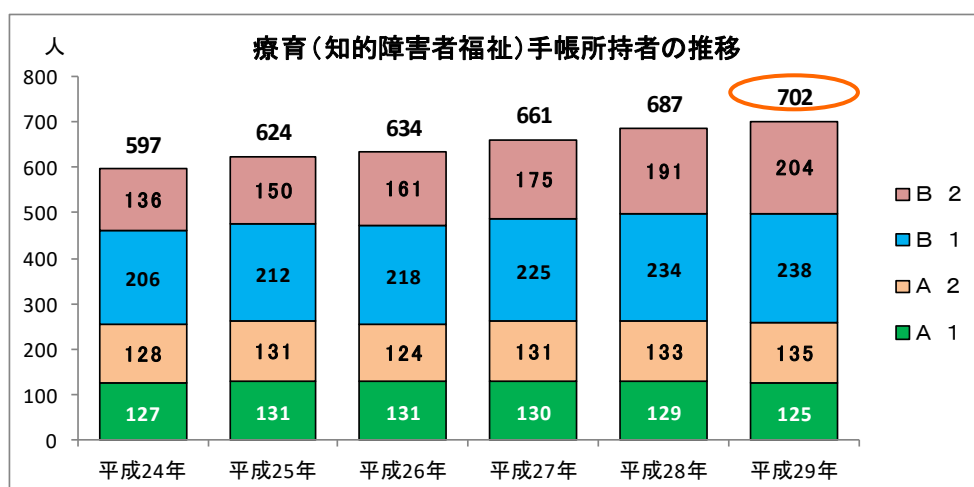
※国勢調査

● 障がい者の状況

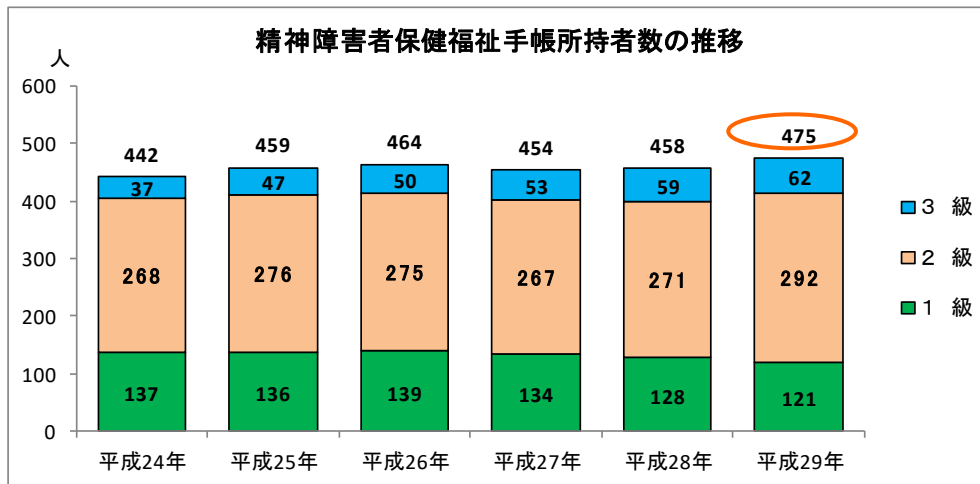
- 本市の身体障害者手帳所持者数は平成 24 年の 3,321 人から平成 29 年には 3,141 人となり、180 人減少している。平成 24 年と同 29 年を比較した等級別の増減数をみると、1 級 83 人減、2 級 45 人減、3 級 24 人減、4 級 52 人増、5 級 20 人減、6 級 44 人増となっています。
- 本市の療育手帳所持者数は平成 24 年の 597 人から平成 29 年には 702 人となり、105 人増加しています。平成 24 年と同 29 年を比較した判定別の増減数をみると、A1 判定 2 人減、A2 判定 7 人増、B 1 判定 32 人増、B 2 判定 68 人増と軽度の人が増加しています。
- 本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 24 年の 442 人から平成 29 年には 475 人となり、33 人増加しています。平成 24 年と同 29 年を比較した等級別の増減数をみると、1 級 16 人減、2 級 24 人増、3 級 25 人となっています。



※庁内資料 各年 10 月 1 日 平成 29 年は 6 月 1 日現在



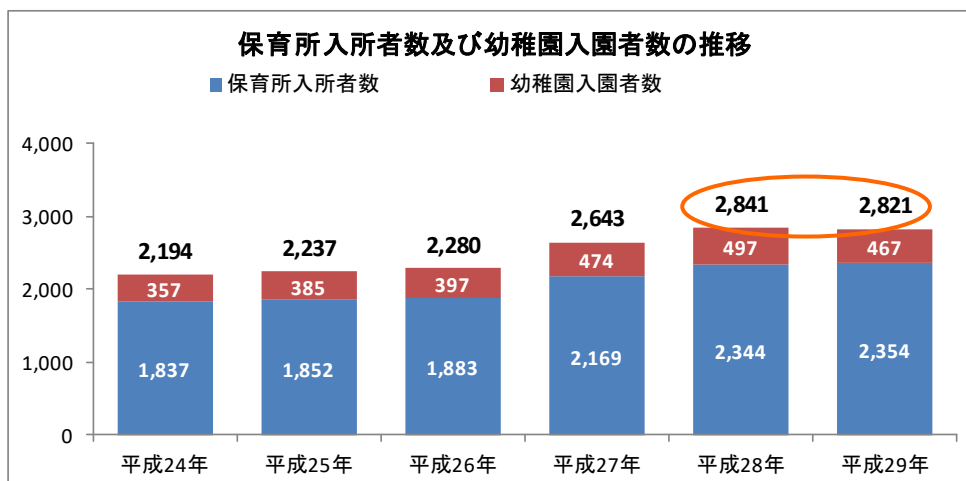
※庁内資料 各年 10 月 1 日 平成 29 年は 6 月 1 日現在



※庁内資料 各年 10 月 1 日 平成 29 年は 6 月 1 日現在

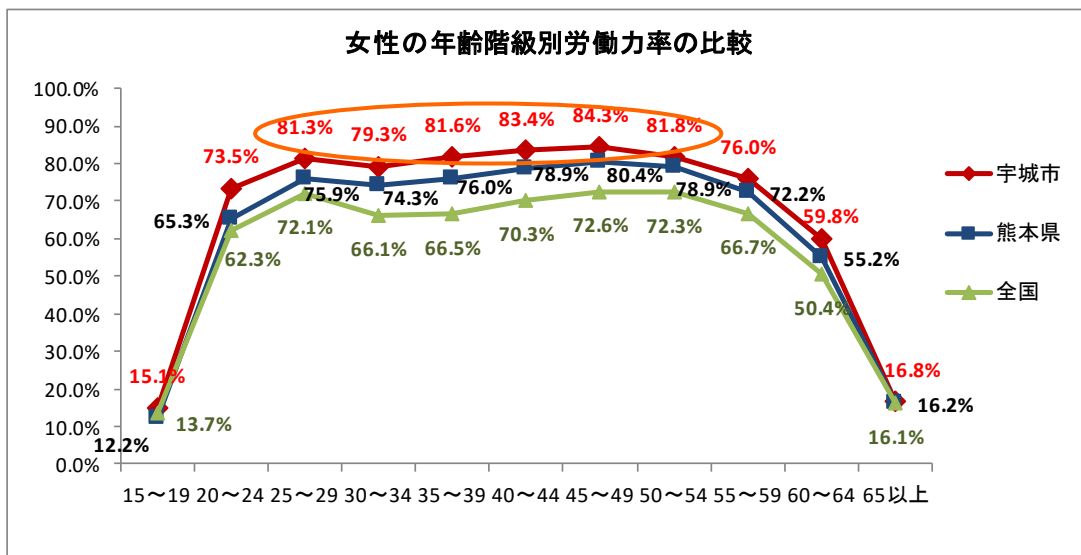
● 教育・保育の状況と女性の就業率、被保護世帯の状況

- 本市の保育所入所者数及び幼稚園入園者数は平成 24 年の 2,194 人から平成 29 年には 2,821 人となり、627 人増加している。平成 24 年と同 29 年を比較した種類別の増減数をみると、保育所 508 人増、幼稚園 110 人増となっています。
- 本市の女性における労働している人の割合は、すべての年代で県平均や全国平均の値を上回っており、保育園や幼稚園等のサービス需要が高いことがうかがえます。
- 本市の被保護世帯数は平成 27 年の 377 世帯をピークに平成 29 年には 347 世帯に減少しています。保護率も平成 27 年の 7.74% をピークに平成 29 年には 6.89% に低下しています。

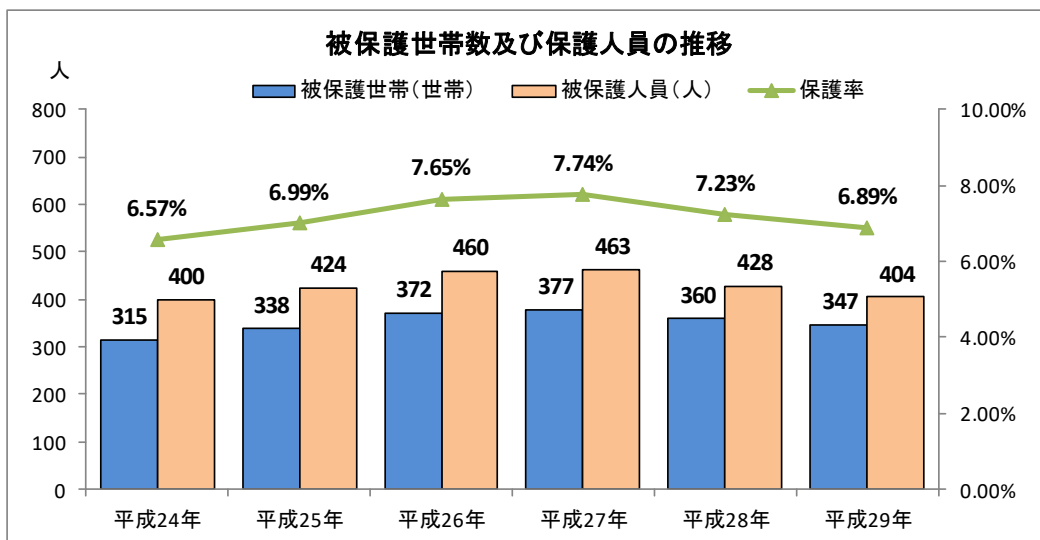


※学校基本調査（県統計調査課）各年度 5 月 1 日現在

※保育所入所者数については、各年度 4 月 1 日現在（H27 以降は認定こども園 2・3 号を含む）、幼稚園入園者数については、各年度 5 月 1 日現在（H27 以降は認定こども園 1 号を計上）



※平成 27 年国勢調査



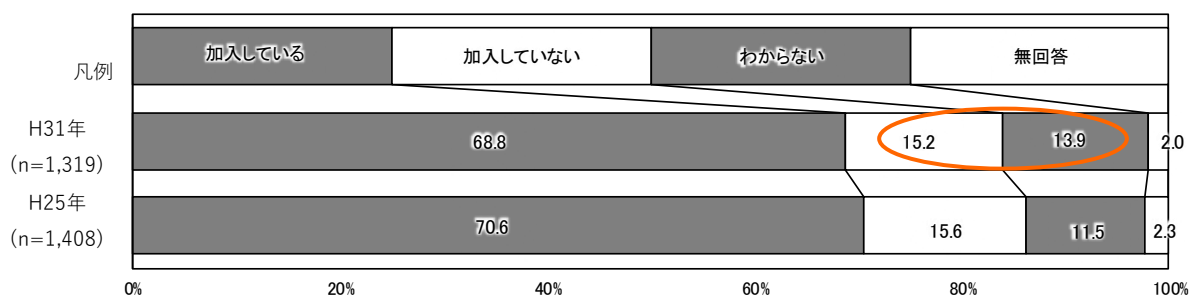
※保護率は人口千人に対する割合、世帯数、人員は年度平均
 ※熊本県の生活保護（県健康福祉部）

2. 市民意識調査の結果からみた宇城市の状況

● 自治会・小組合への加入状況

- 自治会・小組合への加入状況をみると、平成 25 年と比べ「加入している」人の割合に変化はみられません。ただし、「加入していない」と「わからない」を合わせた割合は 29.1%となっており、このような人に対する加入及び理解促進が必要となっています。

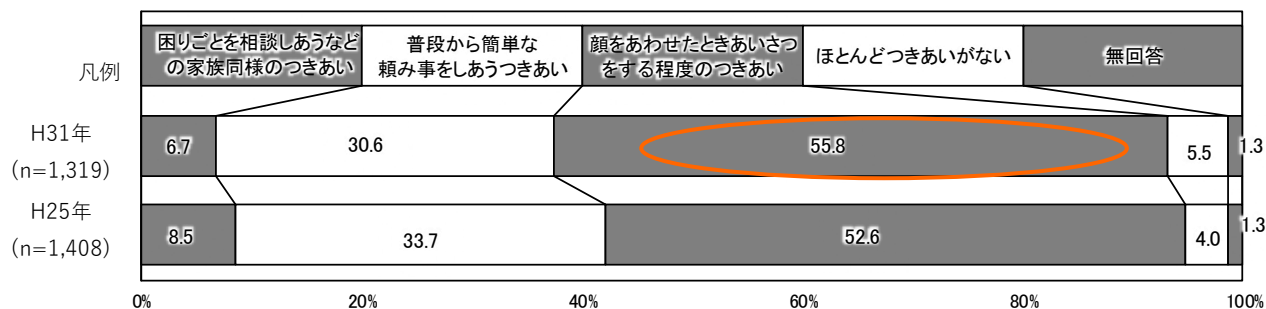
自治会・小組合への加入状況



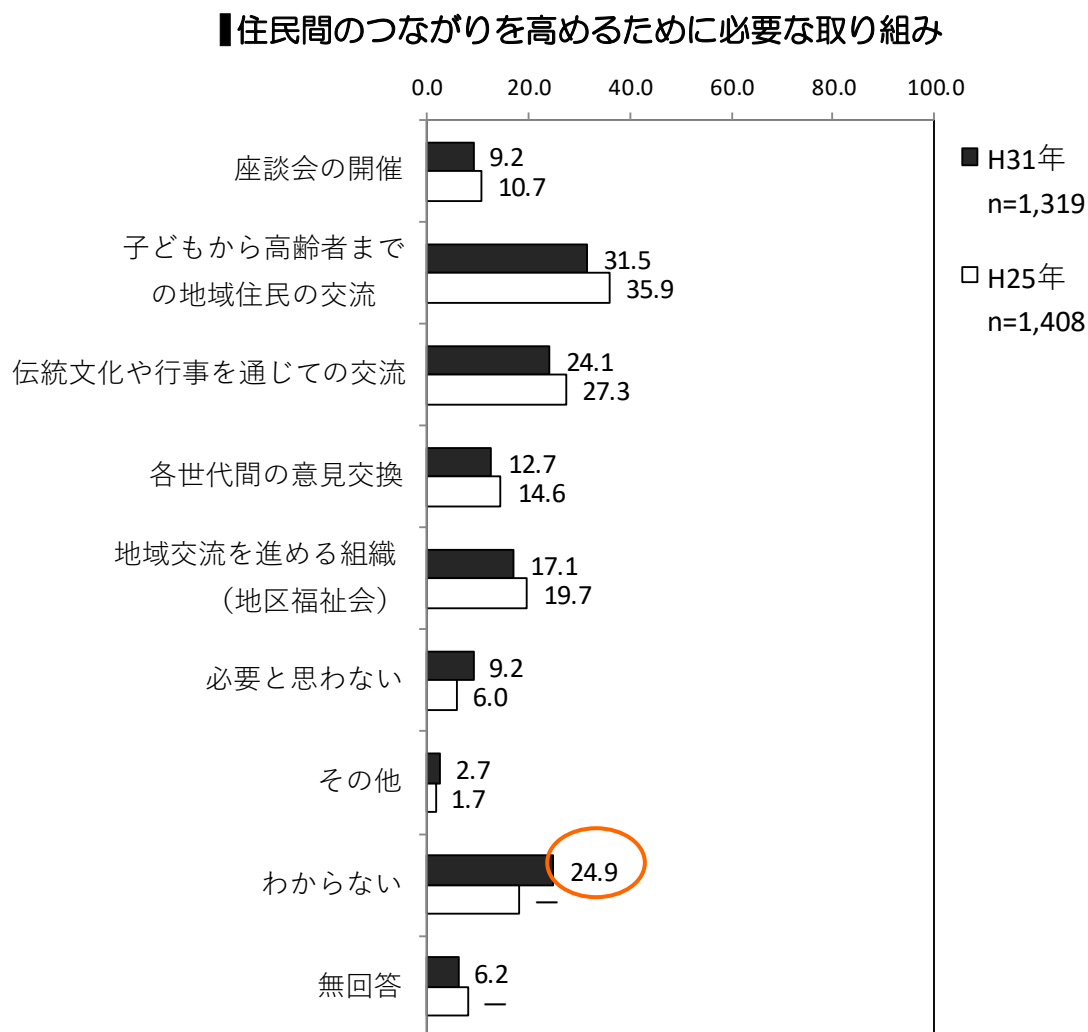
● 近所との付き合いの程度

- 近所との付き合いの程度をみると、平成 25 年と比べ大きな割合の変化はみられません。ただし、「顔をあわせたときあいさつをする程度のつきあい」と「ほとんどつきあいがない」を合わせた、付き合いの程度が薄い人の割合は 61.3%を占めており、平成 25 年と比べ 4.7 ポイント増加しています。

近所との付き合いの程度



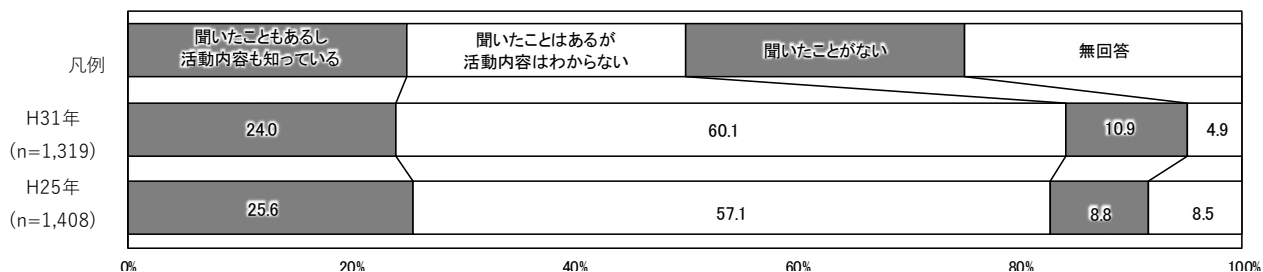
- 住民間のつながりを高めるために必要な取り組み
- ・ 「子どもから高齢者までの地域住民の交流」の31.5%が最も高く、以下、割合が高い方から「わからない」(24.9%)、「伝統文化や行事を通じての交流」(24.1%)、「地域交流を進める組織(地区福祉会)」(17.1%)、「各世代間の意見交換」(12.7%)の順となっています。平成25年調査との比較では、「必要と思わない」が3.2ポイント増加したほか、「わからない」が24.9%と2番目に高い割合となっています。



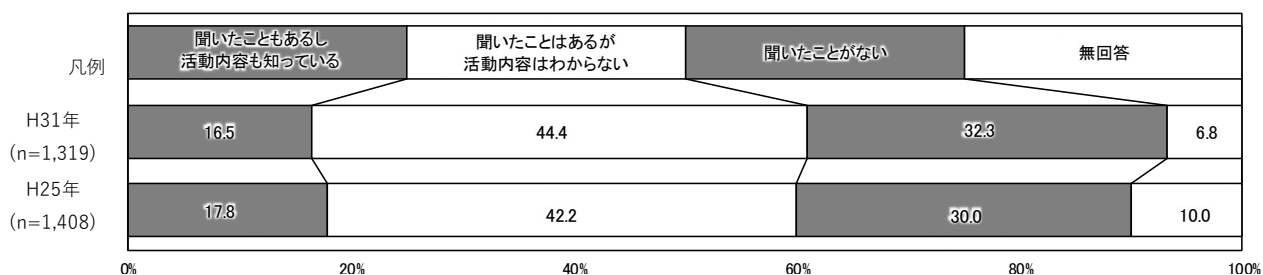
● 福祉関係団体の認知度

- 平成 25 年と比べ、特に「地域包括支援センター」と「民生委員・児童委員」の認知度が増加しています。

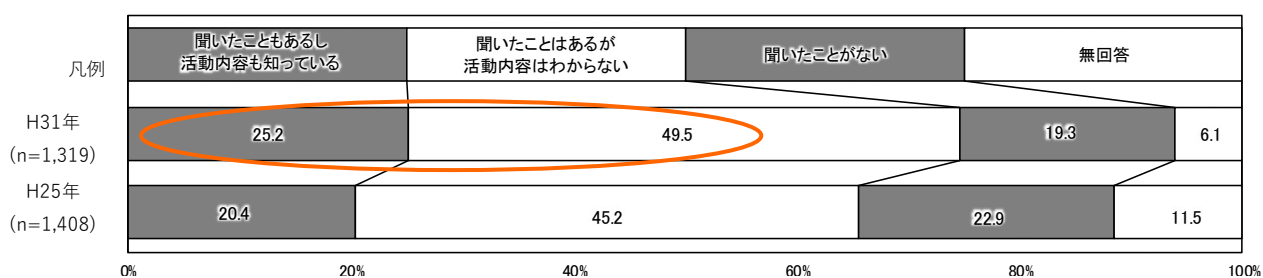
■ 宇城市社会福祉協議会



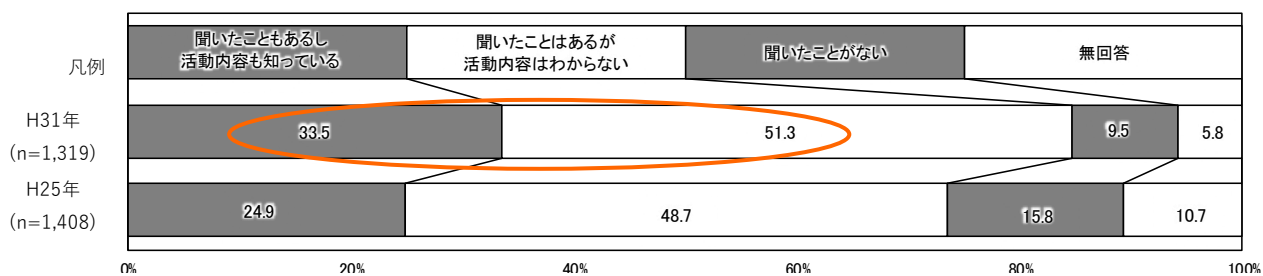
■ 地区福祉会



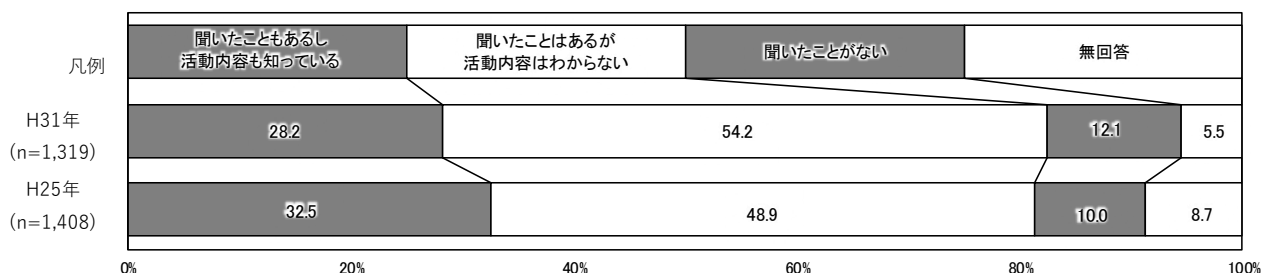
■ 地域包括支援センター



■ 民生委員・児童委員



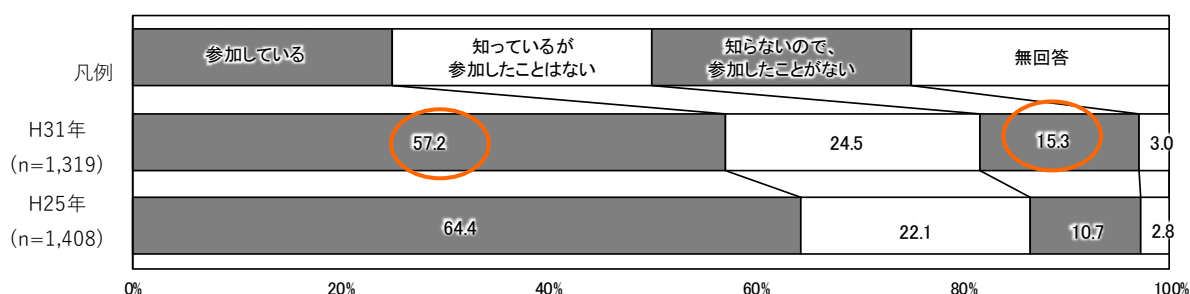
■ 老人クラブ



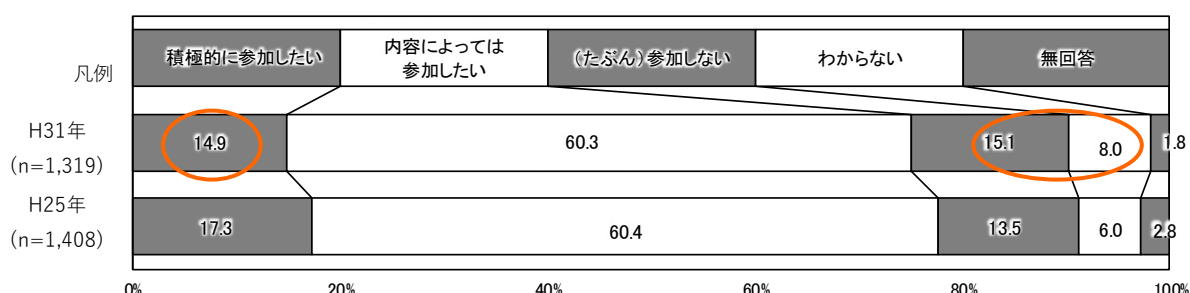
● 地域の行事・活動などへの参加状況と意向

- 参加状況を見ると、平成 25 年と比べ、「参加している」の割合が 64.4%から 57.2%に減少し、「知らないのに、参加したことがない」の割合が 10.7%から 15.3%に増加しています。
- 今後の参加意向については、「積極的に参加したい」の割合が 17.3%から 14.9%に減少し、「たぶん参加しない」と「わからない」の割合がやや増加しています。

■ 地域の行事・活動などへの参加状況



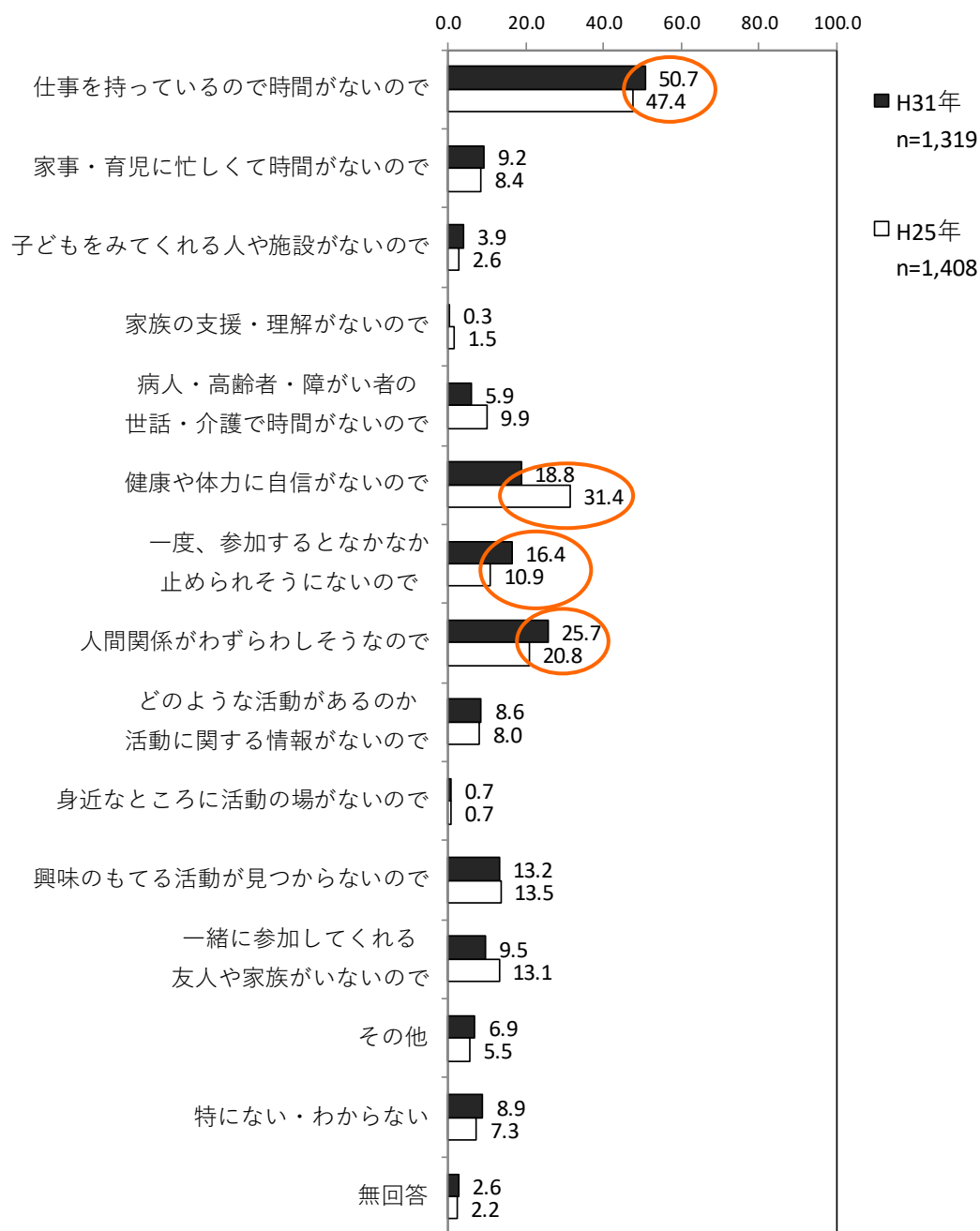
■ 地域の行事・活動などへの参加意向



● 地域の行事・活動に参加しない理由

- 「仕事を持っているので時間がないので」の 50.7%が最も高く、以下、割合が高い方から「人間関係がわずらわしそうなので」（25.7%）、「健康や体力に自信がないので」（18.8%）、「一度、参加するとなかなか止められそうにないので」（16.4%）、「興味のもてる活動が見つからないので」（13.2%）の順となっています。
- 平成 25 年調査との比較では、「健康や体力に自信がないので」が 12.6 ポイント減少し、「一度、参加するとなかなか止められそうにないので」が 5.5 ポイント、「人間関係がわずらわしそうなので」が 4.9 ポイントそれぞれ増加しています。

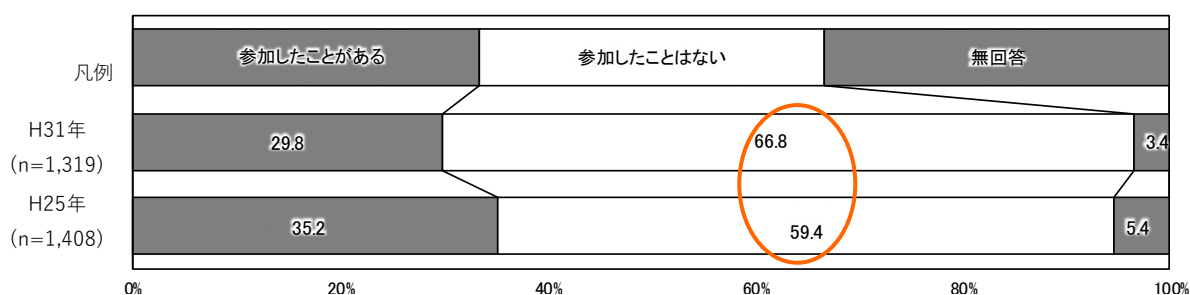
■地域の行事・活動などへの参加しない理由



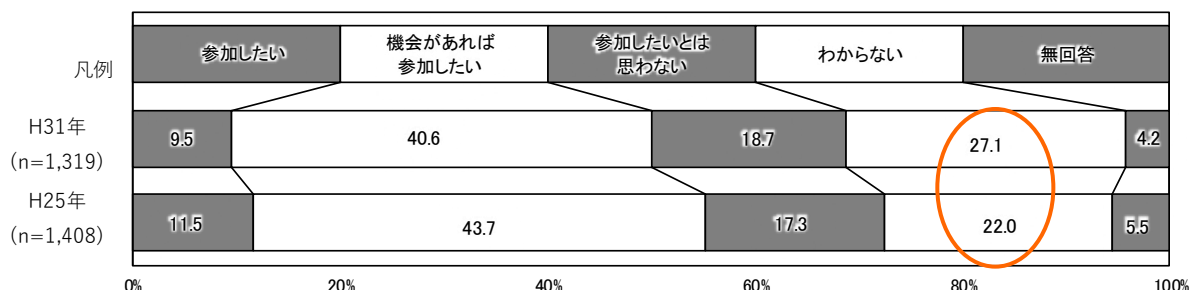
● ボランティア活動やNPO活動への参加状況と意向

- 参加状況を見ると、平成 25 年と比べ、「参加したことがある」の割合が 35.2%から 29.8%に減少し、「参加したことはない」の割合が 59.4%から 66.8%に増加しています。
- 今後の参加意向については、「参加したい」の割合が 11.5%から 9.5%、「機会があれば参加したい」が 43.7%から 40.6%にそれぞれ減少し、「わからない」の割合が 22.0%から 27.1%に増加しています。

■ ボランティア活動やNPO活動への参加状況



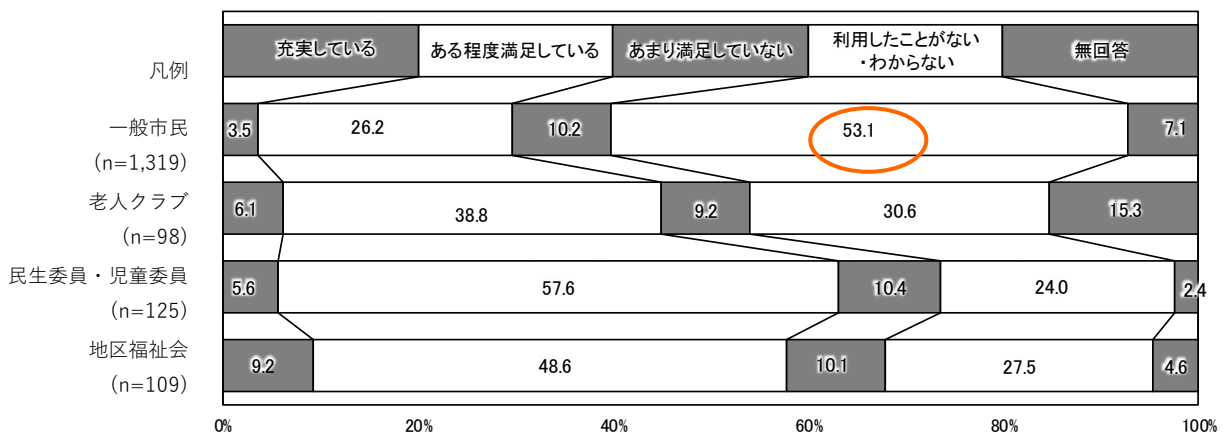
■ ボランティア活動やNPO活動への参加意向



● 福祉の取り組みに対する評価

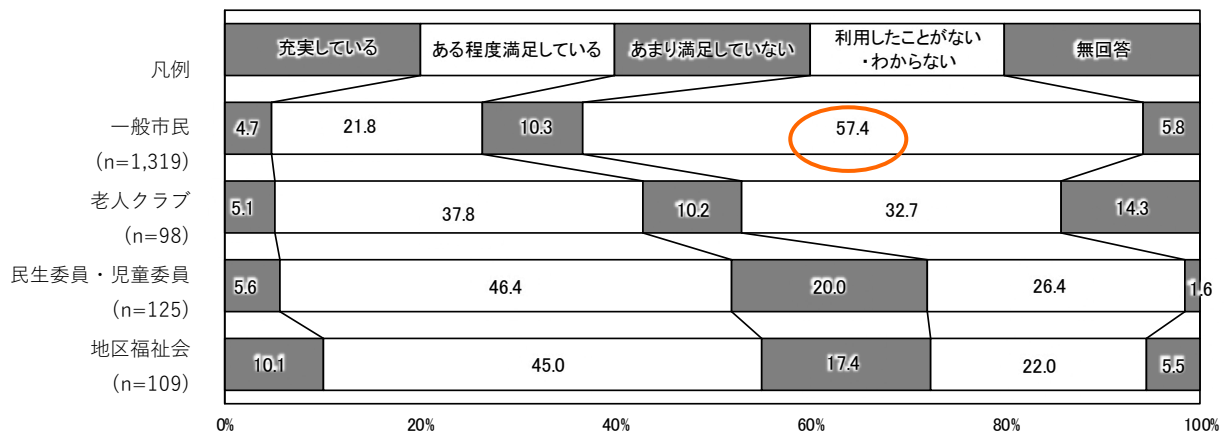
- 児童福祉の取り組みに対する市民の評価を見ると、平成 31 年では「利用したことがない・わからない」が 53.1%を占め「充実している」と「ある程度充実している」を合わせた肯定的な評価の割合は 29.7%となっています。
- 平成 25 年と比較すると「利用したことがない・わからない」が増加し、「あまり充実していない」もやや増加しています。
- 団体の評価を見ると、「充実している」と「ある程度充実している」を合わせた肯定的な評価の割合は、民生委員・児童委員 63.2%、地区福祉会 57.8%と市民一般と比べ高くなっています。

■ 児童福祉に関する取り組みに対する評価



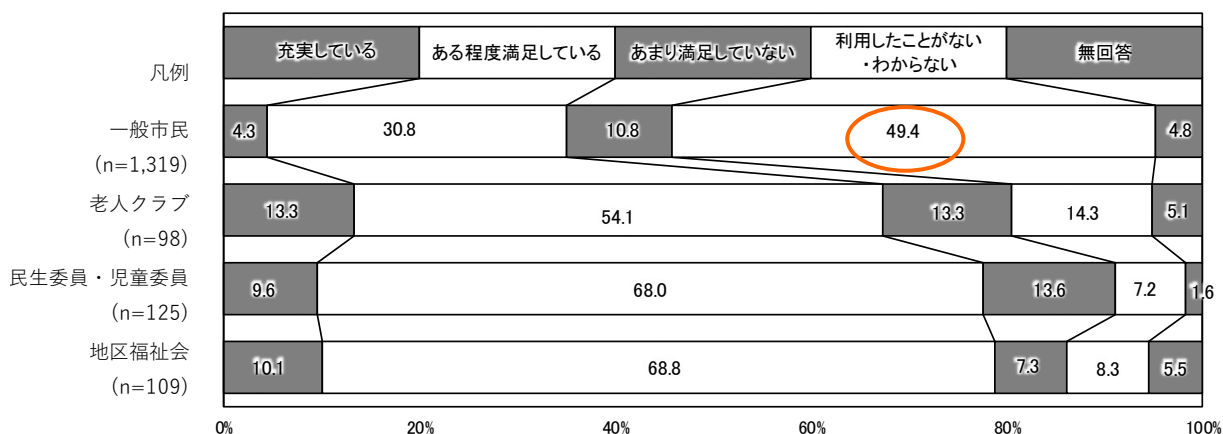
- ・ 障がい者福祉の取り組みに対する市民の評価をみると、平成 31 年では「利用したことがない・わからない」が 57.4%を占め「充実している」と「ある程度充実している」を合わせた肯定的な評価の割合は 26.5%となっています。
- ・ 平成 25 年と比較すると「利用したことがない・わからない」が増加し、「あまり充実していない」もやや増加しています。
- ・ 団体の評価をみると、「充実している」と「ある程度充実している」を合わせた肯定的な評価の割合は地区福祉会 55.1%、民生委員・児童委員 52.0%と市民一般と比べ高くなっていますが、「あまり充実していない」の割合も市民一般と比べ高くなっています。

■ 障がい者福祉に関する取り組みに対する評価



- ・ 高齢者福祉の取り組みに対する市民の評価をみると、平成 31 年では「利用したことがない・わからない」が 49.4%を占め最も高くなっており、「充実している」と「ある程度充実している」を合わせた肯定的な評価の割合は 35.1%となっています。
- ・ 平成 25 年と比較すると「利用したことがない・わからない」が増加し、「あまり充実していない」もやや増加しています。
- ・ 団体の評価をみると、「充実している」と「ある程度充実している」を合わせた肯定的な評価の割合は地区福祉会 78.9%、民生委員・児童委員 77.6%、老人クラブ 67.4%と市民一般と比べ高くなっています。

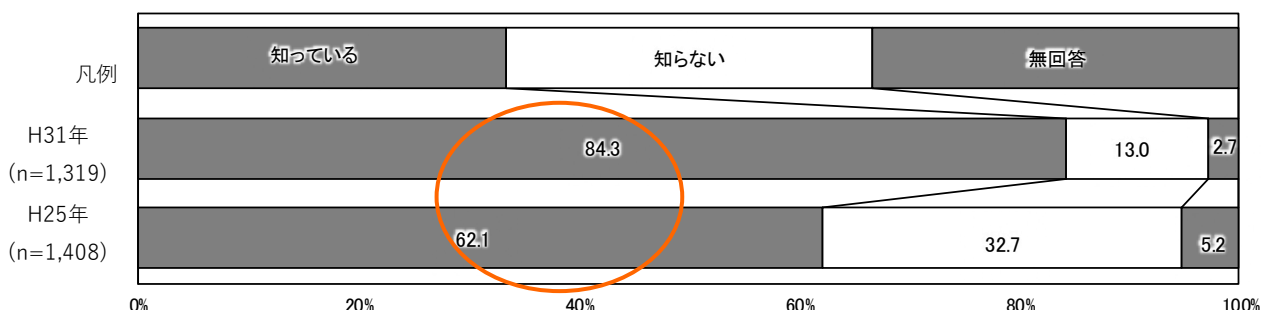
■ 高齢者福祉に関する取り組みに対する評価



● 災害発生時の避難場所の認知度

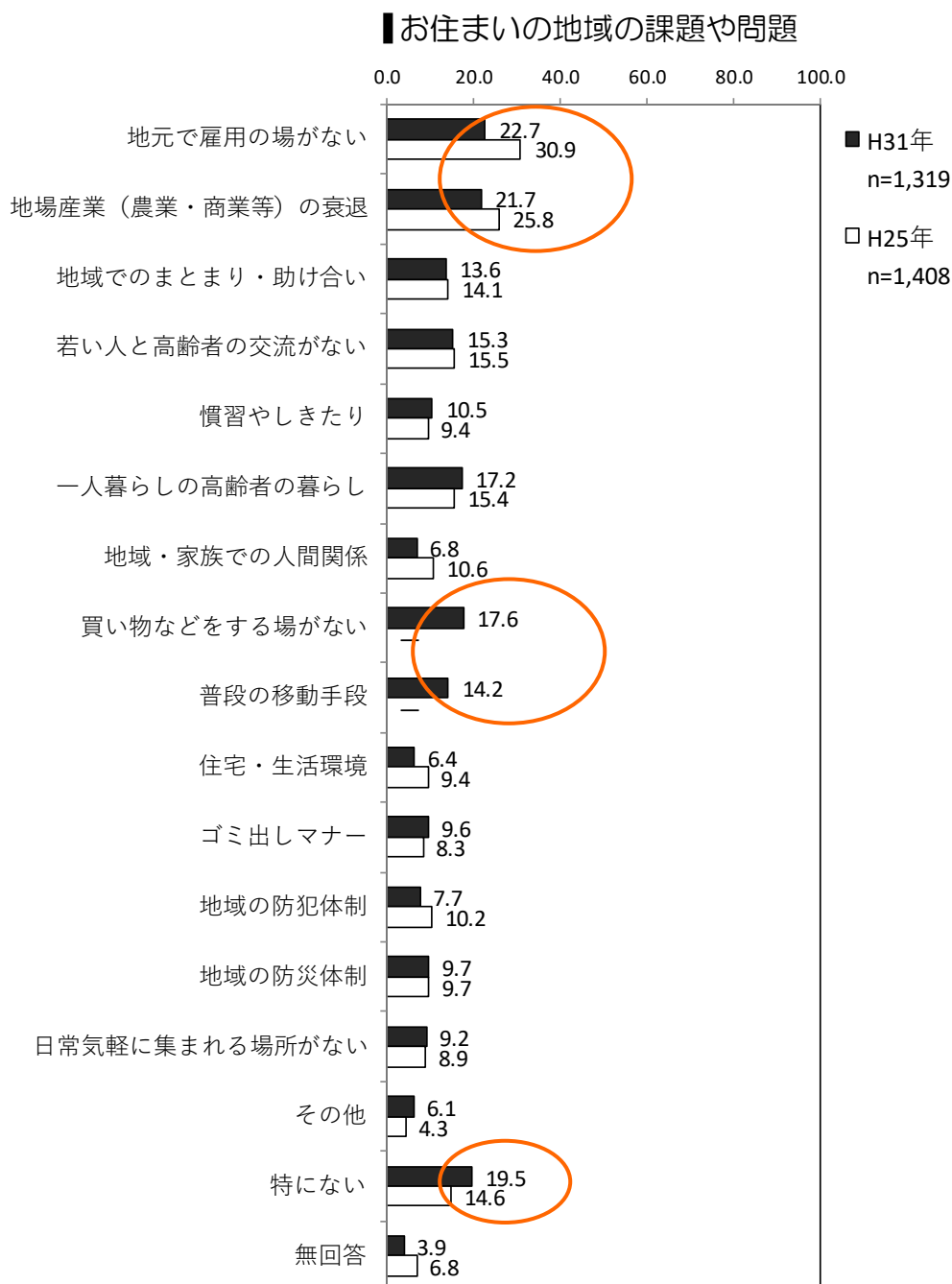
- ・ 平成 25 年と比べ「知っている」の割合が 62.1%から 84.3%と、22.2 ポイント増加しており、熊本地震の経験が背景にあると思われます。

■ 災害発生時の避難場所の認知度



● お住まいの地域の課題や問題

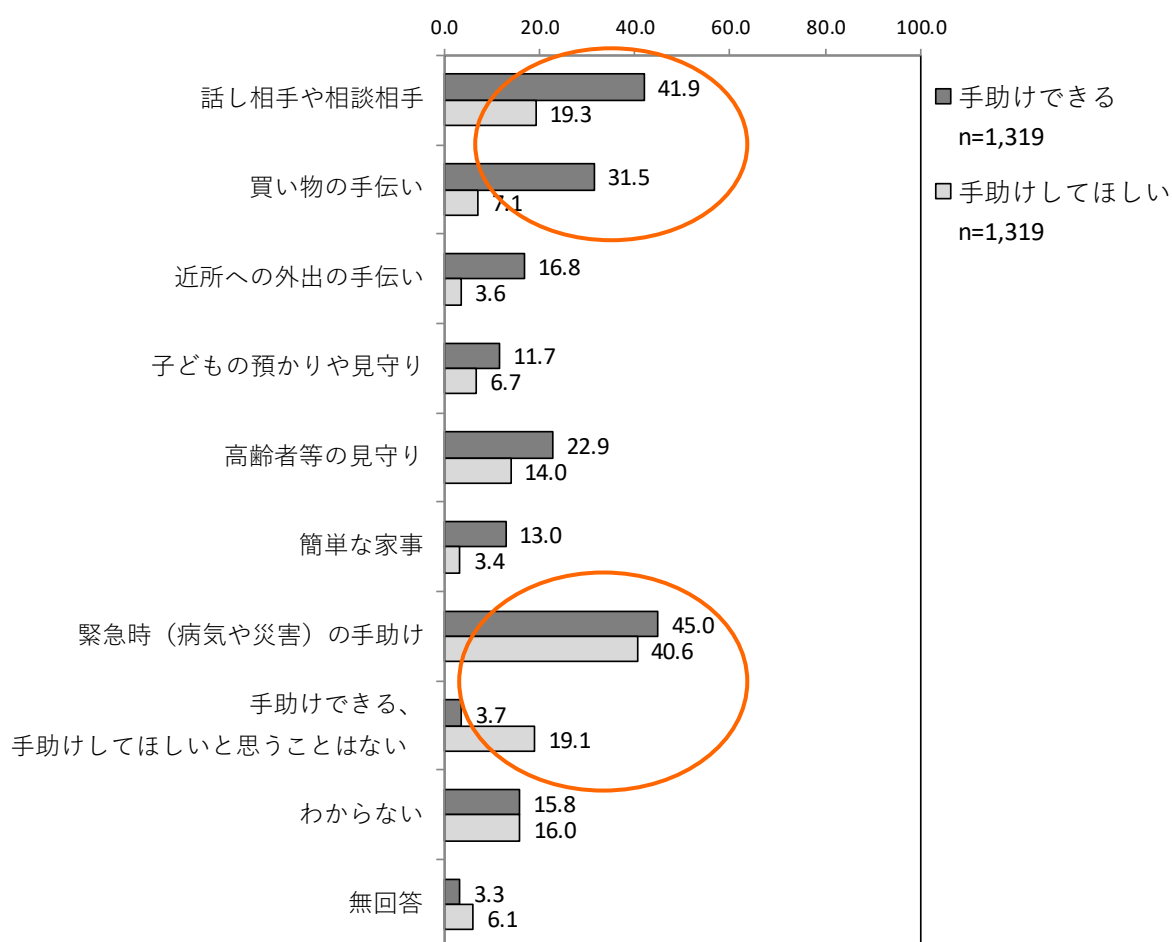
- 「地元で雇用がない」の22.7%が最も高く、これに「地場産業（農業・商業等）の衰退」の21.7%が続いています。以下、割合が高い方から「特にない」（19.5%）、「買い物などをする場がない」（17.6%）、「一人暮らしの高齢者の暮らし」（17.2%）、「若い人と高齢者の交流がない」（15.3%）、「普段の移動手段」（14.2%）の順となっています。
- 平成25年調査との比較では、「特にない」が4.9ポイント増加し、「地元で雇用がない」が8.2ポイント減少しています。



● 「手助けできる」と「手助けしてほしい」こと

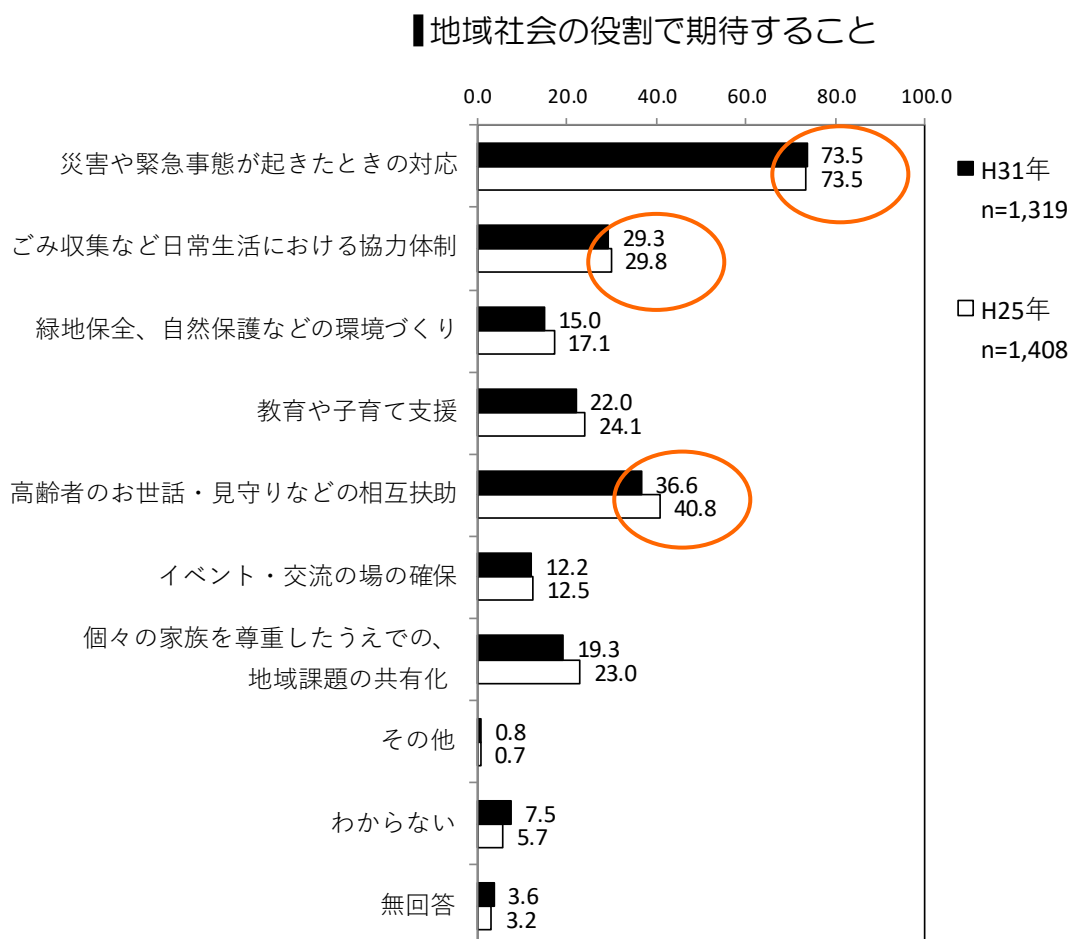
- 平成 31 年調査の結果をみると、近所づきあいの中で「手助けできる」ことでは「緊急時（病気や災害）の手助け」の 45.0%が最も高く、これに「話し相手や相談相手」の 41.9%が続いています。以下、割合が高い方から「買い物の手伝い」（31.5%）、「高齢者等の見守り」（22.9%）、「近所への外出の手伝い」（16.8%）の順となっています。
- 「手助けしてほしい」でも、「緊急時（病気や災害）の手助け」の 40.6%が最も高く、これに「話し相手や相談相手」の 19.3%が続いていますが、「手助けしてほしいと思うことはない」も 19.1%となっています。

■ 近所づきあいの中で「手助けできる」と「手助けしてほしい」こと



● 地域社会の役割で期待すること

- 「災害や緊急事態が起きたときの対応」の 73.5%が最も高く、平成 25 年調査と同じ割合となっています。以下、割合が高い方から「高齢者のお世話・見守りなどの相互扶助」(36.6%)、「ごみ収集など日常生活における協力体制」(29.3%)、「教育や子育て支援」(22.0%)、「個々の家族を尊重したうえでの、地域課題の共有化」(19.3%)の順となっています。平成 25 年調査と比較して、大きな変化は認められません。

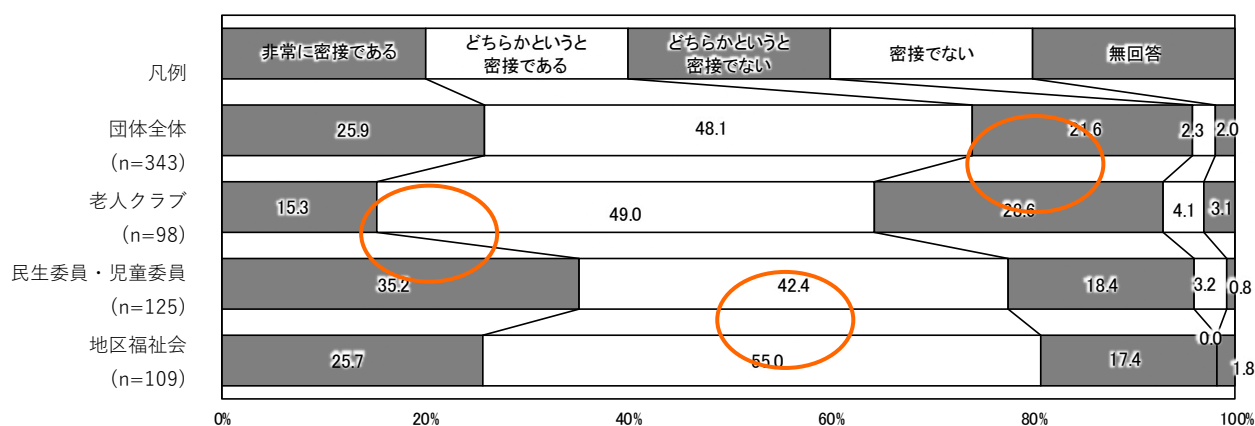


3. 団体意識調査の結果からみた宇城市の状況

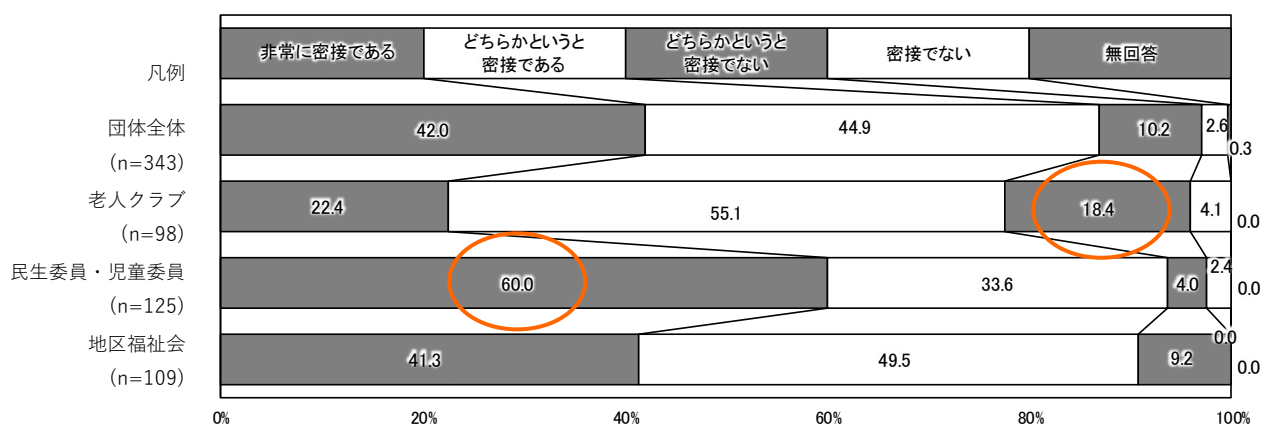
● 団体の連携状況

- 団体と市役所との関わりをみると、民生委員・児童委員は「非常に密接である」が35.2%と他団体よりも高く、「非常に密接である」と「どちらかというと密接である」を合わせた割合は77.6%を占めています。地区福祉会は「非常に密接である」が25.7%と民生委員・児童委員よりも低くなっていますが、「非常に密接である」と「どちらかというと密接である」を合わせた割合は80.7%を占め最も高くなっています。老人クラブは「非常に密接である」と「どちらかというと密接である」を合わせた割合が64.3%で他の団体より低く、「どちらかというと密接でない」が28.6%で最も高くなっています。
- 団体と市社会福祉協議会との関わりをみると、民生委員・児童委員は「非常に密接である」が60.0%と他団体よりも高く、「非常に密接である」と「どちらかというと密接である」を合わせた割合は93.6%を占めています。この割合は市役所のそれを16.0ポイント上回っています。地区福祉会は「非常に密接である」が41.3%と民生委員・児童委員よりも低くなっていますが、「非常に密接である」と「どちらかというと密接である」を合わせた割合は90.8%で民生委員・児童委員の割合に近くなっています。老人クラブは「非常に密接である」と「どちらかというと密接である」を合わせた割合が77.5%で他の団体より低く、「どちらかというと密接でない」が18.4%で最も高くなっています。
- 団体と町内会や地区住民との関わりをみると、地区福祉会は「非常に密接である」が45.9%と他団体と比べ最も高く、「非常に密接である」と「どちらかというと密接である」を合わせた割合は92.7%を占めています。老人クラブは「非常に密接である」が44.9%と地区福祉会とほぼ同率となっており、「非常に密接である」と「どちらかというと密接である」を合わせた割合は93.9%で最も高くなっています。民生委員・児童委員は「非常に密接である」と「どちらかというと密接である」を合わせた割合が88.8%で高い割合ではありますが他の団体より低く、「どちらかというと密接でない」が9.6%で最も高くなっています。

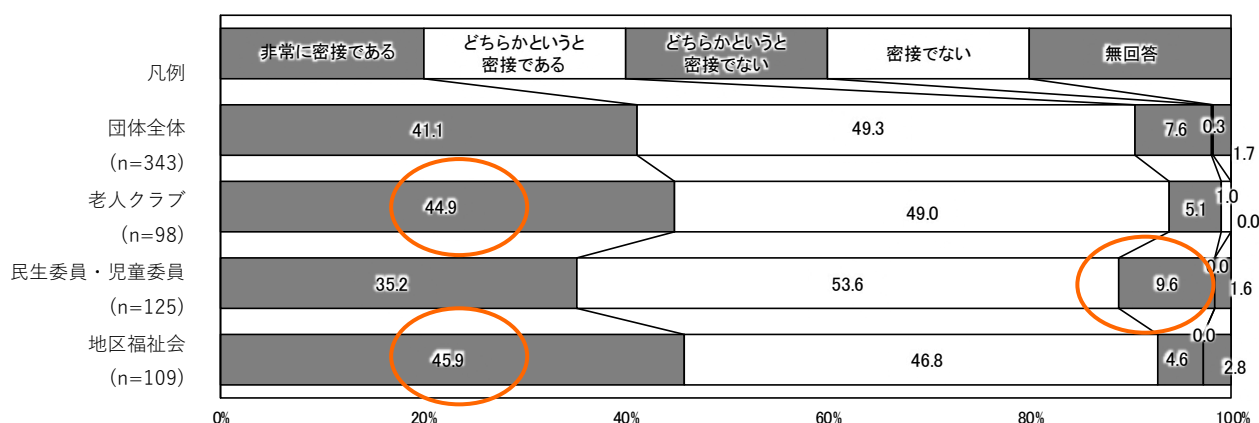
■ 団体と市役所との関わりや関係性



■ 団体と市社会福祉協議会との関わりや関係性



■ 団体と町内会や地区住民との関わりや関係性

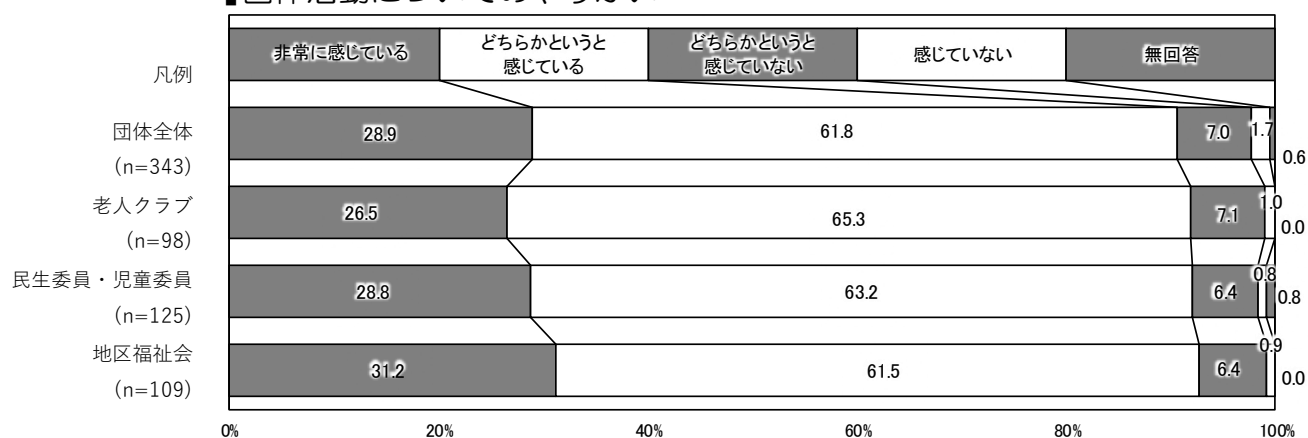


● 団体の活動状況と課題

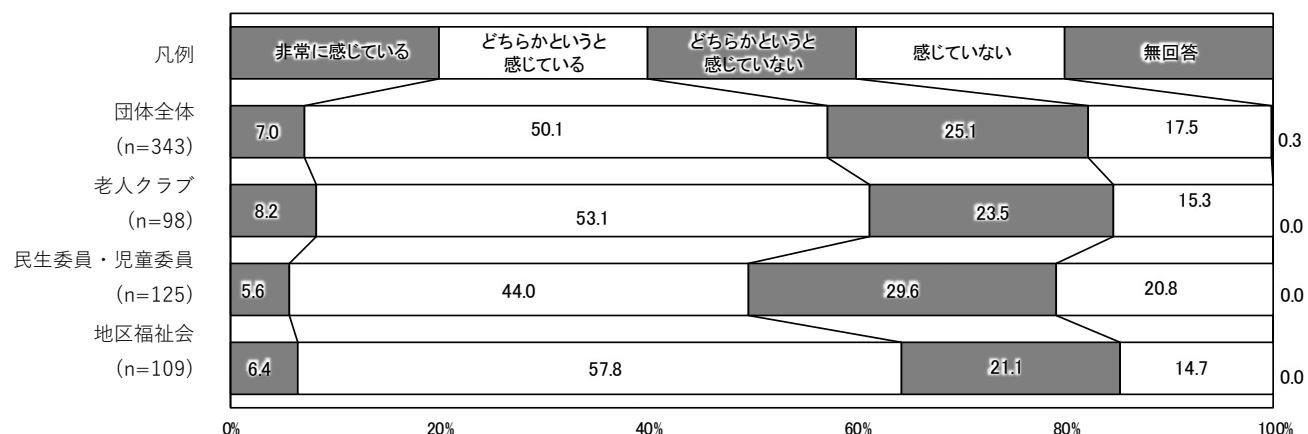
- 団体活動についてのやりがいを見ると、地区福祉会は「非常に感じている」が31.2%と最も高く、「非常に感じている」と「どちらかというと感じている」を合わせた割合は92.7%を占めています。老人クラブは「どちらかというと感じている」が65.3%と最も高く、「非常に感じている」が26.5%と他の団体よりもやや低くなっていますが、「非常に感じている」と「どちらかというと感じている」を合わせた割合は91.8%で他団体とほぼ同じ割合となっています。民生委員・児童委員は「非常に密接である」と「どちらかというと密接である」を合わせた割合が92.0%で他団体とほぼ同じ割合となっています。
- 団体活動についての負担感を見ると、地区福祉会は「どちらかというと感じている」が57.8%と最も高く、「非常に感じている」と「どちらかというと感じている」を合わせた割合は64.2%となっています。老人クラブは「どちらかというと感じている」が53.1%で、「感じていない」と「どちらかというと感じている」を合わせた割合は61.3%となっています。民生委員・児童委員は「どちらかというと感じていない」が29.6%、「感じていない」が20.8%で他団体よりも高く、「感じていない」と「どちらかというと感じていない」を合わせた割合は50.4%で負担を感じていない人の割合が半数を上回っています。

- 団体が地域活動を行ううえでの問題をみると、「メンバーが高齢化してきている」が最も高く 69.1%となっています。以下、割合が高い方から、「若い人が興味を持ち、参加しやすい活動ができていない」(42.3%)、「活動がマンネリ化してきている」(36.4%)、「リーダーが育たない」(35.0%)、「メンバーに世代・男女のかたよりがある」(32.1%)の順となっています。
- 所属団体別にみると、民生委員・児童委員では、「支援を必要とする人などの情報が得にくい」(29.6%)、「地域のつきあいが薄くなっている」(28.8%)、「他のグループや団体との交流する機会が少ない」(24.0%)の割合も比較的高くなっています。

■ 団体活動についてのやりがい



■ 団体活動についての負担感



■団体が地域活動を行ううえでの問題

(上段：人 下段：%)

		標本数（人）	地域からの問い合わせや相談をいつでも受ける体制（連絡先、専従者）がない																		
			86	110	237	145	84	120	32	83	13	47	42	125	44	64	29	18	11	34	8
			25.1%	32.1%	69.1%	42.3%	24.5%	35.0%	9.3%	24.2%	3.8%	13.7%	12.2%	36.4%	12.8%	18.7%	8.5%	5.2%	3.2%	9.9%	2.3%
所属団体別	老人クラブ	98	21	31	78	41	29	47	4	22	3	19	11	40	10	9	6	4	2	14	3
			21.4%	31.6%	79.6%	41.8%	29.6%	48.0%	4.1%	22.4%	3.1%	19.4%	11.2%	40.8%	10.2%	9.2%	6.1%	4.1%	2.0%	14.3%	3.1%
	民生委員・児童委員	125	36	25	70	43	20	30	7	30	3	10	19	37	21	37	18	4	2	12	3
			28.8%	20.0%	56.0%	34.4%	16.0%	24.0%	5.6%	24.0%	2.4%	8.0%	15.2%	29.6%	16.8%	29.6%	14.4%	3.2%	1.6%	9.6%	2.4%
	地区福祉会	109	26	52	81	57	33	40	21	28	7	18	11	46	12	16	5	10	7	8	0
			23.9%	47.7%	74.3%	52.3%	30.3%	36.7%	19.3%	25.7%	6.4%	16.5%	10.1%	42.2%	11.0%	14.7%	4.6%	9.2%	6.4%	7.3%	0.0%

4. ワークショップ（市民部会）からみた状況

5つの地域ごとに各種団体関係者・公募メンバーによる検討を行いました。

1回目は、市民及び団体アンケート調査の報告および地域福祉に関するスライド研修ののち、地域の課題と地域の資源の洗い出しを行いました。

2回目では、1回目で出されたアイデアをもとに、取り組みたいことについて意見を出し合いました。

表のようにみられるように、住民自身の活力による自主的な取り組みアイデアが多くあげられています。このような意欲を引き出して具体化につなげる支援が重要です。

今回のワークショップであげられた内容をみると、「見守り・手伝いに係わる取り組み」、「地域の組織づくりに係わる取り組み」、「買い物支援に係わる取り組み」、「移動支援に係わる取り組み」、「少子化・人口減少対策に係わる取り組み」となっており、このようなことが地域での大きな課題として認識されていることがうかがえます。

前回の第2期計画策定時のワークショップの結果と比較すると、「少子化・人口減少対策に係わる取り組み」に関する意見が多く出ており、地域の人々が空き家や害獣など人口減少に伴う新たな問題に対する危機意識を持っておられること、婚活イベント等の企画や地域外へのPRなど、人口減少を食い止めたいとの思いが伝わる内容となっています。

第2期計画策定時のワークショップにはなかった主な意見やアイデアは、以下のとおりです。

- **見守り・手伝いに係わる取り組み**
 - ・福祉サロン等への男性の勧誘
 - ・オレオレ詐欺などの金銭等のトラブルを防ぐ仕組みの構築
 - ・急病や事故への対応策の仕組みの構築
 - ・歩道と車道を明確にするためのカラー舗装
- **地域の組織づくりに係わる取り組み**
 - ・若いお母さんなどが地域に関わってもらうための取り組み
- **買い物支援に係わる取り組み**
 - ・親族や近隣の人による高齢者の買い物支援策の企画と実施
 - ・地域の人で店舗を開設し運営
 - ・卵など日用品の自動販売機の設置についての研究
- **少子化・人口減少対策に係わる取り組み**
 - ・地域のよさについてネット等を活用してアピール
 - ・地域の魅力を伝える市外に伝える独自の広報誌の企画
 - ・空き家バンクに登録する
 - ・地域おこしの成功例を研究する
 - ・婚活イベント等の企画と実施
 - ・どんどややモグラ打ち等の子ども会活動の存続
 - ・電気棚などイノシシやヘビ対策の実施

取り組み	内容	行政・社会福祉協議会の応援
見守り・手伝いに係わる取り組み	(地域課題の詳細把握と支援組織の立ち上げ) ・地域内で困っている人と支援できる人についての情報収集 ・地域ごとに安心生活サポート事業(住民参加型生活支援サービス)を立ち上げ (あいさつ・声かけ促進) ・子どもから高齢者までのあいさつや声かけの促進 (福祉サロンの強化) ・百歳体操の普及と福祉サロンの強化策の実施 ・福祉サロン等への男性の勧誘 ・福祉サロン等への移動手段の確保 (防犯・事故等への対応) ・オレオレ詐欺などの金銭等のトラブルを防ぐ仕組みの構築 ・急病や事故への対応策の仕組みの構築 ・歩道と車道を明確にするためのカラー舗装に必要性を整理 (その他の取り組み) ・小学校跡を診療所等にして医師を誘致 ・ゴミ捨て場の新設の必要性を整理 ・グラウンドの草取り等の実施	・困っている人や支援できる人の情報収集の支援 ・事業立ち上げの支援 ・あいさつや声かけについての情報収集と提供 ・男性の多いサロンについての事例等の収集と提供 ・移動手段確保についての先進事例等の紹介 ・オレオレ詐欺等の防犯対策についての情報提供 ・地域での救命救急体制構築のための情報提供 ・先進事例等の収集及び提供 ・診療所開設の事例を収集し地域に伝える ・ゴミ捨て場の新設の必要性について検討 ・グラウンド維持管理についての支援
地域の組織づくりに係わる取り組み	(地域組織の強化) ・地域の役員の新規勧誘方法等についての先進事例を収集・整理 ・若いお母さんなどが地域に関わってもらうための取り組み ・イベントや運動会など地域の世代間交流の促進 (ボランティアの活性化) ・有料のボランティア制度の企画と実行	・役員の就任のあり方についての先進事例等の紹介 ・若年層育成に役立つ先進事例等の紹介 ・世代間交流促進に関する情報提供 ・有料ボランティアの先進事例等の紹介
買い物支援に係わる取り組み	(買い物支援の仕組みを構築) ・親族や近隣の人による高齢者の買い物支援策の企画と実施 ・高齢者向け食材の宅配システムの構築または普及 (地域で運営する店舗の開設) ・地域の人で店舗を開設し運営 ・卵など日用品の自動販売機の設置についての研究 (移動販売や小売店舗の誘致) ・移動販売者の誘致策の検討 ・中小の小売店舗やショッピングセンターの誘致策の検討	・親族や近隣の買い物支援情報の収集・提供 ・宅配の情報や先進事例の収集・提供 ・地域での店舗の運営に関する情報の収集・提供 ・日用品の自動販売機についての情報収集と提供 ・移動販売の情報や先進事例を収集し提供 ・中小小売店舗の情報や先進事例の収集・提供
移動支援に係わる取り組み	(移動支援事業についての検討) ・地域の移動支援のあり方を検討する (移動手段の改良及び新設) ・公共交通機関の便数を増加させるための方法を検討 ・役所、病院、買い物などに使える回遊(福祉)バスの開設 ・乗り合いタクシーのシステムについての情報収集	・移動支援についての情報収集と提供 ・公共交通機関と地域との仲介を行う ・コミュニティバスの申し込み方法の簡略化 ・乗り合いタクシーについての情報収集と提供
少子化・人口減少対策に係わる取り組み	(市外向けPRの推進) ・地域のよさをネット等を活用してアピールする ・地域の魅力を伝える市外に伝える独自の広報誌の企画 (空き家対策) ・空き家バンクに登録する ・地域おこしの成功例を研究する (少子化対策) ・婚活イベント等の企画と実施 ・どんどこややモグラ打ち等の子ども会活動の存続 (害獣対策) ・電気柵などイノシシやヘビ対策の実施	・ネットや広報に関する支援を行う ・地域の魅力を伝えて成功している事例の収集と紹介 ・空き家対策等の制度の説明会や相談会を実施する ・空き家対策として固定資産税のあり方を国に要望 ・若者夫婦のための市営住宅等の企画 ・保育所の充実と保育士の確保の推進 ・子ども会活動場所の提案 ・害獣に対する補助金制度を周知する

5. 各種調査結果に沿った第3期計画の課題

近年の本市及び社会状況の変化・動向、さらに各種調査や社会福祉法の改正に伴う盛り込むべき事項等の視点から、第3期計画の策定にあたって、次のような対応が必要と考えられます。

● 地域福祉への理解に関して

■ 地域福祉への理解（より身近なこととしての理解促進）

- ・ 市民意識調査の結果をみると、近所との人と「顔をあわせたときあいさつをする程度のつきあい」と「ほとんどつきあいが無い」を合わせた、付き合いの程度が薄い人の割合は61.3%を占めており、平成25年と比べ4.7ポイント増加しています。自治会・小組合への加入についても、「加入していない」と「わからない」を合わせた割合は29.1%となっており、地域福祉への理解そのものを、より進める必要があります。
- ・ 同じく市民意識調査の結果では、近所づきあいの中で「手助けできる」こととして「緊急時（病気や災害）の手助け」、「話し相手や相談相手」、「買い物の手伝い」、「高齢者等の見守り」、「近所への外出の手伝い」などを多くの人が挙げています。このような支え合いの気持ちを形や仕組みにしていくことが重要と考えられます。
- ・ 本市の女性における労働している人の割合は、すべての年代で県平均や全国平均の値を上回っており、保育園や幼稚園等のサービス需要が高いことがうかがえます。人口減少及び少子化、そして将来の地域社会を維持していくためにも子育て支援策を充実させていくことが必要です。また市民意識調査の結果をみると、地域の行事・活動に参加しない理由として 50%の人が「仕事を持っているので時間がないので」をあげており、地域人材の活用の面でも課題であることがうかがえます。

■ 健康維持・増進に関する取り組み（健康寿命を延ばす）

- ・ 福祉の前提としての健康維持を含めた、子どものときからの生活習慣病予防、高齢者の介護・認知症予防をはじめ、生涯にわたる健康維持を進めることが必要です。とくに、健康寿命を延ばすことは、介護や医療費の負担減にもつながることであり、財政面でも重要です。

■ 地域福祉の視点で施策の総合化

- ・ 住民福祉は行政運営の基本です。『誰もが安全・安心に心豊かに暮らせる』視点で、福祉分野だけでなく、生活全般に関わる施策を「高齢者・子ども・障がい者、住民、地域」で総合的に進める必要があります。このことは平成30年4月に施行された改正社会福祉法でも「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」として本計画に盛り込むべき事項とされています。

■生活支援の必要性（住民参加型支援サービス）

- 後期高齢者の増加や小規模小売店舗の減少等から日常生活に不可欠な買い物自体が困難な状況の人が増えてきており、移動手段の確保が地域の課題となっています。市民部会ワークショップでも、地域住民が運営する店舗の開設や近隣住民や親族による買い物支援の仕組みづくりなどのアイデアが出されており、それらを活かした取り組みを実現していくことが求められています。

● 地域人材活用に関して

■福祉活動情報の共有、人材・各種活動の連携

- すでにさまざまな団体や人材が地域福祉に関する取り組みを行っています。このような取り組みが地域内で連携することでより充実した取り組みにつながっていくと考えられます。
- 市民部会の継続など各種団体間の連携や、福祉関連事業所・NPO 等の活動情報を地域ごとに把握し、共有活用していくことが望まれます。

■高齢者の役割発揮

- 国勢調査及び推計人口調査によると、本市の高齢化率は平成 24 年で 28.7%だったものが、平成 30 年には 33.6%になっています。
- 今後は高齢者の健康維持や介護予防をよりいっそう進める必要がありますが、高齢者自身が地域での役割を発揮し、地域での支え合いを進めていくことが必要です。

● 地域住民の支え合い活動に関して

■地区福祉会による地域福祉の活動支援

- 地区福祉会は住民の自主活動として幅広い活動をしています。また、各行政区ではサロン・見守り活動が進められています。今後は子どもから高齢者、障がい者を含んだ住民の総合的なコミュニティ活動のなかで地域福祉を進めていくことが求められており、地区福祉会の取り組み・体制・意識づくりの強化が必要です。
- 地区福祉会の取り組み・体制・意識づくりの強化のためには、地区福祉会の取り組み支援を本計画の中で推進することが必要です。また、各行政区には福祉協力員のような役割を持つ人材の配置を推進していくことが重要です。

■サロンから幅広い活動へ

- すでにさまざまな団体や人材が地域福祉に関する取り組みを行っています。このような取組をインフォーマルな社会資源として把握し、既存のフォーマルサービスと連携することで、より充実した取組につながっていくと考えられます。
- また、高齢者だけでなく、障がい者、子ども・子育て世代を含め、虐待や精神障がい、発達障がいなどに対応できるようなきめ細かな見守りを進める必要があります。

● 安全安心の地域づくりに関して

■熊本地震や九州北部豪雨災害等を教訓とした災害への備え

- 熊本地震や豪雨の経験等により、災害への関心はかつてない高まりをみせていますが、防災への備えや近隣での自主防災・避難支援などの課題が顕在化しています。
- 見守り活動の一環として災害時要援護者避難支援計画による取り組みが進んでいますが、これに加えて自主防災の充実や防災・避難、災害ボランティアセンター設置訓練など、災害に備えた対応を進めていく必要があります。特にふだんの見守り活動と関連づけた災害時への備えを進めていくことが重要です。

■生活支援の必要性（住民参加型支援サービス）

- 山間部をはじめ高齢者の増加や小規模小売店舗の減少等から日常生活に不可欠な買い物自体が困難な状況がみられるようになり、地域の課題となっています。
- 市民ワークショップでも、親族や近隣の人による高齢者の買い物支援策の企画と実施、地域の人で店舗を開設し運営、卵など日用品の自動販売機の設置についての研究などの買い物支援策や家の片付け等の生活支援の必要性もあげられています。このような取り組みを担う人材育成も求められています。

● 生活課題対応（一層の関係者の連携）

■生活困窮など複合的な課題への対応（発見、相談、総合対応）

- 生活困窮世帯は経済的困窮の課題をはじめ、高齢者、障がい者、子育て、ひとり親等に関する課題を抱えるなど複合的な生活課題を抱えており、関係課・機関の連携した対応が必要とされています。令和元年度2月末現在で139件の相談があり、庁内及び社会福祉協議会等との連携による総合相談、総合対応を進めます。

■地域包括ケアへの地域福祉としての貢献

- 在宅での介護を支える「医療」、「介護」、「予防」が連携するとともに、住まいや多様な生活支援を進める地域包括ケア推進が課題です。また、平成30年4月に施行された改正社会福祉法でも「包括的な支援体制の整備に関する事項」として本計画に盛り込むべきとされています。
- 地域福祉の視点からも、地域住民の自覚を促すことや地域での多様な支援を進める役割が期待されています。

■権利擁護や成年後見等のニーズの高まりへの対応

- 障がいの多様化が進むとともに、認知症高齢者や加齢に伴い生活機能が低下する後期高齢者は今後さらに増加すると推計されており、今後、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度へのニーズはますます高まっていくことが予想されます。このため今後は市民の権利擁護に関する理解を深め、成年後見制度の利用を促進する体制整備を進める必要があることから、とりわけ社会福祉協議会における地域福祉権利擁護事業・成年後見制度が重要になってきます。現状においては市民の地域福祉権利擁護事業・成年後見制度に対する認知度は極めて低く、今後は事業の一層の推進を図るとともに、市民後見人※の理解を得るための広報や周知を積極的に行っていく必要があります。

※ 市民後見人とは親族以外の市民による後見人のことで、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約など本人を代理して行う人のことです。

■障がいへの理解

- 今後、誰もが住みやすい地域づくり及び地域共生社会実現への一環として、身体、や精神、知的、発達障がいなど障がいへの理解を一層進めていく必要があります。
- 団体の意識調査の結果によると、地区福祉会や民生委員・児童委員という日ごろ障がい者に接している人たちの間では「あまり充実していない」という回答が2割前後となっており、児童福祉や高齢者福祉と比べ高くなっています。
- 啓発活動に加え、障がい者と健常者との交流機会の充実や、障がい関係の事業所やグループホームと地域との交流など、直接、障がいのある人や施設との関係づくりを進めていくことが必要です。

■世帯減少や一層の高齢化への対応

- 人口だけでなく世帯数も減少している地域があります。市民部会のワークショップの結果をみると、人口減少により地域社会が維持できない限界集落が市内に点在していることがうかがえるだけでなく、イノシシなどの害獣対策で悩まされる地域も少なくないことがうかがえます。
- 都会からの「Jターン」を狙った魅力的な広報などの推進や、交通利便性の確保、地域福祉の拠点機能整備、害獣対策など、地域での生活維持に向けた取り組みが必要とされています。

第3章 地域福祉計画

今後の課題を整理した第2章を踏まえ、第3期計画の基本理念を定め、主要事項および今後の取り組みを整理します。

1. 課題の整理

第2章で挙げた課題を、以下のように整理しました。

- (1) 地域福祉への理解促進と地域人材の育成及び活用
- (2) 支え合い活動の促進と地域福祉の視点での総合化
- (3) 安全安心の地域づくりと生活支援の推進
- (4) 複合化する生活課題への対応と地域包括ケアの推進

(1) 地域福祉への理解促進と地域人材の育成及び活用

- 地域福祉への理解に関して
 - 地域福祉に対する理解促進
 - ・ 近所付き合いの希薄化の改善
 - ・ 支え合いの気持ちを形や仕組みにするための取り組みの企画・実践
 - ・ 地域社会を維持していくための子育て支援策の充実
 - ・ 仕事を持っている人の地域福祉活動への勧誘
- 地域人材の育成及び活用に関して
 - 福祉活動情報の共有、人材・各種活動の連携
 - ・ 団体や人材の連携による取り組みの充実
 - ・ 市民部会や住民参加型ワークショップの継続開催
 - ・ 福祉関連事業所・NPO等の活動情報の把握と共有化
 - 高齢者の役割発揮と人口減少対策の促進
 - ・ 高齢者自身による地域での役割の認識と実践
 - ・ 青壮年が地域活動に関わってもらうための方策の企画と実践

(2) 支え合い活動の促進と地域福祉の視点での総合化

- 地域住民の支え合い活動に関して
 - 地区福祉会による地域福祉の活動支援
 - ・ 地区福祉会の取り組み・体制・意識づくりの推進
 - サロンから幅広い活動へ
 - ・ サロン活動への協力者の拡充
 - ・ 福祉座談会の継続開催と先進事例の調査研究

- **地域福祉の視点での総合化に関して**

- **地域福祉の視点で取り組みの総合化**

- ・ 高齢者だけでなく、障がい者、子ども・子育て世代、ひとり親世帯、精神障がいや発達障がい、虐待などにも対応するきめ細かな見守り体制の構築（地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項の設定と実践）

（３）安全安心の地域づくりと生活支援の推進

- **安全安心の地域づくりに関して**

- **熊本地震や九州北部豪雨災害等を教訓とした災害への備え**

- ・ 見守り活動の一環として、自主防災組織の充実や防災訓練、避難訓練、災害ボランティアセンター設置訓練など災害への企画と実践

- **生活支援の必要性（住民参加型支援サービス）**

- ・ 日常生活に不可欠な買い物自体が困難な状況があり、移動手段の確保が課題
 - ・ 住民によるアイデアを活かした取り組みを企画・実践

- **世帯減少や一層の高齢化への対応**

- ・ 人口減少により地域社会が維持できない限界集落が市内に点在
 - ・ 都会からのＩＪターンを狙った魅力的な広報などの推進や交通利便性の確保、地域福祉の拠点機能整備、イノシシなど害獣対策を推進など地域での生活維持に向けた取り組みを推進

（４）複合化する生活課題への対応と地域包括ケアの推進

- **複合化する生活課題への対応に関して**

- **生活困窮など複合的な課題への対応（発見、相談、総合対応）**

- ・ 経済的困窮の課題をはじめ、高齢者、障がい者、子育て、ひとり親等では複合的な生活課題を抱えており、関係課・機関の連携した対応が必要
 - ・ 庁内及び社会福祉協議会等との連携による総合相談、総合的な対応を推進

- **権利擁護や成年後見等のニーズの高まりへの対応**

- ・ 障がいの多様化が進むとともに、認知症高齢者や加齢に伴い生活機能が低下する後期高齢者は今後さらに増加することが予想されており、社会福祉協議会における地域福祉権利擁護事業・成年後見事業の推進が必要
 - ・ 市民後見の理解を得るための広報や周知の積極的な推進

- **健康維持・増進に関する取り組み（健康寿命を延ばす）**

- ・ 生涯にわたる健康維持の推進

- **障がいへの理解を促進**

- ・ 誰もが住みやすい地域づくり及び地域共生社会実現への一環として、身体や精神、知的、発達障がいなど障がいへの理解をさらに推進
 - ・ 啓発活動に加え、障がい者と健常者との交流機会の充実や、障がい関係の事業所やグループホームと地域との交流など、直接、障がいのある人や施設との関係づくりを促進

- **地域包括ケアの推進に関して**

- **地域包括ケアへの地域福祉としての貢献**

- ・ 住まいを中心に「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」が相互に連携する地域包括ケアをさらに推進
 - ・ 多様な生活支援を地域福祉の視点から充実させる

2. 計画の理念

第2章でまとめた課題に対応し、計画の理念を以下のように定めます。

さらに、理念を展開していく計画の柱を4つ定め、市全体で進める取り組みを地域福祉計画として取りまとめました。

課 題（第2章より）

- （1）地域福祉への理解促進と地域人材の育成及び活用
- （2）支え合い活動の促進と地域福祉の視点での総合化
- （3）安全安心の地域づくりと生活支援の推進
- （4）複合化する生活課題への対応と地域包括ケアの推進



上記の課題を解決し、以下のような計画の理念を実現するための取り組みを推進



計画の理念（目指す姿）

赤ちゃんからお年寄りまで

誰もが健康で生きがいを持って暮らせる地域を

市民みんなで作り上げていく

3. 計画の柱と取り組み

さらに、理念を実現するための計画の柱を4つ定め、市全体で進める取り組みを地域福祉計画として取りまとめます。

◇ 計画の柱 その1

地域福祉に関する意識づくり、人づくり

- ・ 地域住民による支え合いの理解を広めるとともに、支え合い活動に関わる人材の育成及び活躍の機会を提供するための取り組みを推進します。

Ⅰ 取り組み

- ① 地域福祉の啓発・広報
- ② 子どもの時からの意識づくり
- ③ 生涯学習での意識づくり
- ④ 高齢者の福祉・健康づくり学習
- ⑤ ボランティア活動の推進
- ⑥ 各種団体活動の支援
- ⑦ 市民部会の継続

◇ 計画の柱 その2

地区福祉会によるきめ細かな見守り体制づくり

- ・ 地区福祉会及び校区福祉会による地域の支え合い活動を推進することにより、きめ細かな見守り体制を構築します。

Ⅰ 取り組み

- ① 地区福祉会、校区福祉会活動の充実
- ② 住民福祉座談会の開催
- ③ 見守り活動の推進
- ④ サロン活動の推進
- ⑤ 住民交流活動支援
- ⑥ インフォーマルな社会資源の活用

☆ 計画の柱 その3

災害への備えと生活支援による安全安心の地域づくり

- ・ 熊本地震や九州北部豪雨災害等を教訓とした災害への備えを充実するとともに、住民参加型支援サービスの開発促進や地域での生活維持に向けた取り組みを推進します。

Ⅰ 取り組み

- ① 地域の交流拠点となる縁がわ機能の充実
- ② 移動・買い物等の支援
- ③ ユニバーサルデザインの推進
- ④ 地域防災対策
- ⑤ 地域住民による防犯・防災活動の推進
- ⑥ 災害時避難行動要支援者の支援
- ⑦ 住宅改修の推進

☆ 計画の柱 その4

発見、相談、総合対応による地域包括ケアづくり

- ・ 複合化する生活課題への対応などに、関係課・機関の一層の連携で対応し、地域包括ケアシステムを構築します。

Ⅰ 取り組み

- ① 総合相談・総合対応の充実（生活困窮者対応を含む）
- ② 地域包括ケアへの地域福祉としての役割
- ③ 住民参加型生活支援サービスの推進
- ④ 権利擁護の推進
- ⑤ 健康づくり・介護予防
- ⑥ 地域子育て支援
- ⑦ 障がい者地域共生
- ⑧ 地域での認知症対応
- ⑨ 福祉事業所との連携・協働

4. 計画の柱による地域福祉の推進

計画の理念を展開するため、4つの計画の柱ごとに、行政の今後の取り組み、社会福祉協議会や地域住民・福祉事業所等の役割等をあきらかにし、市全体での地域福祉を推進します。

◇ 計画の柱 その1 地域福祉に関する意識づくり、人づくり

(第4章 地域福祉活動計画 63ページ参照)

- ・ 地域住民による支え合いの理解を広めるとともに、支え合い活動に関わる人材の育成及び活躍の機会を提供するための取り組みを推進します。

① 地域福祉の啓発・広報

■ 現状・課題と基本的な考え

- ・ 地域における生活課題が多様化、複雑化している
- ・ 地域での支え合いが必要であり、啓発活動が必要である
- ・ 啓発活動をととして、地域住民に地域福祉の必要性を身近に感じてもらう

■ 行政の取り組み

- ・ 広報紙、ホームページ等での広報
- ・ 市民団体各種会合での啓発
- ・ 市職員の地域福祉の理解に関する研修等

(行政各課)

■ 社会福祉協議会の役割

- ・ 地区福祉会・校区福祉会、各種団体との密接な関係を活かした地域福祉の周知・啓発
- ・ 広報紙、ホームページ等での周知

■ 地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 地域での支え合いへの再認識、各自でできることの取り組み

② 子どもの時からの意識づくり

■ 現状・課題と基本的な考え

- ・ 小中学校で福祉体験学習や認知症サポーター養成講座を実施している
- ・ 少子高齢化が進み子どもたちが地域や高齢者とふれ合う機会が減少している
- ・ 子どもたちに対し福祉に関する意識づくりを行う

■ 行政の取り組み

- ・ 社会福祉協議会との連携及び支援

(行政各課)

■ 社会福祉協議会の役割

- ・ 福祉体験学習等を活かした意識づくり
- ・ ボランティア協力校の指定、ワークキャンプ、福祉出前講座、認知症サポーター養成講座

■ 地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 地域での子ども達と地域住民との交流事業

③ 生涯学習での意識づくり

現状・課題と基本的な考え

- ・ 公民館活動や講演会などで学習機会の提供を行っているが、青壮年世代の学習が必要
- ・ 多様な学習機会の提供や啓発を進める
- ・ 青壮年層に対する地域福祉の啓発と参画促進

行政の取り組み

- ・ 公民館活動等を通し学習の充実を図る

(生涯学習課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 出前講座の内容の充実（プログラムの検討）
- ・ 福祉座談会等での講座の紹介

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 出前講座の活用
- ・ サロン等での介護予防の取り組み

④ 高齢者の福祉・健康づくり学習

現状・課題と基本的な考え

- ・ 介護予防推進事業として、いきいき百歳体操、ふれあいいきいきサロンを実施している
- ・ 高齢者自身の地域での役割づくりと居場所づくりを行う
- ・ 高齢者が閉じこもりがちにならないように通いの場づくりを行う

行政の取り組み

- ・ ふれあいいきいきサロンや地区福祉会活動での介護予防の啓発

(高齢介護課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 地区福祉会活動での高齢者の健康づくりの取り組みを推進
- ・ 通いの場の設置、推進
- ・ 地域包括支援センターとの連携

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 地域での福祉学習会等への協力（事業所）

⑤ ボランティア活動の推進

現状・課題と基本的な考え

- ・ アンケート調査でもボランティア活動への参加意欲は高い
- ・ うきスマイルサポーター養成講座、脳いきいきサポーター養成講座等を行っている
- ・ ボランティア活動の機会や場づくりが必要

行政の取り組み

- ・ 社会福祉協議会と連携したボランティアの育成、活動支援
- ・ ボランティアセンターへの情報提供

(社会福祉課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 各種ボランティアの養成や活動の場の提供（需給調整）
- ・ 災害ボランティアの養成及びセンター設置訓練
- ・ ボランティア保険加入手続き
- ・ ボランティアセンターの機能強化

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 各種ボランティア養成講座の受講
- ・ ボランティア活動への参加
- ・ 地域ボランティアの活動機会の提供（福祉事業所等）

⑥ 各種団体活動の支援

現状・課題と基本的な考え

- ・ 老人クラブ、食生活改善推進員、ボランティア連絡協議会等は、福祉関係の活動に協力あり
- ・ 各種団体の活動を支援するとともに、より地域での役割発揮をお願いしていく
- ・ 福祉関連事業所と NPO 等の活動情報の把握と共有化を進める

行政の取り組み

- ・ 各種団体の活動支援
（高齢介護課、健康づくり推進課）

社会福祉協議会の役割

- ・ 各種団体と連携した支え合い活動の推進
- ・ 人材・資源のネットワークづくり（地域との顔なじみ）

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 各種団体の役割を活かした地域での活動

⑦ 市民部会の継続

現状・課題と基本的な考え

- ・ 令和元年度に 2 回のワークショップを開催し、地域の状況や今後の取り組みについてアイデアを出し合った
- ・ 地域間・各種団体間の情報交換の一環として継続して開催するとともに、先進事例についての情報を収集し地域活動の改善に役立てる
若い世代の方に地域活動へかかわってもらうための方策を企画し実践する

行政の取り組み

- ・ 地域福祉計画の進捗状況検証と市民部会の支援
（社会福祉課）

社会福祉協議会の役割

- ・ 市民部会の運営や出された意見の活用
- ・ 住民や各種団体、行政の調整

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 市民部会への参加

☆ 計画の柱 その2 地区福祉会によるきめ細かな見守り体制づくり

(第4章 地域福祉活動計画 66 ページ参照)

- ・ 地区福祉会及び校区福祉会による地域の支え合い活動を推進することにより、きめ細かな見守り体制を構築します。

① 地区福祉会、校区福祉会活動の充実

現状・課題と基本的な考え

- ・ 地区福祉会、校区福祉会の組織強化を推進している(145 地区福祉会、3 校区福祉会：令和元年度)
- ・ 地域住民の活動の基本組織として全地区での設置を進める

行政の取り組み

- ・ 地区福祉会、校区福祉会の設置と活動の充実に対する支援
- ・ 社会福祉協議会、地区福祉会及び校区福祉会との連携

(社会福祉課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 未設置地区での設置促進の働きかけ
- ・ 活動事例の収集、事例集の発行等
- ・ (仮称)福祉委員の設置検討
- ・ お互いさまの地域づくり(生活支援体制)の推進及び生活支援コーディネーターの配置
- ・ 専門職の派遣(病院・企業等)
- ・ 通いの場(百歳体操)の推進及び設置

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 地区福祉会、校区福祉会活動への参加
- ・ 地区福祉会に事業所として参加し住民活動との連携を行う
- ・ 福祉事業所等は地域の福祉資源としての役割を担う

② 住民福祉座談会の開催

現状・課題と基本的な考え

- ・ 地域の困りごとや、その解決アイデアをテーマにワークショップを実施する
- ・ 住民自身が課題に気づき、解決への取り組みを行うきっかけとして座談会を開催していく

行政の取り組み

- ・ ニーズの把握の場として福祉座談会に参加する

(社会福祉課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 福祉座談会の有効性の啓発と開催の段取り、実際の運営
- ・ 見守り活動および防災見守りマップ作成支援
- ・ 生活支援体制整備事業、第2層協議体の開催

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 福祉座談会の開催、参加

③ 見守り活動の推進

現状・課題と基本的な考え

- ・ 民生委員、シルバーヘルパー、地区福祉会などで日常的に見守り活動を行っている。
- ・ 地域支え合いの基本として活動の推進を図る
- ・ 高齢者に加え、障がい者、子ども・子育て世代、ひとり親世帯、精神障がいや発達障がいのほか、引きこもりや虐待などにも対応するきめ細かな見守り体制の構築を目指す

行政の取り組み

- ・ 見守り活動や見守りネットワークに関する情報提供
- ・ 民生委員や地区福祉会の役割等の啓発活動を進める
(社会福祉課、高齢介護課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 地区福祉会活動の基本としての見守り活動の推進
- ・ 要支援者の把握とネットワーク台帳の整備

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 見守り活動への参加
- ・ 認知症や発達障がい、難病等に関する理解
- ・ 地域住民からの問題提起を専門機関へつなぐ

④ サロン活動の推進

現状・課題と基本的な考え

- ・ 令和元年度時点で、145ヶ所において実施されている
- ・ 参加人数が少ない地域や男性の参加を促すなど地区全体でのサロンとしていくことが望まれる

行政の取り組み

- ・ 住民が中心となって行う福祉会活動へ情報提供などの支援を行う
(社会福祉課、高齢介護課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 高齢者の見守りや健康維持、交流の場であるサロン活動の推進
- ・ 運営ボランティアの養成と活動支援
- ・ 介護予防機能の強化

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ サロンの立ち上げ、運営

⑤ 住民交流活動の支援

現状・課題と基本的な考え

- ・ 地域支え合いの前提となる活動であり、近隣関係の希薄化や少子高齢化等で年中行事自体が行われにくくなっている現状がある
- ・ 交流活動自体が支え合いであることを踏まえ活動を支援していく

行政の取り組み

- ・ 住民交流の場ともなる公民館活動の支援
(生涯学習課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 地域の支え合い活動の基本となるコミュニティ活動の支援
- ・ 地域の現状把握と分析を行い社会活動への参加を推進

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 地域住民との交流行事等の開催（福祉事業所等）
- ・ 従来の行事を福祉の視点で工夫し交流促進を図る

⑥ インフォーマルな社会資源の活用

現状・課題と基本的な考え

- ・ 行政区や校区では福祉に限らず伝統行事等が幅広く行われている。また、多様な活動をしている人材がいる。このような活動や人材をインフォーマルな社会資源として把握していくことで、支え合い活動に活用していく
- ・ 青壮年世代に地域活動へかかわってもらうための方策を企画し実践する

行政の取り組み

- ・ 地域の福祉に関する施設や人材等を活かした地域活動の啓発
(社会福祉課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 福祉座談会や地区福祉会活動での社会資源を確認と取りまとめる
- ・ インフォーマルな社会資源のマップ作成及び活用方法
- ・ 地域包括ケアシステムの構築・推進

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 地域の人材やコミュニティ活動の核となるような地域の行事等の確認と活用

☆ 計画の柱 その3 災害への備えと生活支援による安全安心の地域づくり (第4章 地域福祉活動計画 69 ページ参照)

- ・ 熊本地震や九州北部豪雨災害等を教訓とした災害への備えを充実するとともに、住民参加型支援サービスの開発促進や地域での生活維持に向けた取り組みを推進します。

① 地域の交流拠点となる縁がわ機能の充実

現状・課題と基本的な考え

- ・ 各地域での住民交流や福祉情報の集積発信の場となる「地域の縁がわ」づくりが望まれる
- ・ 福祉施設が地域住民にとっての福祉の拠り所としても役割を果たすことが望まれる。地域の縁がわ（熊本県登録）登録を行っている事業所もある

行政の取り組み

- ・ 地域の縁がわ事業の紹介や申請等への協力
(社会福祉課、高齢介護課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 地域の縁がわ等と地域住民とのコーディネート

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 福祉事業所での地域の縁がわ等の設置と地域との交流
- ・ 地区公民館や遊休施設を利用した地域の縁がわの設置の検討

② 移動・買い物等の支援

現状・課題と基本的な考え

- ・ 市民部会等で移動手段に関する課題及び解決策が検討された
- ・ 乗合タクシー等、公共交通の利便性の向上を図る

行政の取り組み

- ・ 生活支援サービスを活用した買い物等の支援
- ・ 乗合タクシー等による交通空白地（26 行政区）の解消
(企画課、高齢介護課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 住民参加型生活支援サービスでの対応の工夫
- ・ 移動支援・買い物支援の仕組みづくりの検討

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 住民参加型生活支援サービスへの参加協力

③ ユニバーサルデザインの推進

現状・課題と基本的な考え

- ・ 転倒防止等の環境づくりが必要である
- ・ 公共施設などについて、すべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進める

行政の取り組み

- ・ 公共施設、公共空間のユニバーサルデザイン環境整備の推進

(都市整備課)

- ・ 介護予防拠点施設への支援

(高齢介護課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 福祉座談会等で空き家対策（空き家バンク）の活用方法の提供
- ・ 公民館改修事業の情報提供

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ ユニバーサルデザインへの理解
- ・ 公民館等での手すり設置や段差解消等の取り組み

④ 地域防災対策

現状・課題と基本的な考え

- ・ 熊本地震の経験等により、アンケート調査では、避難場所を「知っている」とする割合が平成25年の62.1%から84.3%に増加している
- ・ 地球温暖化等の影響により大規模災害の危険性が高くなっており、引き続き大規模災害に備えることや日常の防災意識を高める

行政の取り組み

- ・ 自主防災組織の推進

(防災消防課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 防災見守りマップ作成（ワークショップ）による自主防災の意識づくり
- ・ 災害ボランティアセンターの設置への取り組み
- ・ 災害ボランティアの育成とセンター設置訓練

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 災害ボランティア養成講座の受講
- ・ 自主防災活動の推進

⑤ 地域住民による防災活動の推進

現状・課題と基本的な考え

- ・ 災害時には地域で助け合っの避難や初期消火などが必要であり、地域での防災意識や自主防災の充実を進める
- ・ 見守り活動の一環として、自主防災組織の充実や防災訓練、避難訓練、災害ボランティアセンター設置訓練など災害に備えた取り組みを行う

行政の取り組み

- ・ 自主防災組織への情報の提供
- ・ ハザードマップの見直し
- ・ 自主防災組織の立ち上げ支援、防災訓練の支援等
- ・ 防災訓練時に避難所運営訓練を行う

(防災消防課、社会福祉課)

社会福祉協議会の役割

- ・ サロンや座談会等での防犯に関する啓発
- ・ 防災見守りマップの作成支援
- ・ 災害ボランティアセンター設置訓練など

■ 地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 地区福祉会やさまざまな団体・個人が集まり、緊急時、災害時の支援体制を協議する
- ・ 防災見守りマップの作成とそれによる避難支援の検討

⑥ 災害時避難行動要支援者の支援

■ 現状・課題と基本的な考え

- ・ 平成 26 年度に避難行動要支援者名簿を作成し、対象者に毎年名簿の外部提供同意書を送付している
- ・ 避難支援計画については作成時より 3 年以上経過しており計画の見直しが必要。今後は対象者の個別計画作成に取り組む必要がある

■ 行政の取り組み

- ・ 避難行動要支援者避難支援計画に基づき、対象となる人たちを把握し、個別計画の作成を行う
- ・ 福祉避難所の協定の締結推進

(社会福祉課)

■ 社会福祉協議会の役割

- ・ 地域での防災見守りマップ作成推進

■ 地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 避難行動要支援者に対する地域の支援
- ・ 防災見守りマップ作成等での要支援者の把握
- ・ 避難行動要支援者の避難について地区で検討
- ・ 福祉避難所としての役割等（福祉事業所）

⑦ 住宅改修の推進

■ 現状・課題と基本的な考え

- ・ 住宅内で高齢者の転倒事故は全国的に多く発生している。また、転倒等による身体状態の悪化も多い
- ・ 高齢者や障がい者が安心して生活を送るために手すり設置や段差解消など住宅改修を進める必要がある

■ 行政の取り組み

- ・ 転倒事故防止に関する住宅改修についての支援制度の周知

(社会福祉課、高齢介護課)

■ 社会福祉協議会の役割

- ・ 福祉座談会等で住宅改修等の啓発、事例紹介

■ 地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 住宅改修に関する専門的アドバイス（理学療法士、作業療法士、介護支援専門員等）
- ・ 住まいの安全性や危険箇所への気づき
- ・ 介護保険制度による住宅改修の活用

☆ 計画の柱 その4 発見、相談、総合対応による地域包括ケアづくり

(第4章 地域福祉活動計画 72 ページ参照)

- ・ 複合化する生活課題への対応などに、関係課・機関の一層の連携で対応し、地域包括ケアシステムを構築します。

① 総合相談・総合対応の充実（生活困窮者対応を含む）

現状・課題と基本的な考え

- ・ 経済的困窮の課題をはじめ、高齢者、障がい者、子育て、ひとり親、引きこもり等では複合的な生活課題を抱えており、関係課・機関の連携した対応が求められている
- ・ 行政・社会福祉協議会ともに各種の相談窓口を設けている。それぞれに適宜関係部署との連携を行っているが、明確な総合対応の仕組みが望まれる
- ・ 各課・関係機関が連携して総合的に対応する体制を整える

行政の取り組み

- ・ 生活困窮者自立相談支援事業の推進
- ・ 身近な相談窓口との連携

(社会福祉課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 社会福祉協議会の地域住民との密接な関係を活かし、生活課題を抱える世帯・人の気づきの把握や、地域住民との連携したケアを進める
- ・ 総合相談センターを設置し、複合的な課題にもセンターで一括して対応できる体制を整備する

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 見守りネットワークで「課題を抱える世帯」を把握し行政や社会福祉協議会へつなぐ

② 地域包括ケアへの地域福祉としての役割

現状・課題と基本的な考え

- ・ 医療・介護・予防が連携し、在宅での介護を支える包括ケアの充実が求められており、地域福祉の立場での整備が必要

行政の取り組み

- ・ 多様な支え合い活動の立ち上げ
- ・ 住民参加型生活支援サービス等の仕組みづくり

(高齢介護課、社会福祉課、健康づくり推進課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 地域包括ケアシステムの構築及び推進を図る
- ・ 地域包括支援センターの役割の充実

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 見守りネットワークで「課題を抱える世帯」を把握し行政や社会福祉協議会へつなぐ

③ 住民参加型生活支援サービスの推進

現状・課題と基本的な考え

- ・ 近隣での支え合い活動や公的サービスとのすきまを埋める住民参加型生活支援サービスの推進

行政の取り組み

- ・ 生活支援サポーターの仕組みづくり
(高齢介護課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 安心生活サポート事業、協力会員養成講座の実施

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 事業所の地域貢献
- ・ 有償ボランティアへの参加と利用促進

④ 権利擁護の推進

現状・課題と基本的な考え

- ・ 少子高齢化の進行や障がいの多様化により、成年後見制度と権利擁護の取り組みの推進が必要となっている
- ・ サービスを必要とする人が、適切なサービスを利用できるよう、制度を周知する

行政の取り組み

- ・ 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について、わかりやすい周知・啓発
- ・ 成年後見支援センターの設置支援
(高齢介護課、社会福祉課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 法人成年後見人等受任事業や地域福祉権利擁護事業で日常生活の支援
- ・ 生活支援者の養成・研修
- ・ 総合相談センターを設置し、複合的な課題にもセンターで一括して対応できる体制を整備する

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 制度の理解
- ・ 利用支援者としての協力

⑤ 健康づくり・介護予防

現状・課題と基本的な考え

- ・ 介護認定率が年々高くなっている。高齢者数の増加もあり、今後介護予防の重要性は高くなる
- ・ 健康寿命を延ばすための取り組みを進める

行政の取り組み

- ・ 出生前から高齢者まで幅広い年齢層に対応した健康づくりの啓発、介護予防の推進
- ・ 高血圧・高血糖・腎機能低下に保健指導を実施
- ・ サロン等への保健師の派遣、出前講座の実施
- ・ 特定健診をはじめとする各種健（検）診の受診勧奨
- ・ 世代ごとの食生活に応じた「さしより野菜」の推進

（健康づくり推進課）

社会福祉協議会の役割

- ・ 住民に身近な場所での介護予防事業
- ・ 介護予防サポーター事業
- ・ 巡回型介護予防事業（講話・体力測定）
- ・ いきいきサロン等を活用した健康づくり・介護予防

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 日頃からの健康づくり
- ・ 特定健診の受診

⑥ 地域子育て支援

現状・課題と基本的な考え

- ・ ファミリーサポートセンター事業で子どもの預かりを実施（援助回数延べ 225 件、利用会員数 194 人、援助会員数 61 人：平成 30 年度）
- ・ 宇城市子育てひろば・親子の交流とつどいの場の提供（延べ 12,378 人、1 施設あたり年平均 135 日開設：平成 30 年度）
- ・ 地域で子どもを見守り・育む環境づくり
- ・ 人口減少傾向のなかで地域社会を維持していくことを目的とした子育て支援策の充実

行政の取り組み

- ・ 子育て支援策及びワークライフバランス促進策の充実
- ・ 子育ての楽しさや子育て支援の情報提供
- ・ 地域子育て支援拠点事業や子育て援助活動支援（ファミリーサポートセンター）事業の推進、放課後児童健全育成事業の充実

（子育て支援課）

社会福祉協議会の役割

- ・ いきいきサロン等での高齢者や地域住民と保護者や子ども達との交流支援
- ・ 新規子育てサロンの開催支援
- ・ 子育てひろば事業
- ・ ファミリーサポートセンター事業

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 子育て応援の商店等への協力
- ・ 母子保健推進員の活動
- ・ ファミリーサポートセンター事業、援助会員への参加
- ・ 地域での子どもの見守りや世代間交流など

⑦ 障がい者の地域共生

現状・課題と基本的な考え

- ・ 障がい者手帳の交付は療育、精神で増加傾向にあるほか、発達障がいのある人も増加している
- ・ 誰もが住みやすい地域づくり及び地域共生社会実現への一環として、身体や精神、知的、発達障がいなど障がいへの理解をさらに推進する
- ・ 障がいへの理解と障がい者が安心して暮らせる地域づくりを進める
- ・ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築

行政の取り組み

- ・ ノーマライゼーション及び地域共生社会の考え方等の普及・啓発
- ・ 宇城市地域生活支援拠点等整備事業の啓発

(社会福祉課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 障がい者交流事業
- ・ 障がい者施設や団体と地域住民との交流活動支援
- ・ 障がい者サロン等の設置支援

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 障がい者施設での、夏祭り等をきっかけとした地域住民との交流
- ・ 障がい者施設、障がい者グループホームとの交流

⑧ 地域での認知症対応

現状・課題と基本的な考え

- ・ 認知症サポーター養成講座を実施（認知症セミナー20回：平成31年度）
- ・ 地域で支える意識・仕組みを進める

行政の取り組み

- ・ 認知症の人を地域・近隣で支える仕組みの推進

(高齢介護課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 見守り活動のなかで認知症の人を支える地域づくりの啓発・支援
- ・ 地域包括支援センターとの連携

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ キャラバンメイト等の協力・認知症への理解
- ・ 認知症介護者のつどい等への参加や経験の伝達

⑨ 福祉事業所との連携・協働

現状・課題と基本的な考え

- ・ 福祉避難所の協定などを行っているが、今後より一層の連携が望まれる
- ・ 各事業所が、より地域に密着した活動を行えるよう、地域との交流や地域貢献活動を支援していく

行政の取り組み

- ・ 事業所と連携した地域包括ケアの推進
- ・ 事業所の地域貢献活動の啓発
- ・ 宇城圏域ごとの福祉関連事業所連絡会の開催
- ・ 福祉避難所協定の締結推進

(社会福祉課、高齢介護課)

社会福祉協議会の役割

- ・ 事業所との連携
- ・ 事業所と地域住民とのコーディネート

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 事業所間の情報交換や地域貢献活動、行政・社会福祉協議会との協働のために連絡会への参加
- ・ 福祉避難所協定の締結推進

第4章 地域福祉活動計画

社会福祉協議会が取り組む主要事業と、地域福祉計画の柱に沿った社会福祉協議会の具体的な取り組みを整理します。

1. 社会福祉協議会（地域福祉活動計画）の理念

地域福祉を推進するには、地域住民、社会福祉に関する活動を行う者等が、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる活動に参加する機会が平等に与えられるようにすることが重要です。そのため、地域住民、福祉団体、市、社会福祉協議会が協働して、地域福祉の推進に努める必要があります。

とくに、支え合う地域づくりには、地域住民の役割は欠かせないものであり、社会福祉協議会が住民と一体となって、その推進に役割を果たしていきます。

以上のことから、本計画の基本理念は、住民参加による地域づくりを推進するために「人と人がつながり ともに支え合う地域づくり」とします。

地域福祉活動計画の基本理念

人と人がつながり
ともに
支え合う地域づくり

社会福祉協議会の基本方針

- ・ 私たちは、住民の声に耳を傾け、時代とニーズに即した効果的な事業を展開します。
- ・ 私たちは、常に住民の立場に立ち、その人権を尊重します。
- ・ 私たちは、多くの機関・団体と連携・協働し、広域的なネットワークを構築します。
- ・ 私たちは、専門職としての自覚と誇りを持ち、常に資質の向上に努めます。
- ・ 私たちは、開かれた組織づくりと健全な経営に努め、組織の基盤強化を図ります。

2. 社会福祉協議会の主要事業

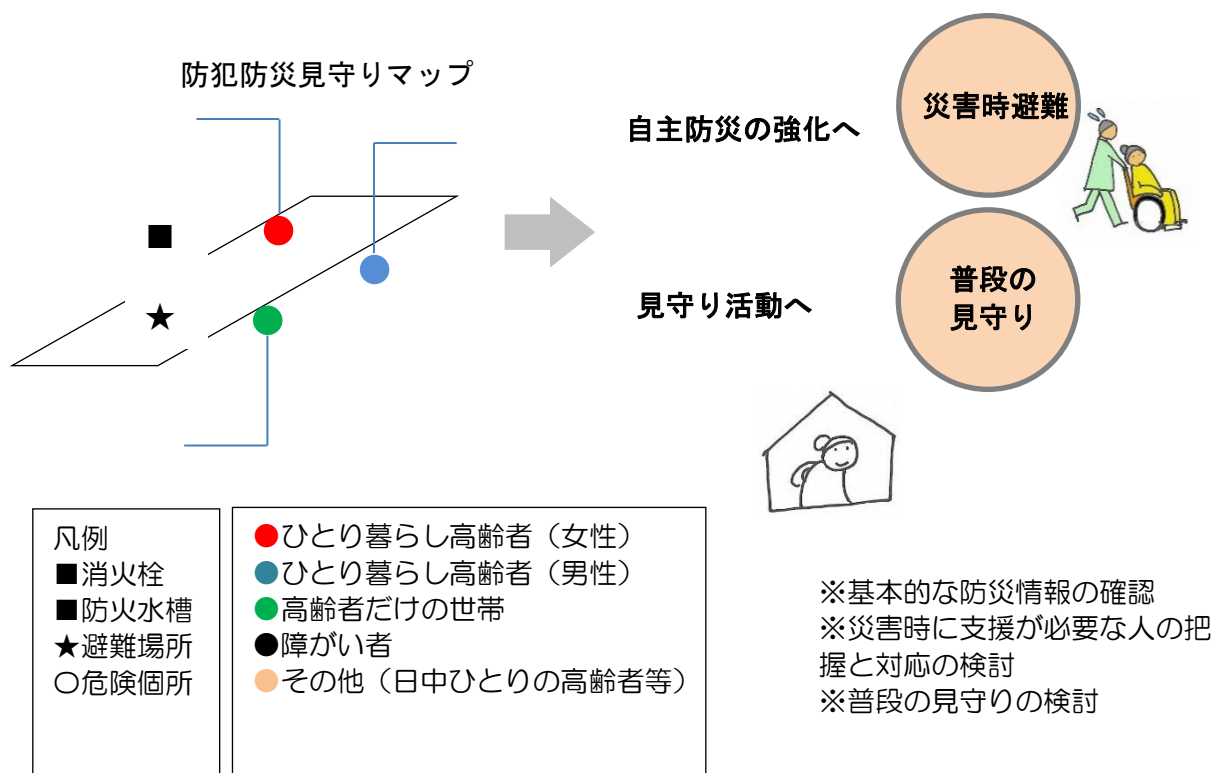
●地区福祉会活動の支援・推進

- ・ 地域における住民自治活動となるのは行政区です。地域でのつながりや支え合いに取り組む仕組みづくりの支援を行います。とくに、未設置地区での設立を推進します。
- ・ 地区福祉会の充実を促進します。
- ・ 地域住民の困りごとや地域の支え合い活動を考える福祉座談会（ワークショップ）を推進します。座談会では、地域の「課題や資源」をとらえ、地域住民が互いに意見を出し合い課題の解決に向けて考え取り組むことにより「地域の福祉力」を高め、よりよい地域社会づくりをめざし推進します。

福祉座談会の内容（例）

●防犯・防災、見守りマップ等の作成から（地区福祉会単位での推進）

- ・ 地域の防犯・防災、さらに災害時要支援者の把握などを各行政区単位で取り組んでいくことが必要です。そのため、防犯や防災に関する状況の整理と見守り対象者の把握のためのマップ作成を進めていきます。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築



●あったらいいなどできること探し

情報提供

- ・ 宇城市の状況、地域支え合いの必要性への理解、支え合い事例の紹介等



意見出し

1. 取り組んでいること(福祉関連、地域行事等)
2. 困りごと(高齢者、子育て、障がい者等の課題)
3. できること探し

※地区の状況の確認

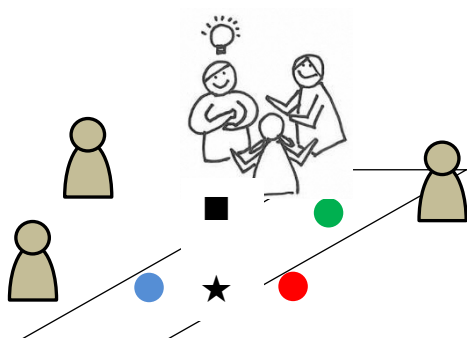
※困りごとや、高齢者等の様子への気遣い

※困りごとへのできること探しの話し合い

※地区の魅力(よかところ自慢)



●地区の「お宝マップ」作成 (歴史・人材・施設等の確認と活用)



- 人材
- 歴史
- 自然
- ★その他の資源
- 地域の拠点

※地区のお宝の出し合い

※歴史・自然・人材・その他、地域の豊かさを改めて確認

※地域の資源をいかした楽しい取り組みの作戦会議

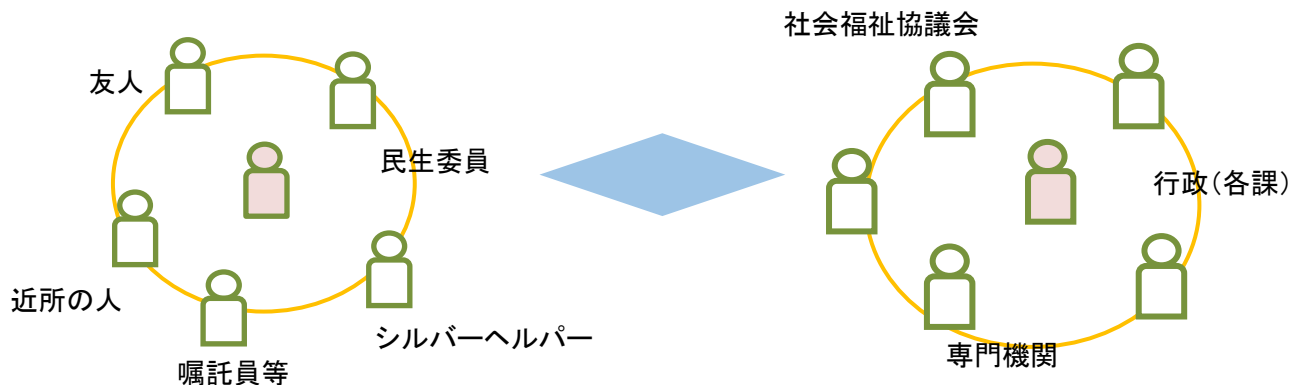
●地区支え合い活動の内容

- ・ 支え合い活動は、下表のように分類することができます。
- ・ 地区の状況に応じて必要な取り組みが行えるよう、活動の手引き作成・事例紹介など各種支援を進め、より一層の支え合い活動の充実につなげます。
- ・ 地区福祉会の活動はサロンだけでなく、幅広い視点での活動であり、地区の状況に応じて工夫していけるよう、役員研修や広報、福祉座談会の開催などを進めます。
- ・ 生活支援体制整備事業の推進及び生活支援コーディネーターの配置

区分	内容（例示）
地域住民の福祉の意識づくり	・ 座談会でスライドを使った地域支え合いの重要性や事例の学習 ・ 地区福祉会での定期的な福祉研修
見守りネットワーク	・ 防災見守りマップ作成 ・ ひとり暮らし高齢者等の日常の見守り（新聞の取り込みや雨戸の開け閉め、電気の点灯・消灯など）。声かけ（回覧板の手渡し） ・ 災害時要援護者避難支援など、マップや見守り台帳作成。関係者の連絡会議 ・ 「気にかかる世帯・人」を専門機関につなぐ
ふれあいいきいきサロン、公民館開放	・ 公民館などに月一回程度集まり、おしゃべりやゲーム、軽体操など ・ 安否の確認 ・ 多世代交流
交流活動（既存の地域行事の工夫）	・ 地区住民（子ども会・老人会など）のイベント、世代間交流の場の確保
生活支援活動（おたがいさま活動）	・ ゴミ出しや、電灯の交換、家具の移動等のお手伝い。
防災・防犯活動	・ 初期消火の訓練（消火器の使い方、消火栓の使い方）。避難訓練。炊き出し訓練 ・ 危険個所の確認（防災マップ作成）や隣保班ごとの避難方法の話し合いなど ・ 専門職による周知・啓発（消費者センター・警察署・消防署等）
健康づくり活動 福祉学習活動	・ 生活習慣病予防、健康づくりに関する学習会の開催 ・ 通いの場（百歳体操等） ・ 健康増進のための、軽スポーツなどの実施 ・ 認知症の初期症状の早期発見や生活習慣病予防など、地域支え合いや健康づくりに関する学習会の開催
福祉コミュニティビジネス（地域おこし活動）	・ 地域に活力がわくようなビジネス（経済活動）の取り組み ・ 地域再発見のなかで、地域の産物等の活用の検討
福祉の話し合い活動 福祉の仕組みづくり	・ 継続的な福祉の話し合い ・ 隣保班などに福祉の協力をお願いし、民生委員と連携した見守り活動

●見守りネットワークの推進

- ・ 各種公的機関や見守りにかかわる民間事業所と連携するとともに、住民活動である地区福祉会の見守り活動を促進し、今後も、見守りネットワークの充実を進めます。
- ・ 地域包括支援センターを受託し専門的な対応を行っている特性を活かし、地域での支え合いと専門的な対応をより密接にすることで「地域でしかできないこと」、「専門機関でしかできないこと」を相互に補完し、より一層の見守りネットワーク、地域ケア、地域住民ケアをめざしていきます。



見守りネットワーク

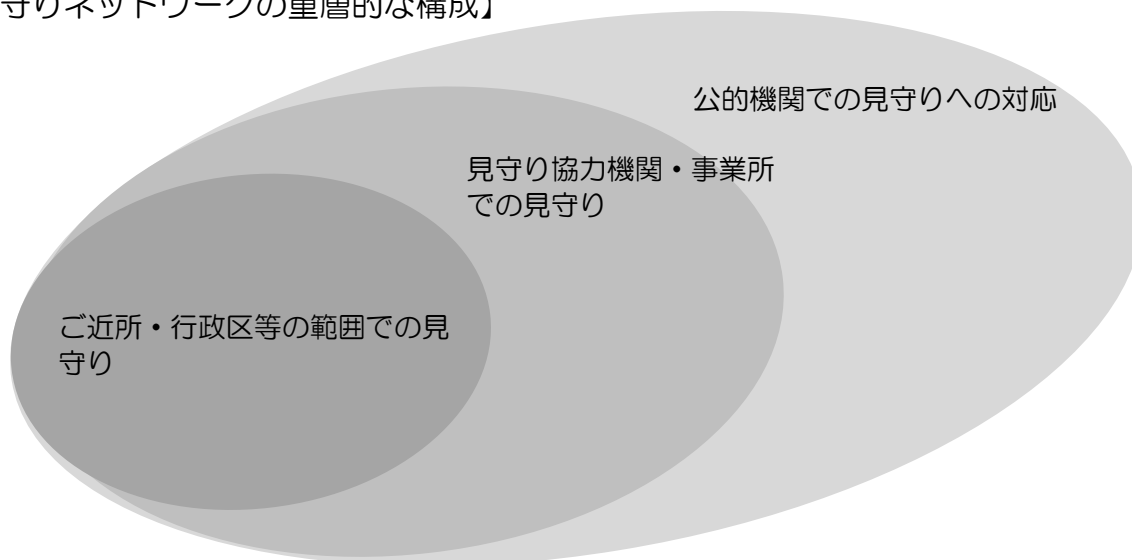
地区福祉会での防災見守りマップ
作成等

ご近所しか出来ない気づき！
ご近所しか出来ないこと

地域包括支援センター

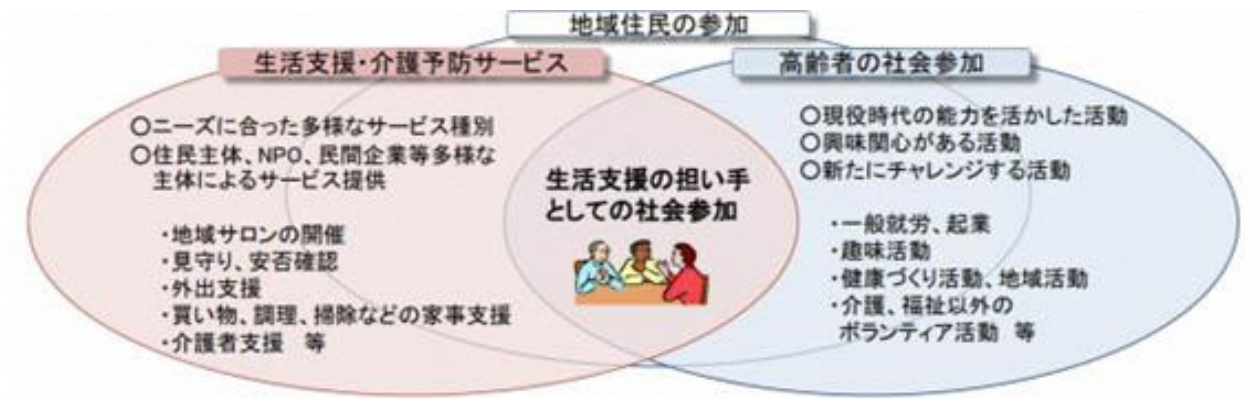
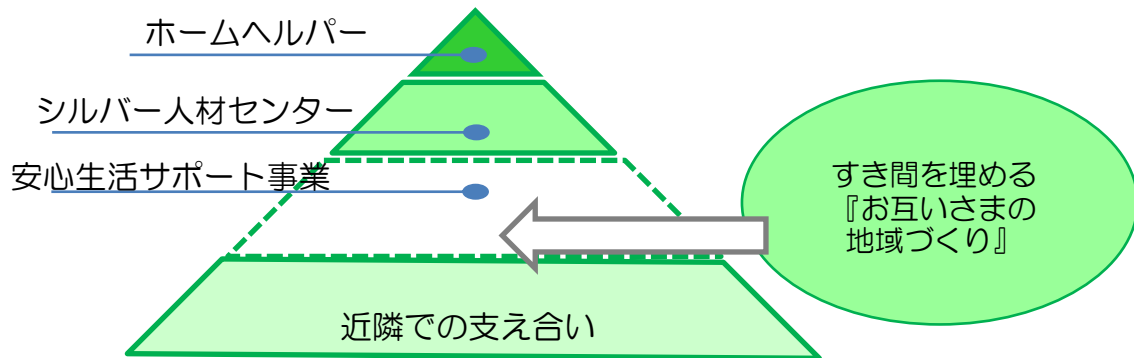
総合対応
専門機関での対応検討
専門機関しか出来ないこと

【見守りネットワークの重層的な構成】



●お互いさまの地域づくり（住民参加型生活支援体制）

- ・ 市民アンケート調査では「手助けしてほしい」とされる人に対して「手助けしてもよい」とする回答割合が高くなっています（25 ページ参照）。このような貴重な意識を活かしていくために、住民による生活支援の仕組みとなる生活支援体制の仕組みづくりと構築を推進します。



3. 社会福祉協議会の取り組み

地域福祉計画に即して、社会福祉協議会の役割、具体的な事業、目標値、主な協力・助成団体等をあきらかにし、市全体での地域福祉を推進します。

☆ 計画の柱 その1 地域福祉に関する意識づくり、人づくり

(第3章 地域福祉計画 42 ページ参照)

- ・ 地域住民による支え合いの理解を広めるとともに、支え合い活動に関わる人材の育成及び活躍の場や機会を提供するための取り組みを推進します。

① 地域福祉の啓発・広報

現状・課題と基本的な考え

- ・ 地域における生活課題が多様化、複雑化している
- ・ 地域での支え合いが必要であり、啓発活動が必要である
- ・ 啓発活動をととして、地域住民に地域福祉の必要性を身近に感じてもらう

社会福祉協議会の役割

- ・ 地区福祉会・校区福祉会、各種団体との密接な関係を活かした地域福祉の周知・啓発
- ・ 広報紙、ホームページ等での周知

● 具体的な事業

- ・ 月1回の広報紙発行・啓発
【目標】 月1回 【主な協力・助成団体等】 行政区長等
- ・ ホームページの公開及び更新

② 子どもの時からの意識づくり

現状・課題と基本的な考え

- ・ 小中学校で福祉体験学習や認知症サポーター養成講座を実施している
- ・ 少子高齢化が進み子どもたちが地域や高齢者とふれ合う機会が減少している
- ・ 子どもたちに対し福祉に関する意識づくりを行う

社会福祉協議会の役割

- ・ 福祉体験学習等を活かした意識づくり
- ・ ボランティア協力校の指定、ワークキャンプ、福祉出前講座、認知症サポーター養成講座

● 具体的な事業

- ・ ボランティア協力校の指定
【目標】 全20校 【主な協力・助成団体等】 小中高等学校
- ・ 福祉や高齢者疑似体験、認知症サポーター養成講座等の開催
【目標】 全20校 【主な協力・助成団体等】 小中高等学校
- ・ ワークキャンプ
【目標】 全20校 【主な協力・助成団体等】 小中高等学校、福祉事業所

③ 生涯学習での意識づくり

現状・課題と基本的な考え

- ・ 公民館活動や講演会などで学習機会の提供を行っているが、青壮年世代の学習が必要
- ・ 多様な学習機会の提供や啓発を進める
- ・ 青壮年層に対する地域福祉の啓発と参画促進

社会福祉協議会の役割

- ・ 出前講座の内容の充実（プログラムの検討）
- ・ 福祉座談会等での講座の紹介

● 具体的な事業

- ・ 各種団体への福祉啓発および認知症講話

【目標】 20 回 【主な協力・助成団体等】 団体等

④ 高齢者の福祉・健康づくり学習

現状・課題と基本的な考え

- ・ 介護予防推進事業として、いきいき百歳体操、ふれあいいきいきサロンを実施している
- ・ 高齢者自身の地域での役割づくりと居場所づくりを行う
- ・ 高齢者が閉じこもりがちにならないように通いの場づくりを行う

社会福祉協議会の役割

- ・ 地区福祉会活動での高齢者の健康づくりの取り組みを推進
- ・ 通いの場の設置、推進
- ・ 地域包括支援センターとの連携

● 具体的な事業

- ・ 福祉啓発活動及び介護予防教室の開催、百歳体操の推進

【目標】 20 回 【主な協力・助成団体等】 地区福祉会等

⑤ ボランティア活動の推進

現状・課題と基本的な考え

- ・ アンケート調査でもボランティア活動への参加意欲は高い
- ・ うきスマイルサポーター養成講座、脳いきいきサポーター養成講座等を行っている
- ・ ボランティア活動の機会や場づくりが必要

社会福祉協議会の役割

- ・ 各種ボランティアの養成や活動の場の提供（需給調整）
- ・ 災害ボランティアの養成及びセンター設置訓練
- ・ ボランティア保険加入手続き
- ・ ボランティアセンターの機能強化

● 具体的な事業

- ・ 各種ボランティアの育成

【目標】 100 人

- ・ ボランティアセンターの運営

【主な協力・助成団体等】 ボランティア連絡協議会

- ・ ボランティアポイントを活用した活動支援

【目標】 150 人 【主な協力・助成団体等】 ボランティア連絡協議会

- ・ 生活支援サポーターの養成講座の開催

【目標】 年 4 回 【主な協力・助成団体等】 行政区、ボランティア団体等

⑥ 各種団体活動の支援

Ⅰ 現状・課題と基本的な考え

- ・ 老人クラブ、食生活改善推進員、ボランティア連絡協議会等は、福祉関係の活動に協力あり
- ・ 各種団体の活動を支援するとともに、地域での役割発揮をお願いしていく
- ・ 福祉関連事業所と NPO 等の活動情報の把握と共有化を進める

Ⅱ 社会福祉協議会の役割

- ・ 各種団体と連携した支え合い活動の推進
- ・ 人材・資源のネットワークづくり（地域との顔なじみ）

● 具体的な事業

- ・ 活動資金の助成

【目標】 9 団体 【主な協力・助成団体等】 福祉団体等

⑦ 市民部会の継続

Ⅰ 現状・課題と基本的な考え

- ・ 令和元年度に 2 回のワークショップを開催し、地域の状況や今後の取り組みについてアイデアを出し合った
- ・ 地域間・各種団体間の情報交換の一環として継続して開催するとともに、先進事例についての情報を収集し地域活動の改善に役立てる
- ・ 若い母親に地域活動へかかわってもらうための方策を企画し実践する

Ⅱ 社会福祉協議会の役割

- ・ 市民部会の運営や出された意見の活用
- ・ 住民や各種団体、行政の調整

● 具体的な事業

- ・ 市民ワークショップの開催

【目標】 年 2 回 【主な協力・助成団体等】 各種団体

☆ 計画の柱 その2 地区福祉社会によるきめ細かな見守り体制づくり

(第3章 地域福祉計画 45 ページ参照)

- ・ 地区福祉会及び校区福祉会による地域の支え合い活動を推進することにより、きめ細かな見守り体制を構築します。

① 地区福祉会、校区福祉会活動の充実

現状・課題と基本的な考え

- ・ 地区福祉会、校区福祉会の組織強化を推進している（145 地区福祉会、3 校区福祉会：令和元年度）
- ・ 地域住民の活動の基本組織として全地区での設置を進める

社会福祉協議会の役割

- ・ 未設置地区での設置促進の働きかけ
- ・ 活動事例の収集、事例集の発行等
- ・ （仮称）福祉委員の設置検討
- ・ お互いさまの地域づくり（生活支援体制）の推進及び生活支援コーディネーターの配置
- ・ 専門職の派遣（病院・企業等）
- ・ 通いの場（百歳体操）の推進及び設置

具体的な事業

- ・ 校区、地区福祉会における地域福祉活動の推進と充実
【主な協力・助成団体等】 地区福祉会
- ・ ふれあいいきいきサロン活動、百歳体操、要支援者見守り活動、福祉問題発見活動、地域防災活動等の実施等
【主な協力・助成団体等】 地区福祉会

② 住民福祉座談会の開催

現状・課題と基本的な考え

- ・ 地域の困りごとや、その解決アイデアをテーマにワークショップを実施する
- ・ 住民自身が課題に気づき、解決への取り組みを行うきっかけとして座談会を開催していく

社会福祉協議会の役割

- ・ 福祉座談会の有効性の啓発と開催の段取り、実際の運営
- ・ 見守り活動および防災見守りマップ作成支援
- ・ 生活支援体制整備事業、第2層協議体の開催

具体的な事業

- ・ 地区福祉会説明会及び福祉座談会で地区福祉会の活動内容と財源の周知
【目標】 年 10 回 【主な協力・助成団体等】 地区福祉会、行政区

③ 見守り活動の推進

現状・課題と基本的な考え

- ・ 民生委員、シルバーヘルパー、地区福祉会などで見守り活動を行っている
- ・ 地域支え合いの基本として活動の推進を図る
- ・ 高齢者に加え、障がい者、子ども・子育て世代、ひとり親世帯、精神障がいや発達障がいのほか、引きこもりや虐待などにも対応するきめ細かな見守り体制の構築を目指す

社会福祉協議会の役割

- ・ 地区福祉活動の基本としての見守り活動の推進
- ・ 要支援者の把握とネットワーク台帳の整備

● 具体的な事業

- ・ 民生委員を主体とした見守り活動の推進
【主な協力・助成団体等】 民生委員
- ・ 一日給食サービス事業の開催
【目標】 年1回
【主な協力・助成団体等】 民生委員、食生活改善推進協議会、地域婦人会
- ・ ももし電話訪問活動の支援
【主な協力・助成団体等】 ボランティア団体

④ サロン活動の推進

現状・課題と基本的な考え

- ・ 令和元年度時点で、145ヶ所において実施されている
- ・ 参加人数が少ない地域や男性の参加を促すなど地区全体でのサロンとしていくことが望まれる

社会福祉協議会の役割

- ・ 高齢者の見守りや健康維持、交流の場であるサロン活動の推進
- ・ 運営ボランティアの養成と活動支援
- ・ 介護予防機能の強化

● 具体的な事業

- ・ 月1回のサロン活動の支援
【目標】 月1回 【主な協力・助成団体等】 地区福祉会

⑤ 住民交流活動の支援

現状・課題と基本的な考え

- ・ 地域支え合いの前提となる活動であり、近隣関係の希薄化や少子高齢化等で年中行事自体が行われにくくなっている現状がある
- ・ 交流活動自体が支え合いであることを踏まえ活動を支援していく

社会福祉協議会の役割

- ・ 地域の支え合い活動の基本となるコミュニティ活動の支援
- ・ 地域の現状把握と分析を行い社会活動への参加を推進

● 具体的な事業

- ・ 世代間交流の活動支援
【主な協力・助成団体等】 地区福祉会

⑥ インフォーマルな社会資源の活用

現状・課題と基本的な考え

- ・ 行政区や校区では福祉に限らず伝統行事等が幅広く行われている。また、多様な活動をしている人材がいる。このような活動や人材をインフォーマルな社会資源として把握していくことで、支え合い活動に活用していく
- ・ 青壮年世代に地域活動へかかわってもらうための方策を企画し実践する

社会福祉協議会の役割

- ・ 福祉座談会や地区福祉会活動での社会資源を確認と取りまとめる
- ・ インフォーマルな社会資源のマップ作成及び活用方法
- ・ 地域包括ケアシステムの構築・推進

● 具体的な事業

- ・ 地区福祉会での「地域マップ」作成支援
- ・ 医療・福祉事業所の校区・地区福祉会活動への協力要請

【主な協力・助成団体等】 地区福祉会、市役所

⑦ 社会福祉協議会のための事業

（仮称）福祉委員の設置の検討

- ・ （仮称）福祉委員の設置を検討します。

● 具体的な事業

- ・ 福祉協力員設置推進

活動事例の広報

● 具体的な事業

- ・ 先進的な地区のサロンや見守り活動の事例紹介

【目標】 年1回 【主な協力・助成団体等】 地区福祉会

- ・ 地区福祉会リーダー研修会の開催

【目標】 年1回 【主な協力・助成団体等】 地区福祉会

ファンディングの取り組みの検討

- ・ ファンディングの取り組みについて検討します。

☆ 計画の柱 その3 災害への備えと生活支援による安全安心の地域づくり (第3章 地域福祉計画 48 ページ参照)

- ・ 熊本地震や九州北部豪雨災害等を教訓とした災害への備えを充実するとともに、住民参加型支援サービスの開発促進や地域での生活維持に向けた取り組みを推進します。

① 地域の交流拠点となる縁がわ機能の充実

現状・課題と基本的な考え

- ・ 各地域での住民交流や福祉情報の集積発信の場となる「地域の縁がわ」づくりが望まれる
- ・ 福祉施設が地域住民にとっての福祉の拠り所としても役割を果たすことが望まれる。地域の縁がわ（熊本県登録）登録を行っている事業所もある

社会福祉協議会の役割

- ・ 地域の縁がわ等と地域住民とのコーディネート

● 具体的な事業

- ・ 公民館等の施設での「縁がわ」機能の検討

② 移動・買い物等の支援

現状・課題と基本的な考え

- ・ 市民部会等で移動手段に関する課題及び解決策が検討された
- ・ 乗合タクシー等、公共交通の利便性の向上を図る

社会福祉協議会の役割

- ・ 住民参加型生活支援サービスでの対応の工夫
- ・ 移動支援・買い物支援の仕組みづくりの検討

● 具体的な事業

- ・ 移動・買い物支援サービスの実施

【目標】 年 200 回 【主な協力・助成団体等】 行政区

③ ユニバーサルデザインの推進

現状・課題と基本的な考え

- ・ 転倒防止等の環境づくりが必要である
- ・ 公共施設などについて、すべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進める

社会福祉協議会の役割

- ・ 福祉座談会等で空き家対策（空き家バンク）の活用方法の提供
- ・ 公民館改修事業の情報提供

● 具体的な事業

- ・ 公民館等の拠点改修制度等の周知・啓発

【主な協力・助成団体等】 地区福祉会

④ 地域防災対策

現状・課題と基本的な考え

- ・ 熊本地震の経験等により、アンケート調査では、避難場所を「知っている」とする割合が平成 25 年の 62.1%から 84.3%に増加している
- ・ 地球温暖化等の影響により大規模災害の危険性が高くなっており、引き続き大規模災害に備えることや日常の防災意識を高める

社会福祉協議会の役割

- ・ 防災見守りマップ作成（ワークショップ）による自主防災の意識づくり
- ・ 災害ボランティアセンターの設置への取り組み
- ・ 災害ボランティアの育成とセンター設置訓練

具体的な事業

- ・ 市防災訓練参加（ボランティアの育成、炊き出し訓練の実施）
【目標】 年 5 回 【主な協力・助成団体等】 地区福祉会、ボランティア連絡協議会
- ・ 災害ボランティアセンター設置訓練を実施
【目標】 年 2 回 【主な協力・助成団体等】 地区福祉会、ボランティア連絡協議会

⑤ 地域住民による防災活動の推進

現状・課題と基本的な考え

- ・ 災害時には地域で助け合っの避難や初期消火などが必要であり、地域での防災意識や自主防災の充実を進める
- ・ 見守り活動の一環として、自主防災組織の充実や防災訓練、避難訓練、災害ボランティアセンター設置訓練など災害に備えた取り組みを行う

社会福祉協議会の役割

- ・ サロンや座談会等での防犯に関する啓発
- ・ 防災見守りマップの作成支援
- ・ 災害ボランティアセンター設置訓練など

具体的な事業

- ・ 防災時の見守りや避難時の経路等のマップづくり等の支援
【目標】 年 5 回 【主な協力・助成団体等】 地区福祉会、市役所

⑥ 災害時避難行動要支援者の支援

現状・課題と基本的な考え

- ・ 平成 26 年度に避難行動要支援者名簿を作成し、対象者に毎年名簿の外部提供同意書を送付している
- ・ 避難支援計画については作成時より 3 年以上経過しており計画の見直しが必要。今後は対象者の個別計画作成に取り組む必要がある

社会福祉協議会の役割

- ・ 地域での防災見守りマップ作成

具体的な事業

- ・ 防災カードの配布（ひとり暮らし高齢者）
【主な協力・助成団体等】 民生委員
- ・ 防災マップの作成支援

⑦ 住宅改修の推進

Ⅰ 現状・課題と基本的な考え

- ・ 住宅内で高齢者の転倒事故は全国的に多く発生している。また、転倒等による身体状態の悪化も多い
- ・ 高齢者や障がい者が安心して生活を送るために手すり設置や段差解消など住宅改修を進める必要がある

Ⅱ 社会福祉協議会の役割

- ・ 福祉座談会等で住宅改修等の啓発、事例紹介

● 具体的な事業

- ・ 住宅改修助成事業の周知・啓発

【主な協力・助成団体等】 地域包括支援センター

☆ 計画の柱 その4 発見、相談、総合対応による地域包括ケアづくり (第3章 地域福祉計画 52 ページ参照)

- ・ 複合化する生活課題への対応などに、関係課・機関の一層の連携で対応し、地域包括ケアシステムを構築します。

① 総合相談・総合対応の充実（生活困窮者対応を含む）

現状・課題と基本的な考え

- ・ 経済的困窮の課題をはじめ、高齢者、障がい者、子育て、ひとり親、引きこもり等では複合的な生活課題を抱えており、関係課・機関の連携した対応が求められている
- ・ 行政・社会福祉協議会ともに各種の相談窓口を設けている。それぞれに適宜関係部署との連携を行っているが、明確な総合対応の仕組みが望まれる
- ・ 各課・関係機関が連携して総合的に対応する体制を整える

社会福祉協議会の役割

- ・ 社会福祉協議会の地域住民との密接な関係を活かし、生活課題を抱える世帯・人の気づきの把握や、地域住民との連携したケアを進める
- ・ 総合相談センターを設置し、複合的な課題にもセンターで一括して対応できる体制を整備する。

● 具体的な事業

- ・ 福祉法律相談の実施

【目標】 月1回 【主な協力・助成団体等】 弁護士会

- ・ 生活自立支援センターの設置・運営

【目標】 相談件数 120 件/年 【主な協力・助成団体等】 市役所、関係団体

② 地域包括ケアへの地域福祉としての役割

現状・課題と基本的な考え

- ・ 医療・介護・予防が連携し、在宅での介護を支える包括ケアの充実が求められており、地域福祉の立場での整備が必要

社会福祉協議会の役割

- ・ 地域包括ケアシステムの構築及び推進を図る
- ・ 地域包括支援センターの役割の充実

● 具体的な事業

- ・ 地域のよりあい活動の支援

【目標】 週1回 【主な協力・助成団体等】 地区福祉会等

③ 住民参加型生活支援サービスの推進

現状・課題と基本的な考え

- ・ 近隣での支え合い活動や公的サービスとのすきまを埋める住民参加型生活支援サービスの推進

社会福祉協議会の役割

- ・ 安心生活サポート事業、協力会員養成講座の実施

● 具体的な事業

- ・ 安心生活サポート事業の実施

【目標】 年 1,000 回 【主な協力・助成団体等】 行政区等

④ 権利擁護の推進

現状・課題と基本的な考え

- ・ 少子高齢化の進行や障がいの多様化により、地域福祉権利擁護事業・成年後見事業と権利擁護の取り組みの推進が必要となっている
- ・ サービスを必要とする人が、適切なサービスを利用できるよう、制度を周知する

社会福祉協議会の役割

- ・ 法人成年後見人等受任事業や地域福祉権利擁護事業で日常生活の支援
- ・ 生活支援者の養成・研修
- ・ 総合相談センターを設置し、複合的な課題にもセンターで一括して対応できる体制を整備する。

● 具体的な事業

- ・ 地域福祉権利擁護事業の実施

【目標】 35 人

- ・ 法人成年後見人等受任事業の実施

【目標】 10 人

- ・ 成年後見支援センターの設置・運営

【目標】 相談件数 20 件/年 【主な協力・助成団体等】弁護士、司法書士、家庭裁判所

⑤ 健康づくり・介護予防

現状・課題と基本的な考え

- ・ 介護認定率が年々高くなっている。高齢者数の増加もあり、今後介護予防の重要性は高くなる
- ・ 健康寿命を延ばすための取り組みを進める

社会福祉協議会の役割

- ・ 住民に身近な場所での介護予防事業
- ・ 介護予防サポーター事業
- ・ 巡回型介護予防事業（講話・体力測定）
- ・ いきいきサロン等を活用した健康づくり・介護予防

● 具体的な事業

- ・ 地域での介護予防活動の支援

【目標】 25 か所 【主な協力・助成団体等】 行政区等

⑥ 地域子育て支援

現状・課題と基本的な考え

- ・ ファミリーサポートセンター事業で子どもの預かりを実施（援助回数 225 件、利用会員数 194 人、援助会員数 61 人、両方会員 10 人：平成 30 年度）
- ・ 宇城市子育てひろば・親子の交流とつどいの場の提供（延べ 12,378 人、135 日開設：平成 30 年度）
- ・ 地域で子どもを見守り・育む環境づくり
- ・ 人口減少傾向のなかで地域社会を維持していくことを目的とした子育て支援策の充実

社会福祉協議会の役割

- ・ いきいきサロン等での高齢者や地域住民と保護者や子ども達との交流支援
- ・ 新規子育てサロンの開催支援
- ・ 子育てひろば事業
- ・ ファミリーサポートセンター事業

● 具体的な事業

- ・ ひとり親世帯交流事業の開催

【目標】 20 世帯 【主な協力・助成団体等】 ひとり親家庭の会

- ・ 子ども劇場の開催

【目標】 800 人 【主な協力・助成団体等】 保育園、幼稚園、認定こども園ほか

⑦ 障がい者の地域共生

現状・課題と基本的な考え

- ・ 障がい者手帳の交付は療育、精神で増加傾向にあるほか、発達障がいのある人も増加している
- ・ 誰もが住みやすい地域づくり及び地域共生社会実現への一環として、身体や精神、知的、発達障がいなど障がいへの理解をさらに推進する
- ・ 障がいへの理解と障がい者が安心して暮らせる地域づくりを進める
- ・ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築

社会福祉協議会の役割

- ・ 障がい者交流事業
- ・ 障がい者施設や団体と地域住民との交流活動支援
- ・ 障がい者サロン等の設置支援

● 具体的な事業

- ・ 障がい者福祉スポーツ大会の開催

【目標】 200 人 【主な協力・助成団体等】 障がい者団体等

⑧ 地域での認知症対応

現状・課題と基本的な考え

- ・ 認知症サポーター養成講座を実施（認知症セミナー20回：平成31年度）
- ・ 地域で支える意識・仕組みを進める

社会福祉協議会の役割

- ・ 見守り活動のなかで認知症の人を支える地域づくりの啓発・支援
- ・ 地域包括支援センターとの連携

● 具体的な事業

- ・ 見守り協力企業の普及啓発・強化

【目標】 100事業所 【主な協力・助成団体等】 市内事業所、商店、行政区

⑨ 福祉事業所との連携・協働

現状・課題と基本的な考え

- ・ 福祉避難所の協定などを行っているが、今後より一層の連携が望まれる
- ・ 各事業所が、より地域に密着した活動を行えるよう、地域との交流や地域貢献活動を支援していく

社会福祉協議会の役割

- ・ 事業所との連携
- ・ 事業所と地域住民とのコーディネート

● 具体的な事業

- ・ 福祉事業所と地域のコーディネート

【目標】 年5回 【主な協力・助成団体等】 福祉事業所

- ・ 福祉事業所へ座談会の参加呼びかけ

【目標】 年10回 【主な協力・助成団体等】 福祉事業所、地区福祉会等

第5章 計画の推進

1. 計画実現のための役割と取り組み

(1) 市及び行政の役割と取り組み

地域住民や関係機関等との連携推進、総合的な視野での地域福祉推進のための取り組みの計画と実践、計画の達成状況の評価・公表など、地域福祉推進のマネジメント機能を果たします。具体的な取り組みとしては、横断的な対応が可能な情報の収集及び統合を行う仕組みづくり、インターネットや広報紙などを通じた周知、人材育成の促進、市独自の支援体制を構築していくための取り組み等に力を入れるとともに、下記の取り組みを重点的に推進します。

①市全体での推進

地域福祉は「赤ちゃんからお年寄りまでが充実して暮らせること」であり、このことが地域運営の基本となります。そのため、行政はもとより、地域住民、福祉関連事業所、その他、各種人材や各種機関・民間事業所等、本市を構成するあらゆる人材が、地域福祉推進に関わっていく意識づくり・状況づくりを進めます。

②行政施策全体での推進

行政施策全般を地域福祉の視点（高齢者、障がい者、子どものこと、地域の特性を踏まえる）で点検し、各種施策の推進が地域住民の福祉向上に、より一層資する内容となるよう努めます。とくに、今後一層の高齢化を見据え、健康づくり・介護予防、介護保険サービスを補う各種取り組みが、医療費・介護給付費の軽減にもつながる重要な取り組みであることを認識し、行政全体で地域福祉に係る取り組みを推進します。

③地域福祉推進の財源確保

地域福祉は介護保険事業等と異なり事業収入を伴うものではなく公的な財源・人材の確保が必要です。とくに、医療費・介護給付費ができるだけ増えないようにするためにも、社会福祉協議会が行う地区福祉会活動支援、生活支援ボランティア養成等に必要な財源・人材の確保を行政の役割として行っていきます。

（２）地域福祉推進に関する社会福祉協議会の役割

事業者と市民との連携促進、福祉関係団体の連携と育成、人材の確保と育成、困窮者等への援助など、横のつながりを支援する地域福祉推進の中核的な組織としての役割を果たします。

①社会福祉協議会の位置づけ（地域住民との密接な関係を活かして）

住民の地域支え合い活動や意識づくり・人材育成が地域福祉推進においては重要です。社会福祉協議会は、社会福祉法において、住民活動の支援にあたる役割が位置づけられており、地域住民や各種団体との密接な関係を活かしていきます。

②地域福祉活動計画の役割

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会の今後のあり方や事業内容の検討等を行う計画であるとともに、地域福祉を具体的に進めるための方策を定めものです。

とくに、第３章で整理した地域福祉計画で取り組む地域福祉活動をより具体的に進める役割があります。

③地区福祉会、校区福祉会の支援

本市では平成 18 年度以降、行政区を単位に地域住民による支え合い活動を進める地区福祉会を立ち上げています。この活動支援は地域福祉活動計画の中で重要な役割をめています。

社会福祉協議会について（出典：新・社会福祉協議会基本要項より）

●社会福祉協議会の性格

- ① 地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され
- ② 住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし
- ③ 住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施などを行う
- ④ 市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織である

●社会福祉協議会の機能

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核組織として、次の機能を発揮する。

- ① 住民ニーズ・福祉課題の明確化および住民活動の推進機能
- ② 公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整機能
- ③ 福祉活動・事業に企画および実施機能
- ④ 調査研究・開発機能
- ⑤ 計画策定、提言・改善運動機能
- ⑥ 広報・啓発活動
- ⑦ 福祉活動・事業の支援機能

(3) 市民に期待される役割と取り組み

地域福祉を進めるにあたって、それぞれの年代や立場に応じた共助の取り組みが望まれます。

構成		役割 (例示)
自 助	市民各自	・生活習慣病予防、健康維持への自覚と取り組み ・介護保険制度等の理解と活用、家族、親族での相互扶助 ・共助への参加、共助への「助けられ上手」（受援力） ・地域での生きがいや役割の発揮 ・身近な要支援者の発見（気づき）、公助の適切な利用
共 助	小中学生	・ボランティア活動、福祉体験・認知症サポーター養成講座 ・ワークキャンプ等への参加 ・総合的学習等での地域の高齢者や住民との交流
	青壮年	・地域活動への参加 ・地域での健康づくり、成人病予防学習会等への参加 ・地域福祉への理解と出来る範囲での参加
	高齢者	・介護予防、地域での生きがい ・子どもの登下校等の見守り ・地域の歴史や地元料理等の若い世代への継承 ・高齢者相互の見守り活動（シルバーヘルパー活動）
	地域人材（嘱託員、民生委員、老人会、婦人会、シルバーヘルパー、食生活改善推進員等）	・ご近所での地域支え合い活動のキーパーソンの役割 ・地域福祉への理解、防災見守りマップ作成 ・福祉座談会の開催、地域活動の支援
	サロン協力者等、地区有志	・サロンの開催や各種地域支え合い活動の推進役
	隣保班・小組合等	・隣近所での日常の支え合い、災害時避難の基本単位 ・お隣り同士での緊急連絡先の交換
	地区福祉会（行政区等）	・福祉座談会の開催と基礎的な住民組織として日常的な見守り活動、サロン等の充実 ・民生委員、福祉協力員、シルバーヘルパー等の活動についての理解・協力
	校区福祉会	・地域全体での地域福祉推進の必要性の啓発
	ボランティア、市民有志・各種団体	・サロンボランティア、傾聴ボランティア等の研修 ・ファミリーサポートや生活支援ボランティアへの参加
	福祉関連事業所、NPO	・地域住民との交流、地域貢献活動 ・福祉避難所の協定 ・事業所間、社会福祉協議会・行政との連携

2. 関係団体との連携・協働と計画の進行管理

(1) 市及び社会福祉協議会と地域福祉関係団体と連携強化

地域福祉を推進する上で、市と社会福祉協議会の連携・協働はもちろんのこと、各種福祉団体等も重要な役割を担っており、これらの団体間の連絡調整・ネットワーク化を図り、相互の情報交換や活動情報の発信ができる体制づくりを進めます。

■市と社会福祉協議会との連携強化

- ・市と地域福祉を推進する中心的な団体である社会福祉協議会との連携を強化し、地域に根差した幅広い福祉施策を推進します。
- ・市と社会福祉協議会と連携強化により、本市にとって必要不可欠なインフォーマルな自主活動を含めて必要な福祉サービスを提供できる体制づくりに努めます。

■民生委員・児童委員との連携強化

- ・高齢者や障がい者等の心配ごとの相談や助言を行うための必要な知識、技術を習得するための研修を進めるとともに、関係団体との情報交換を支援し、地域における日常的な相談・指導活動の充実を図ります。
- ・民生委員・児童委員は地域と行政の重要なパイプ役であるとともに、必要不可欠な存在であり、後継者及びなり手不足にならないための取り組みを検討し実施します。

■地区福祉会（行政区等）との連携強化

- ・地区福祉会（行政区等）は地域と行政の重要なパイプ役であるとともに、行政区の課題解決を担う存在であり、後継者及びなり手不足にならないための取り組みを検討し実施します。
- ・地域福祉推進の必要な知識、技術を習得するための研修を進めるとともに、関係団体との情報交換を支援します。

■地域人材及び団体活動等との連携強化

- ・嘱託員、民生委員・児童委員、老人会、婦人会、シルバーヘルパー、食生活改善推進員、障がい者団体（家族会）、自主福祉活動に取り組む福祉団体などへの情報提供を行い、団体活動を支援します。
- ・各団体の自主的活動を支援し、その活動を促進します。

■福祉事業所等との連携強化

- ・福祉事業所等は地域と行政を専門的な視点で結び存在であるとともに、支援を必要とする人たち直接支援する役割を担っており、本市にとって必要不可欠な福祉サービスを提供できる体制づくりに努めます。
- ・地域福祉の視点からの知識、技術を習得するための研修を行うとともに、地域福祉関係団体との情報交換や連携を支援します。

■福祉団体間の連携及びネットワーク化の促進

- ・福祉に関する各種活動団体間のネットワーク化を推進し、情報交換の促進、活動の維持・拡大を図ります。
- ・福祉関係団体で構成される事業においては、高齢者や障がい者、子ども等が地域で安心して暮らせるよう、在宅での生活を支える地域包括ケアシステム構築に係る推進事業や、犯罪や非行の無い明るい社会を築くことを目的とした啓発活動を実施することにより、安全で安心な地域づくりを推進します。
- ・解決困難なケースなど、時間を要する案件が見受けられることから、今後も社会福祉協議会を中心にネットワーク化を図り、相互の情報交換等ができる体制づくりを進めます。

(2) 地域福祉計画の進行管理

市が取り組む地域福祉計画に関して毎年度、以下のような評価票を作成し策定協議会で検討します。

計画の柱	取り組み	当該年度の 取り組み状況	評価と 次年度への反映
計画の柱 その1 地域福祉に関する 意識づくり、人づくり	① 地域福祉の啓発・広報 ② 子どもの時からの意識づくり ③ 生涯学習での意識づくり ④ 高齢者の福祉・健康づくり学習 ⑤ ボランティア活動の推進 ⑥ 各種団体活動の支援 ⑦ 市民部会の継続		
計画の柱 その2 地区福祉会による きめ細かな見守り体制 づくり	① 地区福祉会、校区福祉会活動の充実 ② 住民福祉座談会の開催 ③ 見守り活動の推進 ④ サロン活動の推進 ⑤ 住民交流活動の支援 ⑥ 社会資源の活用		
計画の柱 その3 災害への備えと 生活支援による安全安 心の地域づくり	① 地域の交流拠点となる縁がわ機能の充実 ② 移動・買い物等の支援 ③ ユニバーサルデザインの推進 ④ 地域防災対策 ⑤ 地域住民による防災活動の推進 ⑥ 災害時避難行動要支援者の支援 ⑦ 住宅改修の推進		
計画の柱 その4 発見、相談、総合対応 による地域包括ケアづく り	① 総合相談・総合対応の充実 ② 地域包括ケアへの地域福祉としての役割 ③ 住民参加型生活支援サービスの推進 ④ 権利擁護の推進 ⑤ 健康づくり・介護予防 ⑥ 地域子育て支援 ⑦ 障がい者の地域共生 ⑧ 地域での認知症対応 ⑨ 福祉事業所との連携・協働		

(3) 地域福祉活動計画の進行管理

社会福祉協議会が取り組む地域福祉活動計画に関して、市の評価と合わせて毎年度、以下のような評価票を作成し策定協議会で検討します。

計画の柱	取り組み	当該年度の 取り組み状況	評価と 次年度への反映
計画の柱 その1 地域福祉に関する 意識づくり、人づくり	・月1回の広報紙発行に合わせた啓発 ・ホームページの公開及び更新 ・ボランティア協力校の指定 ・福祉や高齢者疑似体験、認知症サポーター養成講座等の開催 ・ワークキャンプ ・各種団体への福祉啓発および認知症講話 ・福祉啓発活動及び介護予防教室の開催、百歳体操の推進 ・各種ボランティアの育成 ・ボランティアセンターの運営 ・ボランティアポイントを活用した活動支援 ・生活支援サポーターの養成講座の開催 ・活動資金の助成 ・市民ワークショップの開催		
計画の柱 その2 地区福祉会による きめ細かな見守り体制 づくり	・校区、地区福祉会における地域福祉活動の推進と充実 ・ふれあいいきいきサロン活動、要援護者見守り活動、福祉問題発見活動、地域防災活動等の実施等 ・地区福祉会説明会及び福祉座談会で地区福祉会の活動内容と財源の周知 ・民生委員を主体とした見守り活動の推進 ・一日給食サービス事業の開催 ・もしも電話訪問活動の支援 ・月1回のサロン活動の支援 ・世代間交流の活動支援 ・地区福祉会での「地域マップ」作成支援 ・医療・福祉事業所の校区・地区福祉会活動への協力要請 ・福祉協力員設置推進 ・先進的な地区のサロンや見守り活動の事例紹介 ・地区福祉会リーダー研修会の開催		
計画の柱 その3 災害への備えと 生活支援による安全安心の 地域づくり	・公民館等の施設での「縁がわ」機能の検討 ・移動・買い物支援サービスの実施 ・公民館等の拠点改修制度等の周知・啓発 ・市防災訓練参加 ・災害ボランティアセンター設置訓練を実施 ・防災時の見守りや避難時の経路等のマップづくり等の支援 ・防災カードの配布(ひとり暮らし高齢者) ・防災マップの作成支援 ・住宅改修助成事業の周知・啓発		
計画の柱 その4 発見、相談、総合対応 による地域包括ケアづくり	・福祉法律相談の実施 ・生活自立支援センターの設置・運営 ・地域のよりあい活動の支援 ・安心生活サポート事業の実施 ・地域福祉権利擁護事業の実施 ・法人成年後見人等受任事業の実施 ・成年後見支援センターの設置・運営 ・地域での介護予防活動の支援 ・ひとり親世帯交流事業の開催 ・子ども劇場の開催 ・障がい者福祉スポーツ大会の開催 ・地域での子どもの見守りや世代間交流など ・見守り協力企業の普及啓発・強化 ・福祉事業所と地域のコーディネート ・福祉事業所へ座談会の参加呼びかけ		

資 料

○宇城市地域福祉計画・宇城市地域福祉活動計画策定協議会設置要綱〔社会福祉課〕

平成21年3月17日

告示第80号

改正 平成22年7月20日告示第87号

平成24年3月28日告示第55号

平成25年1月18日告示第6号

平成26年4月30日告示第62号

平成26年8月15日告示第99号

（設置）

第1条 宇城市における地域福祉を総合的に推進することを目的として、宇城市地域福祉計画及び宇城市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、学識経験者等の意見を聴くため、宇城市地域福祉計画・宇城市地域福祉活動計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）計画の進行状況の確認及び推進のための方策に関すること。
- （2）計画の見直しに関すること。
- （3）その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、別表第1に定める職にある者をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、5年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを選任する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、協議会に所掌事項に係る関係者の出席者を求めることができる。

（部会）

第7条 計画原案策定に至るまでの素案の立案及び調査検討するため、公募等により選出された市民等で構成する別表第2に定める市民部会及び市職員等で構成する別表第3に定める作業部会を置く。

- 2 市民部会の委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

（庶務体制）

第8条 協議会及び部会に係る庶務は、健康福祉部社会福祉課並びに社会福祉協議会との共管とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成26年8月15日告示第99号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所属団体名	役職名
宇城市嘱託員会	会長
宇城市民生委員児童委員連絡協議会	会長
宇城市老人クラブ連合会	会長
宇城市地域婦人会連絡協議会	会長
宇城市健康づくり推進員会	会長
宇城市ボランティア連絡協議会	会長
宇城市身体障害者協議会	会長
介護老人福祉施設	施設長
宇城市民生委員児童委員連絡協議会主任児童委員	代表者
宇城市PTA連合会	会長
宇城市母子保健推進員	会長
家庭児童相談員	相談員
宇城市社会福祉協議会	事務局長
健康福祉部	部長
健康福祉部	次長

別表第2（第7条関係）

機関名	三角地区	不知火地区	松橋地区	小川地区	豊野地区
公募市民	1人	1人	1人	1人	1人
地区福祉会	代表者1人	代表者1人	代表者1人	代表者1人	代表者1人
単位民生委員児童委員協議会	代表者1人	代表者1人	代表者1人	代表者1人	代表者1人
地域婦人会連絡協議会	代表者1人	代表者1人	代表者1人	代表者1人	代表者1人
老人クラブ連合会	代表者1人	代表者1人	代表者1人	代表者1人	代表者1人
身体障害者協議会	代表者1人	代表者1人	代表者1人	代表者1人	代表者1人
社協職員	職員1人	職員1人	職員1人	職員1人	職員1人
行政職員	職員1人	職員1人	職員1人	職員1人	職員1人

別表第3（第7条関係）

課名	職
健康づくり推進課	総務企画係長
	さしより野菜推進係長
	地域保健第1係長
	地域保健第2係長
高齢介護課	介護保険係長
	高齢者支援係長
保育園課	保育園係長
子育て支援課	子育て支援係長
	児童福祉センター係長
社会福祉課	課長
	障がい福祉係長
	生活保護係長
	地域福祉係長
社会福祉協議会	地域福祉課長

第3期宇城市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定協議会委員名簿

No.	所属団体名	役職名	氏名（敬称略）	
1	宇城市嘱託員会	会長	岩永 義輝	◎
2	宇城市民生委員児童委員連絡協議会	会長	高橋 清勝	
3	宇城市老人クラブ連合会	会長	野田 秋信	
4	宇城市地域婦人会連絡協議会	会長	濱崎 壽子	○
5	宇城市健康づくり推進員会	会長	西岡 ミチ子	
6	宇城市ボランティア連絡協議会	会長	吉田 良一	
7	宇城市身体障害者協議会	会長	柿本 勝成	
8	介護老人福祉施設	理事長	石川 洋一	
9	宇城市民生委員児童委員連絡協議会主任児童委員	代表者	林田 恵美子	
10	宇城市PTA連合会	会長	植田 康介	
11	宇城市母子保健推進員	会長	神之田 歩美	
12	家庭児童相談員	相談員	新納 美智子	
13	宇城市社会福祉協議会	事務局長	野田 眞	
14	健康福祉部	部長	那須 聡英	
15	健康福祉部	次長	西岡 澄浩	

◎会長 ○副会長

第3期宇城市地域福祉計画・地域福祉活動計画市民部会名簿

No.	地区	機関名	氏名(敬称略)
1	三角	公募市民	—
2		地区福祉会代表者	西山 和人
3		単位民生委員児童委員協議会代表者	濱田 美津子
4		地域婦人会連絡協議会	鈴木 菊美
5		老人クラブ連合会代表者	浦川 節生
6		身体障害者協議会代表者	寶口 富雄
7	不知火	公募市民	梶原 幸太郎
8		地区福祉会代表者	嶋谷 洋一
9		単位民生委員児童委員協議会代表者	村崎 絹子
10		地域婦人会連絡協議会	浦上 きみ子
11		老人クラブ連合会代表者	河野 安知
12		身体障害者協議会代表者	田中 正信
13	松橋	公募市民	鵜川 憲康
14		地区福祉会代表者	木下 繁幸
15		単位民生委員児童委員協議会代表者	奥村 美智子
16		地域婦人会連絡協議会	—
17		老人クラブ連合会代表者	中村 勝也
18		身体障害者協議会代表者	高嶋 富夫
19	小川	公募市民	稲田 さゆり
20		地区福祉会代表者	岩山 勝也
21		単位民生委員児童委員協議会代表者	田中 元子
22		地域婦人会連絡協議会	平岡 京子
23		老人クラブ連合会代表者	松永 茂
24		身体障害者協議会代表者	橋本 賢
25	豊野	公募市民	岩永 理恵
26		地区福祉会代表者	福田 道明
27		単位民生委員児童委員協議会代表者	高橋 清勝
28		地域婦人会連絡協議会	坂井 祐子
29		老人クラブ連合会代表者	長田 政敏
30		身体障害者協議会代表者	城塚 誠吾

計画策定の経緯

開催日	内 容
平成31年 1月10日～1月31日	市民意識調査の実施 団体意識調査の実施
令和元年 10月2日	第1回 策定協議会 ・策定協議会会長の選任 ・地域福祉計画・地域福祉活動について ・市民意識調査の結果について ・第3期計画の策定について
10月3日	第1回 市民部会・作業部会の開催 ①委嘱状交付 ②計画の概要及び進捗状況について ③地域福祉計画・地域福祉活動計画について ・スライド視聴 ・ワークショップ「地域の課題と資源を見つける」
11月5日	第2回 市民部会の開催 ・ワークショップ「住民の取組みと行政・社協の役割について考える」
11月29日	第2回 策定協議会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の検討
12月13日	第2回 作業部会の開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の検討
令和2年 2月13日	第3回 策定協議会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）の検討
2月14日～2月27日	パブリックコメントの実施
3月6日	事務局会議 ・パブリックコメントの結果について

第3期 宇城市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和2年3月

策 定 宇城市・宇城市社会福祉協議会